

関 越 自 動 車 道
三 室 沢 橋 床 版 取 替 工 事

交 付 図 書 正 誤 表

東日本高速道路株式会社 関東支社

高 崎 管 理 事 務 所

対象	特記仕様書 (P. 1)																																																								
誤	<p style="text-align: center;">目 次</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: right;">頁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1. 工事概要</td><td style="text-align: right;">3</td></tr> <tr><td>2. 適用する共通仕様書</td><td style="text-align: right;">3</td></tr> <tr><td>3. 監督員、主任補助監督員の権限</td><td style="text-align: right;">3</td></tr> <tr><td>4. 配置技術者に関する事項</td><td style="text-align: right;">4</td></tr> <tr><td>5. 設計業務の資格</td><td style="text-align: right;">5</td></tr> <tr><td>6. 工事用地等に関する事項</td><td style="text-align: right;">6</td></tr> <tr><td>7. 関連施設その他との関係</td><td style="text-align: right;">6</td></tr> <tr><td>8. 作業日及び作業期間に関する事項</td><td style="text-align: right;">7</td></tr> <tr><td>9. 関連工事に関する事項</td><td style="text-align: right;">9</td></tr> <tr><td>10. 初期点検の実施</td><td style="text-align: right;">10</td></tr> <tr><td>11. 工事費構成内訳書に関する事項</td><td style="text-align: right;">10</td></tr> <tr><td>12. 工程表及び履行報告に関する事項</td><td style="text-align: right;">11</td></tr> <tr><td>13. 工事用材料に関する事項</td><td style="text-align: right;">11</td></tr> <tr><td>14. 貸与品に関する事項</td><td style="text-align: right;">12</td></tr> <tr><td>15. 残存物件の処理に関する事項</td><td style="text-align: right;">12</td></tr> <tr><td>16. 保安に関する事項</td><td style="text-align: right;">13</td></tr> <tr><td>17. 環境保全に関する事項</td><td style="text-align: right;">17</td></tr> <tr><td>18. 再生資源及び建設副産物に関する事項</td><td style="text-align: right;">17</td></tr> <tr><td>19. 部分使用に関する事項</td><td style="text-align: right;">18</td></tr> <tr><td>20. 現場環境改善に関する事項</td><td style="text-align: right;">19</td></tr> <tr><td>21. 業務用プレート等に関する事項</td><td style="text-align: right;">20</td></tr> <tr><td>22. 三者協議会に関する事項</td><td style="text-align: right;">20</td></tr> <tr><td>23. 工事変更等検討会の設置</td><td style="text-align: right;">21</td></tr> <tr><td>24. 週休2日推進工事</td><td style="text-align: right;">21</td></tr> <tr><td>25. 工事細部に関する事項</td><td style="text-align: right;">22</td></tr> <tr><td>26. 割掛対象表の項目に示す工事内容</td><td style="text-align: right;">53</td></tr> <tr><td>27. 補足事項</td><td style="text-align: right;">54</td></tr> </tbody> </table>		頁	1. 工事概要	3	2. 適用する共通仕様書	3	3. 監督員、主任補助監督員の権限	3	4. 配置技術者に関する事項	4	5. 設計業務の資格	5	6. 工事用地等に関する事項	6	7. 関連施設その他との関係	6	8. 作業日及び作業期間に関する事項	7	9. 関連工事に関する事項	9	10. 初期点検の実施	10	11. 工事費構成内訳書に関する事項	10	12. 工程表及び履行報告に関する事項	11	13. 工事用材料に関する事項	11	14. 貸与品に関する事項	12	15. 残存物件の処理に関する事項	12	16. 保安に関する事項	13	17. 環境保全に関する事項	17	18. 再生資源及び建設副産物に関する事項	17	19. 部分使用に関する事項	18	20. 現場環境改善に関する事項	19	21. 業務用プレート等に関する事項	20	22. 三者協議会に関する事項	20	23. 工事変更等検討会の設置	21	24. 週休2日推進工事	21	25. 工事細部に関する事項	22	26. 割掛対象表の項目に示す工事内容	53	27. 補足事項	54
	頁																																																								
1. 工事概要	3																																																								
2. 適用する共通仕様書	3																																																								
3. 監督員、主任補助監督員の権限	3																																																								
4. 配置技術者に関する事項	4																																																								
5. 設計業務の資格	5																																																								
6. 工事用地等に関する事項	6																																																								
7. 関連施設その他との関係	6																																																								
8. 作業日及び作業期間に関する事項	7																																																								
9. 関連工事に関する事項	9																																																								
10. 初期点検の実施	10																																																								
11. 工事費構成内訳書に関する事項	10																																																								
12. 工程表及び履行報告に関する事項	11																																																								
13. 工事用材料に関する事項	11																																																								
14. 貸与品に関する事項	12																																																								
15. 残存物件の処理に関する事項	12																																																								
16. 保安に関する事項	13																																																								
17. 環境保全に関する事項	17																																																								
18. 再生資源及び建設副産物に関する事項	17																																																								
19. 部分使用に関する事項	18																																																								
20. 現場環境改善に関する事項	19																																																								
21. 業務用プレート等に関する事項	20																																																								
22. 三者協議会に関する事項	20																																																								
23. 工事変更等検討会の設置	21																																																								
24. 週休2日推進工事	21																																																								
25. 工事細部に関する事項	22																																																								
26. 割掛対象表の項目に示す工事内容	53																																																								
27. 補足事項	54																																																								
正	<p style="text-align: center;">1</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: right;">頁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1. 工事概要</td><td style="text-align: right;">3</td></tr> <tr><td>2. 適用する共通仕様書</td><td style="text-align: right;">3</td></tr> <tr><td>3. 監督員、主任補助監督員の権限</td><td style="text-align: right;">3</td></tr> <tr><td>4. 配置技術者に関する事項</td><td style="text-align: right;">4</td></tr> <tr><td>5. 設計業務の資格</td><td style="text-align: right;">5</td></tr> <tr><td>6. 工事用地等に関する事項</td><td style="text-align: right;">6</td></tr> <tr><td>7. 関連施設その他との関係</td><td style="text-align: right;">6</td></tr> <tr><td>8. 作業日及び作業期間に関する事項</td><td style="text-align: right;">7</td></tr> <tr><td>9. 関連工事に関する事項</td><td style="text-align: right;">9</td></tr> <tr><td>10. 初期点検の実施</td><td style="text-align: right;">10</td></tr> <tr><td>11. 工事費構成内訳書に関する事項</td><td style="text-align: right;">10</td></tr> <tr><td>12. 工程表及び履行報告に関する事項</td><td style="text-align: right;">11</td></tr> <tr><td>13. 工事用材料に関する事項</td><td style="text-align: right;">11</td></tr> <tr><td>14. 貸与品に関する事項</td><td style="text-align: right;">12</td></tr> <tr><td>15. 残存物件の処理に関する事項</td><td style="text-align: right;">12</td></tr> <tr><td>16. 保安に関する事項</td><td style="text-align: right;">13</td></tr> <tr><td>17. 環境保全に関する事項</td><td style="text-align: right;">17</td></tr> <tr><td>18. 再生資源及び建設副産物に関する事項</td><td style="text-align: right;">17</td></tr> <tr><td>19. 部分使用に関する事項</td><td style="text-align: right;">18</td></tr> <tr><td>20. 現場環境改善に関する事項</td><td style="text-align: right;">19</td></tr> <tr><td>21. 業務用プレート等に関する事項</td><td style="text-align: right;">20</td></tr> <tr><td>22. 三者協議会に関する事項</td><td style="text-align: right;">20</td></tr> <tr><td>23. 工事変更等検討会の設置</td><td style="text-align: right;">21</td></tr> <tr><td>24. 週休2日推進工事</td><td style="text-align: right;">21</td></tr> <tr><td>25. 工事細部に関する事項</td><td style="text-align: right;">22</td></tr> <tr><td>26. 割掛対象表の項目に示す工事内容</td><td style="text-align: right;">55</td></tr> <tr><td>27. 補足事項</td><td style="text-align: right;">56</td></tr> </tbody> </table>		頁	1. 工事概要	3	2. 適用する共通仕様書	3	3. 監督員、主任補助監督員の権限	3	4. 配置技術者に関する事項	4	5. 設計業務の資格	5	6. 工事用地等に関する事項	6	7. 関連施設その他との関係	6	8. 作業日及び作業期間に関する事項	7	9. 関連工事に関する事項	9	10. 初期点検の実施	10	11. 工事費構成内訳書に関する事項	10	12. 工程表及び履行報告に関する事項	11	13. 工事用材料に関する事項	11	14. 貸与品に関する事項	12	15. 残存物件の処理に関する事項	12	16. 保安に関する事項	13	17. 環境保全に関する事項	17	18. 再生資源及び建設副産物に関する事項	17	19. 部分使用に関する事項	18	20. 現場環境改善に関する事項	19	21. 業務用プレート等に関する事項	20	22. 三者協議会に関する事項	20	23. 工事変更等検討会の設置	21	24. 週休2日推進工事	21	25. 工事細部に関する事項	22	26. 割掛対象表の項目に示す工事内容	55	27. 補足事項	56
	頁																																																								
1. 工事概要	3																																																								
2. 適用する共通仕様書	3																																																								
3. 監督員、主任補助監督員の権限	3																																																								
4. 配置技術者に関する事項	4																																																								
5. 設計業務の資格	5																																																								
6. 工事用地等に関する事項	6																																																								
7. 関連施設その他との関係	6																																																								
8. 作業日及び作業期間に関する事項	7																																																								
9. 関連工事に関する事項	9																																																								
10. 初期点検の実施	10																																																								
11. 工事費構成内訳書に関する事項	10																																																								
12. 工程表及び履行報告に関する事項	11																																																								
13. 工事用材料に関する事項	11																																																								
14. 貸与品に関する事項	12																																																								
15. 残存物件の処理に関する事項	12																																																								
16. 保安に関する事項	13																																																								
17. 環境保全に関する事項	17																																																								
18. 再生資源及び建設副産物に関する事項	17																																																								
19. 部分使用に関する事項	18																																																								
20. 現場環境改善に関する事項	19																																																								
21. 業務用プレート等に関する事項	20																																																								
22. 三者協議会に関する事項	20																																																								
23. 工事変更等検討会の設置	21																																																								
24. 週休2日推進工事	21																																																								
25. 工事細部に関する事項	22																																																								
26. 割掛対象表の項目に示す工事内容	55																																																								
27. 補足事項	56																																																								
備考	特記仕様書 目次のページ番号を修正。																																																								

対象	特記仕様書 (P. 17)																				
誤	<p>16-6 保安に関する費用 本特記仕様書16-2-1「高速道路等の交通規制」及び16-2-3「交通保安要員の配置」に要する費用は、単価表の項目で支払いを行うものとする。また、それら以外に要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。</p> <p>17. 環境保全に関する事項 17-1 砂塵等の防止 受注者は、工事用機械及び車両の走行による砂塵等の被害を第三者に及ぼさないよう善良な管理を行うものとする。</p> <p>17-2 騒音等に関する配慮 受注者は、施工に伴う工事用機械及び車両の騒音対策について、近隣の地域住民へ十分な配慮を講じて施工を行わなければならない。</p> <p>17-3 汚濁水処理 ウォータージェット工法により生じる汚濁水は、関係法令に従って処理を行った後、放流するものとする。なお、受注者は、汚濁水の処理方法について記載した計画書を監督員に提出するものとする。</p> <p>17-4 高速道路の環境美化 受注者は、工事の施工に伴う交通規制の実施にあたり、その規制区間内のごみ等を除去する等、高速道路の環境美化に努めなければならない。</p> <p>17-5 環境保全に関する費用 環境保全に関する費用については、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。</p> <p>18. 再生資源及び建設副産物に関する事項 18-1 建設副産物の活用等 (1) 共通仕様書1-28「建設副産物」の規定に基づき指定する建設副産物の取扱いは、下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設副産物の種類</th> <th>発生場所</th> <th>数量</th> <th>活用方法等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート塊</td> <td rowspan="5">関越自動車道 ・渡り線区間（上下） (K P 1 2 0. 7 7 ~ K P 1 2 1. 5 9) ・三室沢橋（上下） (K P 1 2 1. 1 8 ~ K P 1 2 1. 2 9)</td> <td>約 6 9 0 m³</td> <td>再資源化施設</td> </tr> <tr> <td>アスファルト・コンクリート塊</td> <td>約 2 9 0 m³</td> <td>再資源化施設</td> </tr> <tr> <td>廃プラスチック類</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>建設汚泥</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>研削材・ケレンかす・廃塗膜</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	建設副産物の種類	発生場所	数量	活用方法等	コンクリート塊	関越自動車道 ・渡り線区間（上下） (K P 1 2 0. 7 7 ~ K P 1 2 1. 5 9) ・三室沢橋（上下） (K P 1 2 1. 1 8 ~ K P 1 2 1. 2 9)	約 6 9 0 m ³	再資源化施設	アスファルト・コンクリート塊	約 2 9 0 m ³	再資源化施設	廃プラスチック類	—	—	建設汚泥	—	—	研削材・ケレンかす・廃塗膜	—	—
建設副産物の種類	発生場所	数量	活用方法等																		
コンクリート塊	関越自動車道 ・渡り線区間（上下） (K P 1 2 0. 7 7 ~ K P 1 2 1. 5 9) ・三室沢橋（上下） (K P 1 2 1. 1 8 ~ K P 1 2 1. 2 9)	約 6 9 0 m ³	再資源化施設																		
アスファルト・コンクリート塊		約 2 9 0 m ³	再資源化施設																		
廃プラスチック類		—	—																		
建設汚泥		—	—																		
研削材・ケレンかす・廃塗膜		—	—																		
正	<p>16-6 保安に関する費用 本特記仕様書16-2-1「高速道路等の交通規制」及び16-2-3「交通保安要員の配置」に要する費用は、単価表の項目で支払いを行うものとする。また、それら以外に要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。</p> <p>17. 環境保全に関する事項 17-1 砂塵等の防止 受注者は、工事用機械及び車両の走行による砂塵等の被害を第三者に及ぼさないよう善良な管理を行うものとする。</p> <p>17-2 騒音等に関する配慮 受注者は、施工に伴う工事用機械及び車両の騒音対策について、近隣の地域住民へ十分な配慮を講じて施工を行わなければならない。</p> <p>17-3 汚濁水処理 ウォータージェット工法により生じる汚濁水は、関係法令に従って処理を行った後、放流するものとする。なお、受注者は、汚濁水の処理方法について記載した計画書を監督員に提出するものとする。</p> <p>17-4 高速道路の環境美化 受注者は、工事の施工に伴う交通規制の実施にあたり、その規制区間内のごみ等を除去する等、高速道路の環境美化に努めなければならない。</p> <p>17-5 環境保全に関する費用 環境保全に関する費用については、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。</p> <p>18. 再生資源及び建設副産物に関する事項 18-1 建設副産物の活用等 (1) 共通仕様書1-28「建設副産物」の規定に基づき指定する建設副産物の取扱いは、下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設副産物の種類</th> <th>発生場所</th> <th>数量</th> <th>活用方法等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート塊</td> <td rowspan="5">関越自動車道 ・渡り線区間（上下） (K P 1 2 0. 7 7 ~ K P 1 2 1. 5 9) ・三室沢橋（上下） (K P 1 2 1. 1 8 ~ K P 1 2 1. 2 9)</td> <td>約 6 9 0 m³</td> <td>再資源化施設</td> </tr> <tr> <td>アスファルト・コンクリート塊</td> <td>約 2 9 0 m³</td> <td>再資源化施設</td> </tr> <tr> <td>ケレンかす・廃塗膜・研削材</td> <td>約 4 0 t</td> <td>最終処分場 約 4 0 kg/m²</td> </tr> <tr> <td>廃プラスチック類</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>建設汚泥</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	建設副産物の種類	発生場所	数量	活用方法等	コンクリート塊	関越自動車道 ・渡り線区間（上下） (K P 1 2 0. 7 7 ~ K P 1 2 1. 5 9) ・三室沢橋（上下） (K P 1 2 1. 1 8 ~ K P 1 2 1. 2 9)	約 6 9 0 m ³	再資源化施設	アスファルト・コンクリート塊	約 2 9 0 m ³	再資源化施設	ケレンかす・廃塗膜・研削材	約 4 0 t	最終処分場 約 4 0 kg/m ²	廃プラスチック類	—	—	建設汚泥	—	—
建設副産物の種類	発生場所	数量	活用方法等																		
コンクリート塊	関越自動車道 ・渡り線区間（上下） (K P 1 2 0. 7 7 ~ K P 1 2 1. 5 9) ・三室沢橋（上下） (K P 1 2 1. 1 8 ~ K P 1 2 1. 2 9)	約 6 9 0 m ³	再資源化施設																		
アスファルト・コンクリート塊		約 2 9 0 m ³	再資源化施設																		
ケレンかす・廃塗膜・研削材		約 4 0 t	最終処分場 約 4 0 kg/m ²																		
廃プラスチック類		—	—																		
建設汚泥		—	—																		
備考	特記仕様書18-1「建設副産物の活用等」のケレンかす・廃塗膜・研削材の数量及び活用方法を修正。																				

対象	特記仕様書 (P. 18)																												
誤	<p>(2) 再資源化（最終処分）をする施設の名称及び所在地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特定建設資材 廃棄物の種類</th> <th>施設の名称</th> <th>所在地</th> <th>受入条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート塊</td> <td rowspan="2">株フジモク</td> <td rowspan="2">群馬県沼田市大釜町字 八幡平333-1他</td> <td>日曜日・祝日は受入不可 上記以外の8:00~17:00受入可能 定時外受入不可 最大寸法: 30×30×20cm以下</td> </tr> <tr> <td>アスファルト・ コンクリート塊 (高機能舗装II型以外)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アスファルト・ コンクリート塊 (高機能舗装II型)</td> <td>株戸部組</td> <td>群馬県沼田市町田町字 小沢1993-1 外20筆</td> <td>日曜日・祝日は受入不可 上記以外の8:00~17:00受入可能 定時外受入可（要相談） 最大寸法: 50×50×5cm以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>記載している事項については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者が提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。</p> <p>(3) 廃プラスチック類、建設汚泥、研削材・ケレンかす・廃塗膜の処理に要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <p>18-2 再生資材の使用及び建設副産物の活用等に関する費用</p> <p>再生資材の使用及び建設副産物の活用等（廃プラスチック類、建設汚泥、研削材・ケレンかす・廃塗膜の処理を除く）に要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし別途支払は行わないものとする。ただし、監督員が必要であると認めて再生資材の使用及び建設副産物の活用等の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとする。なお、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <p>また、本特記仕様書18-1「建設副産物の活用等」(3)により定められた処理に要する費用は、監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <p>19. 部分使用に関する事項</p> <p>19-1 工事の部分使用</p> <p>共通仕様書1-49-1「適用範囲」の規定に基づき部分使用する箇所及びその使用開始時期は、下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>箇所</th> <th>使用開始時期</th> <th>使用理由</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上下線(KP119. 95~KP121. 99) 対面通行規制準備、復旧（中央分離帯改良工）</td> <td>日々の施工 完了後</td> <td rowspan="2">一般の用に供するため</td> <td rowspan="2">率計上工事に関する事項 路面標示工、仮設防護柵工は率計上に関する事項</td> </tr> <tr> <td>下り線(KP120. 77~KP121. 59) 対面通行規制切換（仮設防護柵工）</td> <td>令和6年5月 上旬</td> </tr> <tr> <td>下り線(KP120. 77~KP121. 59) 一時交通開放、復旧（アスファルトコンクリート表層工、切削オーバーレイ工、路面標示工、仮設防護柵工）</td> <td>本特記仕様書8-2-3「対面通行規制」①に記載の日</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地	受入条件	コンクリート塊	株フジモク	群馬県沼田市大釜町字 八幡平333-1他	日曜日・祝日は受入不可 上記以外の8:00~17:00受入可能 定時外受入不可 最大寸法: 30×30×20cm以下	アスファルト・ コンクリート塊 (高機能舗装II型以外)		アスファルト・ コンクリート塊 (高機能舗装II型)	株戸部組	群馬県沼田市町田町字 小沢1993-1 外20筆	日曜日・祝日は受入不可 上記以外の8:00~17:00受入可能 定時外受入可（要相談） 最大寸法: 50×50×5cm以下	箇所	使用開始時期	使用理由	摘要	上下線(KP119. 95~KP121. 99) 対面通行規制準備、復旧（中央分離帯改良工）	日々の施工 完了後	一般の用に供するため	率計上工事に関する事項 路面標示工、仮設防護柵工は率計上に関する事項	下り線(KP120. 77~KP121. 59) 対面通行規制切換（仮設防護柵工）	令和6年5月 上旬	下り線(KP120. 77~KP121. 59) 一時交通開放、復旧（アスファルトコンクリート表層工、切削オーバーレイ工、路面標示工、仮設防護柵工）	本特記仕様書8-2-3「対面通行規制」①に記載の日		
特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地	受入条件																										
コンクリート塊	株フジモク	群馬県沼田市大釜町字 八幡平333-1他	日曜日・祝日は受入不可 上記以外の8:00~17:00受入可能 定時外受入不可 最大寸法: 30×30×20cm以下																										
アスファルト・ コンクリート塊 (高機能舗装II型以外)																													
アスファルト・ コンクリート塊 (高機能舗装II型)	株戸部組	群馬県沼田市町田町字 小沢1993-1 外20筆	日曜日・祝日は受入不可 上記以外の8:00~17:00受入可能 定時外受入可（要相談） 最大寸法: 50×50×5cm以下																										
箇所	使用開始時期	使用理由	摘要																										
上下線(KP119. 95~KP121. 99) 対面通行規制準備、復旧（中央分離帯改良工）	日々の施工 完了後	一般の用に供するため	率計上工事に関する事項 路面標示工、仮設防護柵工は率計上に関する事項																										
下り線(KP120. 77~KP121. 59) 対面通行規制切換（仮設防護柵工）	令和6年5月 上旬																												
下り線(KP120. 77~KP121. 59) 一時交通開放、復旧（アスファルトコンクリート表層工、切削オーバーレイ工、路面標示工、仮設防護柵工）	本特記仕様書8-2-3「対面通行規制」①に記載の日																												
正	<p>(2) 再資源化（最終処分）をする施設の名称及び所在地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特定建設資材 廃棄物の種類</th> <th>施設の名称</th> <th>所在地</th> <th>受入条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート塊</td> <td rowspan="2">株フジモク</td> <td rowspan="2">群馬県沼田市大釜町字 八幡平333-1他</td> <td>日曜日・祝日は受入不可 上記以外の8:00~17:00受入可能 定時外受入不可 最大寸法: 30×30×20cm以下</td> </tr> <tr> <td>アスファルト・ コンクリート塊 (高機能舗装II型以外)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アスファルト・ コンクリート塊 (高機能舗装II型)</td> <td>株戸部組</td> <td>群馬県沼田市町田町字 小沢1993-1 外20筆</td> <td>日曜日・祝日は受入不可 上記以外の8:00~17:00受入可能 定時外受入可（要相談） 最大寸法: 50×50×5cm以下</td> </tr> <tr> <td>ケレンかす・廃塗膜・ 研削材</td> <td>株テシマ</td> <td>群馬県前橋市富士見町 小暮2295-13</td> <td>日曜日・祝日は受入不可 上記以外の8:00~17:00受入可能 定時外受入不可 受入荷姿: フレコンパック等</td> </tr> </tbody> </table> <p>記載している事項については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者が提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。</p> <p>(3) 廃プラスチック類、建設汚泥の処理に要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <p>18-2 再生資材の使用及び建設副産物の活用等に関する費用</p> <p>再生資材の使用及び建設副産物の活用等（廃プラスチック類、建設汚泥の処理を除く）に要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし別途支払は行わないものとする。ただし、監督員が必要であると認めて再生資材の使用及び建設副産物の活用等の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとする。なお、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <p>また、本特記仕様書18-1「建設副産物の活用等」(3)により定められた処理に要する費用は、監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <p>19. 部分使用に関する事項</p> <p>19-1 工事の部分使用</p> <p>共通仕様書1-49-1「適用範囲」の規定に基づき部分使用する箇所及びその使用開始時期は、下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>箇所</th> <th>使用開始時期</th> <th>使用理由</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上下線(KP119. 95~KP121. 99) 対面通行規制準備、復旧（中央分離帯改良工）</td> <td>日々の施工 完了後</td> <td rowspan="2">一般の用に供するため</td> <td rowspan="2">率計上工事に関する事項</td> </tr> <tr> <td>下り線(KP120. 77~KP121. 59) 対面通行規制切換（仮設防護柵工）</td> <td>令和6年5月 上旬</td> </tr> </tbody> </table>	特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地	受入条件	コンクリート塊	株フジモク	群馬県沼田市大釜町字 八幡平333-1他	日曜日・祝日は受入不可 上記以外の8:00~17:00受入可能 定時外受入不可 最大寸法: 30×30×20cm以下	アスファルト・ コンクリート塊 (高機能舗装II型以外)		アスファルト・ コンクリート塊 (高機能舗装II型)	株戸部組	群馬県沼田市町田町字 小沢1993-1 外20筆	日曜日・祝日は受入不可 上記以外の8:00~17:00受入可能 定時外受入可（要相談） 最大寸法: 50×50×5cm以下	ケレンかす・廃塗膜・ 研削材	株テシマ	群馬県前橋市富士見町 小暮2295-13	日曜日・祝日は受入不可 上記以外の8:00~17:00受入可能 定時外受入不可 受入荷姿: フレコンパック等	箇所	使用開始時期	使用理由	摘要	上下線(KP119. 95~KP121. 99) 対面通行規制準備、復旧（中央分離帯改良工）	日々の施工 完了後	一般の用に供するため	率計上工事に関する事項	下り線(KP120. 77~KP121. 59) 対面通行規制切換（仮設防護柵工）	令和6年5月 上旬
特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地	受入条件																										
コンクリート塊	株フジモク	群馬県沼田市大釜町字 八幡平333-1他	日曜日・祝日は受入不可 上記以外の8:00~17:00受入可能 定時外受入不可 最大寸法: 30×30×20cm以下																										
アスファルト・ コンクリート塊 (高機能舗装II型以外)																													
アスファルト・ コンクリート塊 (高機能舗装II型)	株戸部組	群馬県沼田市町田町字 小沢1993-1 外20筆	日曜日・祝日は受入不可 上記以外の8:00~17:00受入可能 定時外受入可（要相談） 最大寸法: 50×50×5cm以下																										
ケレンかす・廃塗膜・ 研削材	株テシマ	群馬県前橋市富士見町 小暮2295-13	日曜日・祝日は受入不可 上記以外の8:00~17:00受入可能 定時外受入不可 受入荷姿: フレコンパック等																										
箇所	使用開始時期	使用理由	摘要																										
上下線(KP119. 95~KP121. 99) 対面通行規制準備、復旧（中央分離帯改良工）	日々の施工 完了後	一般の用に供するため	率計上工事に関する事項																										
下り線(KP120. 77~KP121. 59) 対面通行規制切換（仮設防護柵工）	令和6年5月 上旬																												
備考	特記仕様書18-1「建設副産物の活用等」(2)にケレンかす・廃塗膜・研削材の再資源（最終処分）施設を追加。 特記仕様書18-1「建設副産物の活用等」(3)の記載を修正。 特記仕様書18-2「再生資材の使用及び建設副産物の活用等に関する費用」の記載を修正。																												

対象	特記仕様書 (P. 27)																																										
誤	<p>13-(10) 切削オーバーレイ工 B (t = 4 cm) 13-(14) アスファルトコンクリート橋梁レベリング層工</p> <p>25-6 床版防水工 25-6-1 種別 共通仕様書 13-9-2 「種別」を次のとおり変更する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">単価表の項目</th> <th rowspan="2">区分内容</th> <th rowspan="2">既設 床版面</th> <th colspan="2">下地処理方法</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>床版面</th> <th>端部防水面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>床版防水工A</td> <td>新設のコンクリート床版に床版防水工の要求性能としてグレードIIに適合する防水層を施工するものをいう。</td> <td>—</td> <td>ダイヤモンド研磨工法</td> <td>研磨工 (動力工具)</td> <td>端部防水工の端部保護材を含む</td> </tr> </tbody> </table> <p>25-6-2 施工 共通仕様書 13-9-4 「施工」に下記を追加する。 (1) 床版防水工A 3) 床版防水工Aの施工は、「舗装施工管理要領」の規定及び「床版防水の下地処理に関するガイドライン (新設床版編)」に従って行わなければならない。 「床版防水の下地処理に関するガイドライン (新設床版編)」については、契約締結後に貸与するものとする。</p> <p>25-7 落橋防止工 25-7-1 落橋防止工の種別 共通仕様書 17-5-2 「落橋防止工の種別」に下表を追加する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> <th colspan="3">下地処理方法</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>縁端拡幅工M 鋼製プラケット</td> <td>水平力分担構造及び段差防止構造の設置に伴い、鋼製 プラケットで橋台部の天端を拡幅するものをいう。</td> <td colspan="3"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>縁端拡幅工M アンカー工 A</td> <td>既設コンクリート構造物を削孔径φ 42 mmで削孔長490 mm削孔して硬化樹脂により定着するもの (アンカーリングの材料は含まない)。</td> <td colspan="3"></td> <td rowspan="3">三室沢橋 A 1、A 2 橋台</td> </tr> <tr> <td>縁端拡幅工M アンカー工 B</td> <td>既設コンクリート構造物を削孔径φ 48 mmで削孔長580 mm削孔して硬化樹脂により定着するもの (アンカーリングの材料は含まない)。</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>縁端拡幅工M アンカー工 C</td> <td>既設コンクリート構造物を削孔径φ 61 mmで削孔長775 mm削孔して硬化樹脂により定着するもの (アンカーリングの材料は含まない)。</td> <td colspan="3"></td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	区分内容	既設 床版面	下地処理方法		摘要	床版面	端部防水面	床版防水工A	新設のコンクリート床版に床版防水工の要求性能としてグレードIIに適合する防水層を施工するものをいう。	—	ダイヤモンド研磨工法	研磨工 (動力工具)	端部防水工の端部保護材を含む	単価表の項目	区分内容	下地処理方法			摘要	縁端拡幅工M 鋼製プラケット	水平力分担構造及び段差防止構造の設置に伴い、鋼製 プラケットで橋台部の天端を拡幅するものをいう。					縁端拡幅工M アンカー工 A	既設コンクリート構造物を削孔径φ 42 mmで削孔長490 mm削孔して硬化樹脂により定着するもの (アンカーリングの材料は含まない)。				三室沢橋 A 1、A 2 橋台	縁端拡幅工M アンカー工 B	既設コンクリート構造物を削孔径φ 48 mmで削孔長580 mm削孔して硬化樹脂により定着するもの (アンカーリングの材料は含まない)。				縁端拡幅工M アンカー工 C	既設コンクリート構造物を削孔径φ 61 mmで削孔長775 mm削孔して硬化樹脂により定着するもの (アンカーリングの材料は含まない)。			
単価表の項目	区分内容				既設 床版面	下地処理方法		摘要																																			
		床版面	端部防水面																																								
床版防水工A	新設のコンクリート床版に床版防水工の要求性能としてグレードIIに適合する防水層を施工するものをいう。	—	ダイヤモンド研磨工法	研磨工 (動力工具)	端部防水工の端部保護材を含む																																						
単価表の項目	区分内容	下地処理方法			摘要																																						
縁端拡幅工M 鋼製プラケット	水平力分担構造及び段差防止構造の設置に伴い、鋼製 プラケットで橋台部の天端を拡幅するものをいう。																																										
縁端拡幅工M アンカー工 A	既設コンクリート構造物を削孔径φ 42 mmで削孔長490 mm削孔して硬化樹脂により定着するもの (アンカーリングの材料は含まない)。				三室沢橋 A 1、A 2 橋台																																						
縁端拡幅工M アンカー工 B	既設コンクリート構造物を削孔径φ 48 mmで削孔長580 mm削孔して硬化樹脂により定着するもの (アンカーリングの材料は含まない)。																																										
縁端拡幅工M アンカー工 C	既設コンクリート構造物を削孔径φ 61 mmで削孔長775 mm削孔して硬化樹脂により定着するもの (アンカーリングの材料は含まない)。																																										
正	<p>13-(10) 切削オーバーレイ工 B (t = 4 cm) 13-(14) アスファルトコンクリート橋梁レベリング層工</p> <p>25-6 床版防水工 25-6-1 種別 共通仕様書 13-9-2 「種別」を次のとおり変更する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">単価表の項目</th> <th rowspan="2">区分内容</th> <th rowspan="2">既設 床版面</th> <th colspan="2">下地処理方法</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>床版面</th> <th>端部防水面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>床版防水工A</td> <td>新設のコンクリート床版に床版防水工の要求性能としてグレードIIに適合する防水層を施工するものをいう。</td> <td>—</td> <td>ダイヤモンド研磨工法</td> <td>研磨工 (動力工具)</td> <td>端部防水工の端部保護材を含む</td> </tr> </tbody> </table> <p>25-6-2 施工 共通仕様書 13-9-4 「施工」に下記を追加する。 (1) 床版防水工A 3) 床版防水工Aの施工は、「舗装施工管理要領」の規定及び「床版防水の下地処理に関するガイドライン (新設床版編)」に従って行わなければならない。 「床版防水の下地処理に関するガイドライン (新設床版編)」については、契約締結後に貸与するものとする。</p> <p>25-7 落橋防止工 25-7-1 落橋防止工の種別 共通仕様書 17-5-2 「落橋防止工の種別」に下表を追加する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> <th colspan="3">下地処理方法</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>縁端拡幅工M 鋼製プラケット</td> <td>水平力分担構造及び段差防止構造の設置に伴い、鋼製 プラケットで橋台部の天端を拡幅するものをいう (アンカーリングの材料を含む)。</td> <td colspan="3"></td> <td rowspan="4">三室沢橋 A 1、A 2 橋台</td> </tr> <tr> <td>縁端拡幅工M アンカー工 A</td> <td>既設コンクリート構造物を削孔径φ 42 mmで削孔長490 mm削孔して硬化樹脂により定着するもの (アンカーリングの材料は含まない)。</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>縁端拡幅工M アンカー工 B</td> <td>既設コンクリート構造物を削孔径φ 48 mmで削孔長580 mm削孔して硬化樹脂により定着するもの (アンカーリングの材料は含まない)。</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>縁端拡幅工M アンカー工 C</td> <td>既設コンクリート構造物を削孔径φ 61 mmで削孔長775 mm削孔して硬化樹脂により定着するもの (アンカーリングの材料は含まない)。</td> <td colspan="3"></td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	区分内容	既設 床版面	下地処理方法		摘要	床版面	端部防水面	床版防水工A	新設のコンクリート床版に床版防水工の要求性能としてグレードIIに適合する防水層を施工するものをいう。	—	ダイヤモンド研磨工法	研磨工 (動力工具)	端部防水工の端部保護材を含む	単価表の項目	区分内容	下地処理方法			摘要	縁端拡幅工M 鋼製プラケット	水平力分担構造及び段差防止構造の設置に伴い、鋼製 プラケットで橋台部の天端を拡幅するものをいう (アンカーリングの材料を含む)。				三室沢橋 A 1、A 2 橋台	縁端拡幅工M アンカー工 A	既設コンクリート構造物を削孔径φ 42 mmで削孔長490 mm削孔して硬化樹脂により定着するもの (アンカーリングの材料は含まない)。				縁端拡幅工M アンカー工 B	既設コンクリート構造物を削孔径φ 48 mmで削孔長580 mm削孔して硬化樹脂により定着するもの (アンカーリングの材料は含まない)。				縁端拡幅工M アンカー工 C	既設コンクリート構造物を削孔径φ 61 mmで削孔長775 mm削孔して硬化樹脂により定着するもの (アンカーリングの材料は含まない)。				
単価表の項目	区分内容				既設 床版面	下地処理方法		摘要																																			
		床版面	端部防水面																																								
床版防水工A	新設のコンクリート床版に床版防水工の要求性能としてグレードIIに適合する防水層を施工するものをいう。	—	ダイヤモンド研磨工法	研磨工 (動力工具)	端部防水工の端部保護材を含む																																						
単価表の項目	区分内容	下地処理方法			摘要																																						
縁端拡幅工M 鋼製プラケット	水平力分担構造及び段差防止構造の設置に伴い、鋼製 プラケットで橋台部の天端を拡幅するものをいう (アンカーリングの材料を含む)。				三室沢橋 A 1、A 2 橋台																																						
縁端拡幅工M アンカー工 A	既設コンクリート構造物を削孔径φ 42 mmで削孔長490 mm削孔して硬化樹脂により定着するもの (アンカーリングの材料は含まない)。																																										
縁端拡幅工M アンカー工 B	既設コンクリート構造物を削孔径φ 48 mmで削孔長580 mm削孔して硬化樹脂により定着するもの (アンカーリングの材料は含まない)。																																										
縁端拡幅工M アンカー工 C	既設コンクリート構造物を削孔径φ 61 mmで削孔長775 mm削孔して硬化樹脂により定着するもの (アンカーリングの材料は含まない)。																																										
備考	特記仕様書 25-7-1 「落橋防止工の種別」縁端拡幅工M 鋼製プラケットの区分内容を修正。																																										

「アンカーリングの材料を含む」を追加

対象	特記仕様書 (P. 28)																																				
誤	<p>25-7-2 支払 共通仕様書17-5-6「支払」に下記を追加する。 アンカー工A、B、Cの支払いは、前項の規定に従って検測された数量に対し、1本当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、共通仕様書第8章の関連項目によるほか、既設コンクリートの非破壊調査及び削孔、硬化樹脂の注入、アンカー筋の固定等アンカー工A、B、Cの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17-(10) 縁端拡幅工M</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アンカー工 A</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>アンカー工 B</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>アンカー工 C</td> <td>本</td> </tr> </tbody> </table> <p>25-8 超速硬コンクリート 共通仕様書17-7「超速硬コンクリート」に下記を追加する。</p> <p>25-8-1 種別 超速硬コンクリートの単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>使用区分</th> <th>使用構造物</th> <th>交通開放時における圧縮強度(N/mm²)</th> <th>粗骨材の最大寸法(mm)</th> <th>スランプ(cm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>床版接合部及び場所打ち床版部、伸縮装置部に使用するもの。</td> <td>床版 伸縮装置</td> <td>50</td> <td>25 20</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>橋台パラベット部、壁高欄間詰め部、場所打ち壁高欄部、伸縮装置部に使用するもの。</td> <td>橋台 壁高欄 伸縮装置</td> <td>30</td> <td>25 20</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、本特記仕様書8-2-3①「片側2車線または上下線各2車線を確保」に示す交通開放日において上記、交通解放時における圧縮強度を確保することが困難な場合には、事前に監督員と協議するものとする。</p> <p>25-8-2 支払 共通仕様書17-7-6「支払」によらず下記のとおりとする。 超速硬コンクリートの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1m³当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うコンクリート材料の計量、練混ぜ、打設、仕上げ、養生等超速硬コンクリートの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17-(17) 超速硬コンクリート</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>m³</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>m³</td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	検測の単位	17-(10) 縁端拡幅工M		アンカー工 A	本	アンカー工 B	本	アンカー工 C	本	単価表の項目	使用区分	使用構造物	交通開放時における圧縮強度(N/mm ²)	粗骨材の最大寸法(mm)	スランプ(cm)	A	床版接合部及び場所打ち床版部、伸縮装置部に使用するもの。	床版 伸縮装置	50	25 20	12	B	橋台パラベット部、壁高欄間詰め部、場所打ち壁高欄部、伸縮装置部に使用するもの。	橋台 壁高欄 伸縮装置	30	25 20	12	単価表の項目	検測の単位	17-(17) 超速硬コンクリート		A	m ³	B	m ³
単価表の項目	検測の単位																																				
17-(10) 縁端拡幅工M																																					
アンカー工 A	本																																				
アンカー工 B	本																																				
アンカー工 C	本																																				
単価表の項目	使用区分	使用構造物	交通開放時における圧縮強度(N/mm ²)	粗骨材の最大寸法(mm)	スランプ(cm)																																
A	床版接合部及び場所打ち床版部、伸縮装置部に使用するもの。	床版 伸縮装置	50	25 20	12																																
B	橋台パラベット部、壁高欄間詰め部、場所打ち壁高欄部、伸縮装置部に使用するもの。	橋台 壁高欄 伸縮装置	30	25 20	12																																
単価表の項目	検測の単位																																				
17-(17) 超速硬コンクリート																																					
A	m ³																																				
B	m ³																																				
正	<p>25-7-2 支払 共通仕様書17-5-6「支払」に下記を追加する。 アンカー工A、B、Cの支払いは、前項の規定に従って検測された数量に対し、1本当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、既設コンクリートの非破壊調査及び削孔、硬化樹脂の注入、アンカー筋の固定等アンカー工A、B、Cの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるもの</p> <p>を除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17-(10) 縁端拡幅工M</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アンカー工 A</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>アンカー工 B</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>アンカー工 C</td> <td>本</td> </tr> </tbody> </table> <p>25-8 超速硬コンクリート 共通仕様書17-7「超速硬コンクリート」に下記を追加する。</p> <p>25-8-1 種別 超速硬コンクリートの単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>使用区分</th> <th>使用構造物</th> <th>交通開放時における圧縮強度(N/mm²)</th> <th>粗骨材の最大寸法(mm)</th> <th>スランプ(cm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>床版接合部及び場所打ち床版部、伸縮装置部に使用するもの。</td> <td>床版 伸縮装置</td> <td>50</td> <td>25 20</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>橋台パラベット部、壁高欄間詰め部、場所打ち壁高欄部、伸縮装置部に使用するもの。</td> <td>橋台 壁高欄 伸縮装置</td> <td>30</td> <td>25 20</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、本特記仕様書8-2-3①「片側2車線または上下線各2車線を確保」に示す交通開放日において上記、交通解放時における圧縮強度を確保することが困難な場合には、事前に監督員と協議するものとする。</p> <p>25-8-2 支払 共通仕様書17-7-6「支払」によらず下記のとおりとする。 超速硬コンクリートの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1m³当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うコンクリート材料の計量、練混ぜ、打設、仕上げ、養生等超速硬コンクリートの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17-(17) 超速硬コンクリート</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>m³</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>m³</td> </tr> </tbody> </table> <p>「共通仕様書第8章の関連項目によるほか を削除」</p>	単価表の項目	検測の単位	17-(10) 縁端拡幅工M		アンカー工 A	本	アンカー工 B	本	アンカー工 C	本	単価表の項目	使用区分	使用構造物	交通開放時における圧縮強度(N/mm ²)	粗骨材の最大寸法(mm)	スランプ(cm)	A	床版接合部及び場所打ち床版部、伸縮装置部に使用するもの。	床版 伸縮装置	50	25 20	12	B	橋台パラベット部、壁高欄間詰め部、場所打ち壁高欄部、伸縮装置部に使用するもの。	橋台 壁高欄 伸縮装置	30	25 20	12	単価表の項目	検測の単位	17-(17) 超速硬コンクリート		A	m ³	B	m ³
単価表の項目	検測の単位																																				
17-(10) 縁端拡幅工M																																					
アンカー工 A	本																																				
アンカー工 B	本																																				
アンカー工 C	本																																				
単価表の項目	使用区分	使用構造物	交通開放時における圧縮強度(N/mm ²)	粗骨材の最大寸法(mm)	スランプ(cm)																																
A	床版接合部及び場所打ち床版部、伸縮装置部に使用するもの。	床版 伸縮装置	50	25 20	12																																
B	橋台パラベット部、壁高欄間詰め部、場所打ち壁高欄部、伸縮装置部に使用するもの。	橋台 壁高欄 伸縮装置	30	25 20	12																																
単価表の項目	検測の単位																																				
17-(17) 超速硬コンクリート																																					
A	m ³																																				
B	m ³																																				
備考	特記仕様書25-7-2「支払」縁端拡幅工M アンカー工を修正。																																				

対象	特記仕様書 (P. 31)																																																												
誤	<p>上表の配置時間は作業時間（休憩時間含む）とする。なお、受注者の責によらず交通保安要員の配置時間が大幅に変更となった場合は、これに要する費用について監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p>(2) 交通保安要員の配置場所、配置人数、交代要員は下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配置場所</th> <th>交通保安要員の種別</th> <th>配置人数</th> <th>交代要員</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関越自動車道 赤城 IC～沼田 IC ・車線規制 L × N ・車線規制 L × N (昼夜)</td> <td>・作業箇所 ・規制入口 ・規制出口</td> <td>交通監視員A</td> <td>3人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>関越自動車道 赤城 IC～沼田 IC ・車線規制 L × N (夜)</td> <td>・作業箇所 ・規制入口 ・規制出口</td> <td>交通監視員A 1 (夜) 交通監視員A 2 (夜)</td> <td>3人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>関越自動車道 赤城 IC～沼田 IC ・中央分離帯規制 L × N ・中央分離帯規制 L × N A (昼夜) ・中央分離帯規制 L × N B (昼夜)</td> <td>・作業箇所 ・規制入口 ・規制出口</td> <td>交通監視員A</td> <td>6人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>関越自動車道 赤城 IC～沼田 IC ・中央分離帯規制 L × N (夜)</td> <td>・作業箇所 ・規制入口 ・規制出口</td> <td>交通監視員A 1 (夜) 交通監視員A 2 (夜)</td> <td>6人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>関越自動車道 赤城 IC～沼田 IC ・中央分離帯規制 L × N C (昼夜)</td> <td>・作業箇所 ・規制入口 ・規制出口</td> <td>交通監視員A</td> <td>6人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>関越自動車道 赤城 IC～沼田 IC ・対面通行規制 L × N A (昼夜)</td> <td>・作業箇所 ・規制入口 ・規制出口</td> <td>交通監視員A 交通監視員A 1 (夜) 交通監視員A 2 (夜)</td> <td>7人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>関越自動車道 赤城 IC～沼田 IC ・対面通行規制 L × N B (昼夜)</td> <td>・作業箇所 ・規制入口 ・規制出口</td> <td>交通監視員A 交通監視員A 1 (夜) 交通監視員A 2 (夜)</td> <td>5人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>村道 2136号線</td> <td>・規制箇所</td> <td>交通誘導警備員B</td> <td>2人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>村道 4080号線</td> <td>・規制箇所</td> <td>交通誘導警備員B</td> <td>2人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>下牧PA仮設ヤード</td> <td>・ヤード入口 ・ヤード出口</td> <td>交通誘導警備員B</td> <td>2人</td> <td>1人</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、受注者の責によらず交通保安要員の配置場所が大幅に変更になった場合は、または、協議等により配置する保安要員の種別及び配置人数が変更となった場合は、これらに要する費用について監督員と受注者とで協議定めるものとする。</p>	配置場所	交通保安要員の種別	配置人数	交代要員	摘要	関越自動車道 赤城 IC～沼田 IC ・車線規制 L × N ・車線規制 L × N (昼夜)	・作業箇所 ・規制入口 ・規制出口	交通監視員A	3人	1人	関越自動車道 赤城 IC～沼田 IC ・車線規制 L × N (夜)	・作業箇所 ・規制入口 ・規制出口	交通監視員A 1 (夜) 交通監視員A 2 (夜)	3人	1人	関越自動車道 赤城 IC～沼田 IC ・中央分離帯規制 L × N ・中央分離帯規制 L × N A (昼夜) ・中央分離帯規制 L × N B (昼夜)	・作業箇所 ・規制入口 ・規制出口	交通監視員A	6人	1人	関越自動車道 赤城 IC～沼田 IC ・中央分離帯規制 L × N (夜)	・作業箇所 ・規制入口 ・規制出口	交通監視員A 1 (夜) 交通監視員A 2 (夜)	6人	1人	関越自動車道 赤城 IC～沼田 IC ・中央分離帯規制 L × N C (昼夜)	・作業箇所 ・規制入口 ・規制出口	交通監視員A	6人	1人	関越自動車道 赤城 IC～沼田 IC ・対面通行規制 L × N A (昼夜)	・作業箇所 ・規制入口 ・規制出口	交通監視員A 交通監視員A 1 (夜) 交通監視員A 2 (夜)	7人	1人	関越自動車道 赤城 IC～沼田 IC ・対面通行規制 L × N B (昼夜)	・作業箇所 ・規制入口 ・規制出口	交通監視員A 交通監視員A 1 (夜) 交通監視員A 2 (夜)	5人	1人	村道 2136号線	・規制箇所	交通誘導警備員B	2人	1人	村道 4080号線	・規制箇所	交通誘導警備員B	2人	1人	下牧PA仮設ヤード	・ヤード入口 ・ヤード出口	交通誘導警備員B	2人	1人					
配置場所	交通保安要員の種別	配置人数	交代要員	摘要																																																									
関越自動車道 赤城 IC～沼田 IC ・車線規制 L × N ・車線規制 L × N (昼夜)	・作業箇所 ・規制入口 ・規制出口	交通監視員A	3人	1人																																																									
関越自動車道 赤城 IC～沼田 IC ・車線規制 L × N (夜)	・作業箇所 ・規制入口 ・規制出口	交通監視員A 1 (夜) 交通監視員A 2 (夜)	3人	1人																																																									
関越自動車道 赤城 IC～沼田 IC ・中央分離帯規制 L × N ・中央分離帯規制 L × N A (昼夜) ・中央分離帯規制 L × N B (昼夜)	・作業箇所 ・規制入口 ・規制出口	交通監視員A	6人	1人																																																									
関越自動車道 赤城 IC～沼田 IC ・中央分離帯規制 L × N (夜)	・作業箇所 ・規制入口 ・規制出口	交通監視員A 1 (夜) 交通監視員A 2 (夜)	6人	1人																																																									
関越自動車道 赤城 IC～沼田 IC ・中央分離帯規制 L × N C (昼夜)	・作業箇所 ・規制入口 ・規制出口	交通監視員A	6人	1人																																																									
関越自動車道 赤城 IC～沼田 IC ・対面通行規制 L × N A (昼夜)	・作業箇所 ・規制入口 ・規制出口	交通監視員A 交通監視員A 1 (夜) 交通監視員A 2 (夜)	7人	1人																																																									
関越自動車道 赤城 IC～沼田 IC ・対面通行規制 L × N B (昼夜)	・作業箇所 ・規制入口 ・規制出口	交通監視員A 交通監視員A 1 (夜) 交通監視員A 2 (夜)	5人	1人																																																									
村道 2136号線	・規制箇所	交通誘導警備員B	2人	1人																																																									
村道 4080号線	・規制箇所	交通誘導警備員B	2人	1人																																																									
下牧PA仮設ヤード	・ヤード入口 ・ヤード出口	交通誘導警備員B	2人	1人																																																									
正	<p>上表の配置時間は作業時間（休憩時間含む）とする。なお、受注者の責によらず交通保安要員の配置時間が大幅に変更となった場合は、これに要する費用について監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p>(2) 交通保安要員の配置場所、配置人数、交代要員は下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配置場所</th> <th>交通保安要員の種別</th> <th>配置人数</th> <th>交代要員</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関越自動車道 赤城 IC～沼田 IC ・車線規制 L × N × M ・車線規制 L × N × M (昼夜)</td> <td>・作業箇所 ・規制入口 ・規制出口</td> <td>交通監視員A</td> <td>3人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>関越自動車道 赤城 IC～沼田 IC ・車線規制 L × N × M (夜)</td> <td>・作業箇所 ・規制入口 ・規制出口</td> <td>交通監視員A 1 (夜) 交通監視員A 2 (夜)</td> <td>3人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>関越自動車道 赤城 IC～沼田 IC ・中央分離帯規制 L × N ・中央分離帯規制 L × N A (昼夜) ・中央分離帯規制 L × N B (昼夜)</td> <td>・作業箇所 ・規制入口 ・規制出口</td> <td>交通監視員A</td> <td>6人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>関越自動車道 赤城 IC～沼田 IC ・中央分離帯規制 L × N (夜)</td> <td>・作業箇所 ・規制入口 ・規制出口</td> <td>交通監視員A 1 (夜) 交通監視員A 2 (夜)</td> <td>6人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>関越自動車道 赤城 IC～沼田 IC ・中央分離帯規制 L × N C (昼夜)</td> <td>・作業箇所 ・規制入口 ・規制出口</td> <td>交通監視員A</td> <td>6人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>関越自動車道 赤城 IC～沼田 IC ・中央分離帯規制 L × N D (昼夜)</td> <td>・作業箇所 ・規制入口 ・規制出口</td> <td>交通監視員A</td> <td>4人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>関越自動車道 赤城 IC～沼田 IC ・対面通行規制 L × N A (昼夜)</td> <td>・作業箇所 ・規制入口 ・規制出口</td> <td>交通監視員A 交通監視員A 1 (夜) 交通監視員A 2 (夜)</td> <td>7人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>関越自動車道 赤城 IC～沼田 IC ・対面通行規制 L × N B (昼夜)</td> <td>・作業箇所 ・規制入口 ・規制出口</td> <td>交通監視員A 交通監視員A 1 (夜) 交通監視員A 2 (夜)</td> <td>5人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>村道 2136号線</td> <td>・規制箇所</td> <td>交通誘導警備員B</td> <td>2人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>村道 4080号線</td> <td>・規制箇所</td> <td>交通誘導警備員B</td> <td>2人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>下牧PA仮設ヤード</td> <td>・ヤード入口 ・ヤード出口</td> <td>交通誘導警備員B</td> <td>2人</td> <td>1人</td> </tr> </tbody> </table>	配置場所	交通保安要員の種別	配置人数	交代要員	摘要	関越自動車道 赤城 IC～沼田 IC ・車線規制 L × N × M ・車線規制 L × N × M (昼夜)	・作業箇所 ・規制入口 ・規制出口	交通監視員A	3人	1人	関越自動車道 赤城 IC～沼田 IC ・車線規制 L × N × M (夜)	・作業箇所 ・規制入口 ・規制出口	交通監視員A 1 (夜) 交通監視員A 2 (夜)	3人	1人	関越自動車道 赤城 IC～沼田 IC ・中央分離帯規制 L × N ・中央分離帯規制 L × N A (昼夜) ・中央分離帯規制 L × N B (昼夜)	・作業箇所 ・規制入口 ・規制出口	交通監視員A	6人	1人	関越自動車道 赤城 IC～沼田 IC ・中央分離帯規制 L × N (夜)	・作業箇所 ・規制入口 ・規制出口	交通監視員A 1 (夜) 交通監視員A 2 (夜)	6人	1人	関越自動車道 赤城 IC～沼田 IC ・中央分離帯規制 L × N C (昼夜)	・作業箇所 ・規制入口 ・規制出口	交通監視員A	6人	1人	関越自動車道 赤城 IC～沼田 IC ・中央分離帯規制 L × N D (昼夜)	・作業箇所 ・規制入口 ・規制出口	交通監視員A	4人	1人	関越自動車道 赤城 IC～沼田 IC ・対面通行規制 L × N A (昼夜)	・作業箇所 ・規制入口 ・規制出口	交通監視員A 交通監視員A 1 (夜) 交通監視員A 2 (夜)	7人	1人	関越自動車道 赤城 IC～沼田 IC ・対面通行規制 L × N B (昼夜)	・作業箇所 ・規制入口 ・規制出口	交通監視員A 交通監視員A 1 (夜) 交通監視員A 2 (夜)	5人	1人	村道 2136号線	・規制箇所	交通誘導警備員B	2人	1人	村道 4080号線	・規制箇所	交通誘導警備員B	2人	1人	下牧PA仮設ヤード	・ヤード入口 ・ヤード出口	交通誘導警備員B	2人	1人
配置場所	交通保安要員の種別	配置人数	交代要員	摘要																																																									
関越自動車道 赤城 IC～沼田 IC ・車線規制 L × N × M ・車線規制 L × N × M (昼夜)	・作業箇所 ・規制入口 ・規制出口	交通監視員A	3人	1人																																																									
関越自動車道 赤城 IC～沼田 IC ・車線規制 L × N × M (夜)	・作業箇所 ・規制入口 ・規制出口	交通監視員A 1 (夜) 交通監視員A 2 (夜)	3人	1人																																																									
関越自動車道 赤城 IC～沼田 IC ・中央分離帯規制 L × N ・中央分離帯規制 L × N A (昼夜) ・中央分離帯規制 L × N B (昼夜)	・作業箇所 ・規制入口 ・規制出口	交通監視員A	6人	1人																																																									
関越自動車道 赤城 IC～沼田 IC ・中央分離帯規制 L × N (夜)	・作業箇所 ・規制入口 ・規制出口	交通監視員A 1 (夜) 交通監視員A 2 (夜)	6人	1人																																																									
関越自動車道 赤城 IC～沼田 IC ・中央分離帯規制 L × N C (昼夜)	・作業箇所 ・規制入口 ・規制出口	交通監視員A	6人	1人																																																									
関越自動車道 赤城 IC～沼田 IC ・中央分離帯規制 L × N D (昼夜)	・作業箇所 ・規制入口 ・規制出口	交通監視員A	4人	1人																																																									
関越自動車道 赤城 IC～沼田 IC ・対面通行規制 L × N A (昼夜)	・作業箇所 ・規制入口 ・規制出口	交通監視員A 交通監視員A 1 (夜) 交通監視員A 2 (夜)	7人	1人																																																									
関越自動車道 赤城 IC～沼田 IC ・対面通行規制 L × N B (昼夜)	・作業箇所 ・規制入口 ・規制出口	交通監視員A 交通監視員A 1 (夜) 交通監視員A 2 (夜)	5人	1人																																																									
村道 2136号線	・規制箇所	交通誘導警備員B	2人	1人																																																									
村道 4080号線	・規制箇所	交通誘導警備員B	2人	1人																																																									
下牧PA仮設ヤード	・ヤード入口 ・ヤード出口	交通誘導警備員B	2人	1人																																																									
備考	特記仕様書 25-10-1 (2) 「交通保安要員の配置場所、配置人数、交代要員」を修正。																																																												

対象	特記仕様書 (P. 35)								
誤	<p>なお、塗装系及び上塗塗装の塗色の変更を監督員が指示した場合は、受注者はその指示に従うものとし、これらに要する費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p>25-13-5 運搬 共通仕様書10-8-2「輸送」の規定に準ずるものとする。</p> <p>25-13-6 施工 (1) 床版プラケットの架設は、共通仕様書10-9-2「施工」の規定に準ずるものとする。 (2) 高力ボルトの本締めは、構造物施工管理要領II-3-11「高力ボルト締付検査」の規定に準ずるものとする。 (3) 現場塗装は、共通仕様書10-7-2「材料及び施工」の規定に準ずるものとする。 (4) 部材取付部の塗膜を除去する際は、1種ケレン相当で施工するものとする。 (5) 塗替塗装は、共通仕様書17-4「塗替塗装」の規定に準ずるものとする。 (6) 塗装系は、新設はc-5、既設はc-3とし、上塗塗料の塗色は(社)日本塗料工業協会塗料用標準色見本帳(2021年L版)の「L22-85D」とする。 なお、塗装系及び上塗塗装の塗色の変更を監督員が指示した場合は、受注者はその指示に従うものとし、これらに要する費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする (7) 研削材・ケレンかす・廃塗膜等の処分に要する費用については、別途、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p>25-13-7 数量の検測 床版プラケット工の数量の検測は、設計数量(kg)で行うものとする。</p> <p>25-13-8 支払 床版プラケット工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1kg当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うプラケットの製作の原寸、加工、組立、溶接、工場塗装、現場までの運搬、既設の鋼板孔明け、素地調整、プラケットの架設、高力ボルトの本締め、塗替塗装、現場塗装等床版プラケット工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特- (3)</td> <td>床版プラケット工</td> </tr> <tr> <td></td> <td>kg</td> </tr> </tbody> </table> <p>25-14 プレキャストPC床版製作工 25-14-1 定義 プレキャストPC床版製作工とは、設計図書及び監督員の指示に従って行う、プレキャストPC床版の製作、運搬をいう。</p>	単価表の項目	検測の単位	特- (3)	床版プラケット工		kg		
単価表の項目	検測の単位								
特- (3)	床版プラケット工								
	kg								
正	<p>25-13-4 製作 (1) 共通仕様書10-6-4「製作」、10-7-2「材料及び施工」の規定に準ずるものとする。 (2) 塗装系はc-5とし、上塗塗料の塗色は(社)日本塗料工業協会塗料用標準色見本帳(2021年L版)の「L22-85D」とする。 なお、塗装系及び上塗塗装の塗色の変更を監督員が指示した場合は、受注者はその指示に従うものとし、これらに要する費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p>25-13-5 運搬 共通仕様書10-8-2「輸送」の規定に準ずるものとする。</p> <p>25-13-6 施工 (1) 床版プラケットの架設は、共通仕様書10-9-2「施工」の規定に準ずるものとする。 (2) 高力ボルトの本締めは、構造物施工管理要領II-3-11「高力ボルト締付検査」の規定に準ずるものとする。 (3) 現場塗装は、共通仕様書10-7-2「材料及び施工」の規定に準ずるものとする。 (4) 部材取付部の塗膜を除去する際は、1種ケレン相当で施工するものとし、詳細は本特記仕様書25-13-7「塗替塗装」によるものとする。 (5) 塗膜除去及び素地調整により発生する研削材、ケレンかすは下記のとおりとし、処理については、本特記仕様書18-1「建設副産物の活用等」によるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位当たり研削材及びケレンかす数量</th> <th>合計数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ケレンかす・研削材</td> <td>40 kg/m2</td> <td>約0.2 t</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>25-13-7 塗替塗装 共通仕様書17-4「塗替塗装」に下記を追加する。</p> <p>25-13-7-1 塗膜の除去 受注者は、塗膜除去及び素地調整にあたり、「令和4年度における建設業の安全衛生対策の推進について(要請)(令和4年3月30日付 厚生労働省労働基準局安全推進部)別添2(6)ア科学物質に対する健康障害防止対策」に基づき、作業従事者に対して、呼吸用保護具(送気マスク等)を使用させる等の措置を講じなければならない。</p> <p>25-13-7-2 施工計画書 受注者は、共通仕様書1-20-1「施工計画書」によるほか、厚労省通達、関連法令及び構造物施工管理要領III-2-1に準拠し、工事着手前に少なくとも次の各号に掲げる事項の細部計画を記載した施工計画書を監督員に提出するとともに、立案した施工計画については労働基準監督への確認を行い、塗膜除去及び素地調整の作業を実施しなければならない。 なお、監督員は提出された施工計画書に不備もしくは明らかに不適切である場合には、受注者に対し修正を求めることができるものとする。</p>	区分	単位当たり研削材及びケレンかす数量	合計数量	摘要	ケレンかす・研削材	40 kg/m2	約0.2 t	
区分	単位当たり研削材及びケレンかす数量	合計数量	摘要						
ケレンかす・研削材	40 kg/m2	約0.2 t							
備考	特記仕様書25-13-6「施工」(4)、(5)の記載を修正及び(6)、(7)を削除。 特記仕様書25-13-7に「塗替塗装」を追加。								

対象	特記仕様書 (P. 35)																																			
誤																																				
正	<p>1) 計画工程表 2) 安全管理体制 3) 塗装の除去方法及び主要材料 4) 安全設備・装備 5) 作業従事者への教育・訓練</p> <p>25-13-7-3 作業主任者の配置 旧塗膜に、鉛中毒予防規則で指定される鉛や化学物質審査規制法で指定されるコールタールを含む仕様の塗装が塗付されている場合については、関係法令および鉛中毒予防規則に従い「作業主任者」を選任し、配置するものとする。 作業主任者を選任した場合は、作業主任者の氏名とその者に行わせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等、関係労働者に周知するものとする。</p> <p>25-13-7-4 材料 共通仕様書17-4-2「材料」に下記を追加する。</p> <p>(3) 上塗塗装の塗色 上塗塗装の塗色は、下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>塗装箇所</th> <th>上塗塗装の塗色</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>c-5</td> <td>新設部</td> <td>L 22-85D</td> </tr> <tr> <td>c-3</td> <td>既設部</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>共通仕様書17-4-2(2)に規定する上塗塗装の塗色は、(社)日本塗料工業会塗料用標準色見本帳(2021年1版)による。 なお、塗装系及び上塗塗装の塗色の変更を監督員が指示した場合は、受注者はその指示に従うものとし、これらに要する費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p>25-13-7-5 施工 共通仕様書17-4-3「施工」に下記を追加する。</p> <p>(5) 塗装されている塗料 旧塗膜及び塗膜除去方法は下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">橋梁名</th> <th colspan="2">既存塗膜</th> <th rowspan="2">塗料</th> <th rowspan="2">本工事における塗膜除去工及び素地調整</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>塗装系</th> <th>履歴</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三室沢橋</td> <td>A系</td> <td>新設時</td> <td>塩化ゴム系</td> <td>乾式プラストによる素地調整</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>C系</td> <td>再塗装1回目</td> <td>ふつ素系</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 素地調整 素地調整種別は下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>橋梁名</th> <th>素地調整の種別</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三室沢橋</td> <td>1種</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	塗装箇所	上塗塗装の塗色	c-5	新設部	L 22-85D	c-3	既設部		橋梁名	既存塗膜		塗料	本工事における塗膜除去工及び素地調整	摘要	塗装系	履歴	三室沢橋	A系	新設時	塩化ゴム系	乾式プラストによる素地調整			C系	再塗装1回目	ふつ素系			橋梁名	素地調整の種別	摘要	三室沢橋	1種	
項目	塗装箇所	上塗塗装の塗色																																		
c-5	新設部	L 22-85D																																		
c-3	既設部																																			
橋梁名	既存塗膜		塗料	本工事における塗膜除去工及び素地調整	摘要																															
	塗装系	履歴																																		
三室沢橋	A系	新設時	塩化ゴム系	乾式プラストによる素地調整																																
	C系	再塗装1回目	ふつ素系																																	
橋梁名	素地調整の種別	摘要																																		
三室沢橋	1種																																			
備考	特記仕様書25-13-7に「塗替塗装」を追加。																																			

対象	特記仕様書 (P. 35)														
誤															
正	<p>(7) 安全対策</p> <p>施工にあたっては、厚労省通達、関連法令及び構造物施工管理要領III-2-1-3の規定に従わなければならない。</p> <p>25-13-8 数量の検測</p> <p>床版プラケット工の数量の検測は、設計数量 (kg) で行うものとする。</p> <p>25-13-9 支払</p> <p>床版プラケット工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1kg当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うプラケットの製作の原寸、加工、組立、溶接、工場塗装、現場までの運搬、既設杭の鋼柵孔明け、素地調整、プラケットの架設、高力ボルトの本締め、現場塗装、研削材・ケレンかすの運搬、処分等床版プラケット工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと除外するすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特- (3)</td> <td>床版プラケット工</td> </tr> <tr> <td></td> <td>kg</td> </tr> </tbody> </table> <p>25-14 プレキャストPC床版製作工</p> <p>25-14-1 定義</p> <p>プレキャストPC床版製作工とは、設計図書及び監督員の指示に従って行う、プレキャストPC床版の製作、運搬をいう。</p> <p>25-14-2 適用すべき諸基準</p> <p>構造物施工管理要領</p> <p>25-14-3 種別</p> <p>プレキャストPC床版製作工の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プレキャストPC床版の製作A</td> <td>標準版のプレキャストPC床版の工場製作、下牧PA仮設ヤードへの運搬、取卸しを行うものをいう。</td> </tr> <tr> <td>プレキャストPC床版の製作B</td> <td>台形版のプレキャストPC床版の工場製作、下牧PA仮設ヤードへの運搬、取卸しを行うものをいう。</td> </tr> <tr> <td>プレキャストPC床版の製作C</td> <td>調整版のプレキャストPC床版の工場製作、下牧PA仮設ヤードへの運搬、取卸しを行うものをいう。</td> </tr> </tbody> </table> <p>25-14-4 材料</p> <p>プレキャストPC床版製作工に使用する材料は、構造物施工管理要領III-4-1-3「材料」の規定に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;">37</p>	単価表の項目	検測の単位	特- (3)	床版プラケット工		kg	単価表の項目	区分内容	プレキャストPC床版の製作A	標準版のプレキャストPC床版の工場製作、下牧PA仮設ヤードへの運搬、取卸しを行うものをいう。	プレキャストPC床版の製作B	台形版のプレキャストPC床版の工場製作、下牧PA仮設ヤードへの運搬、取卸しを行うものをいう。	プレキャストPC床版の製作C	調整版のプレキャストPC床版の工場製作、下牧PA仮設ヤードへの運搬、取卸しを行うものをいう。
単価表の項目	検測の単位														
特- (3)	床版プラケット工														
	kg														
単価表の項目	区分内容														
プレキャストPC床版の製作A	標準版のプレキャストPC床版の工場製作、下牧PA仮設ヤードへの運搬、取卸しを行うものをいう。														
プレキャストPC床版の製作B	台形版のプレキャストPC床版の工場製作、下牧PA仮設ヤードへの運搬、取卸しを行うものをいう。														
プレキャストPC床版の製作C	調整版のプレキャストPC床版の工場製作、下牧PA仮設ヤードへの運搬、取卸しを行うものをいう。														
備考	特記仕様書25-13-7に「塗替塗装」を追加。 特記仕様書25-13-8「数量の検測」の項目番号を変更。 特記仕様書25-13-9「支払」の項目番号の変更及び支払内容を修正。 ページ番号を変更。														

対象	特記仕様書 (P. 37, 38)																								
誤	<p>る材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検査の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特一 (4) プレキャストPC床版製作工</td> <td>枚</td> </tr> <tr> <td>　　プレキャストPC床版の製作A</td> <td>枚</td> </tr> <tr> <td>　　プレキャストPC床版の製作B</td> <td>枚</td> </tr> <tr> <td>　　プレキャストPC床版の製作C</td> <td>枚</td> </tr> </tbody> </table> <p>25-15 プレキャストPC床版架設工</p> <p>25-15-1 定義</p> <p>　　プレキャストPC床版架設工とは、設計図書及び監督員の指示に従って行う、プレキャストPC床版の架設をいう。</p> <p>25-15-2 適用すべき諸基準</p> <p>　　構造物施工管理要領</p> <p>25-15-3 種別</p> <p>　　プレキャストPC床版架設工の単価表の項目の種別は、下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プレキャストPC床版の架設A</td> <td>下牧PA仮設ヤードで地組及び床版上の壁高欄を構築した 　　プレキャストPC床版を架設現場へ運搬し、架設を行うもの 　　をいう。</td> </tr> </tbody> </table> <p>25-15-4 施工</p> <p>　　プレキャストPC床版架設工の施工は、「構造物施工管理要領」の規定に準ずる他、下記によらなければならぬ。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) プレキャストPC床版の架設にあたっては、高速道路供用車線の安全に十分注意を払い施工を行うものとする。 (2) 間詰めコンクリートの打設等にて、設置済みのプレキャストPC床版に損傷を与えないよう養生を行いうるものとする。 (3) 主桁上フランジの処理は、設計要領 第二集 橋梁保全編 5章4-13 「その他留意点」によるものとする。 (4) 主桁上フランジコバ面の塗替塗装は、共通仕様書17-4 「塗替塗装」の規定に準ずるものとする。 (5) 部材取付部の塗膜を除去する際は、1種ケレン相当で施工するものとする。 (6) 塗装系は、新設はc-5、既設はc-3とし、上塗塗料の塗色は(社)日本塗料工業協会塗料用標準色見本帳(2021年L版)の「L22-85D」とする。 <p>　　なお、塗装系及び上塗塗装の塗色の変更を監督員が指示した場合は、受注者はその指示に従うものとし、これらに要する費用については、監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <p>(7) 場所打ち床版及び間詰め部を含む床版架設完了後の橋面は、「床版防水の下地処理に関するガイドライン(新設床版編) 平成28年12月 東日本高速道路㈱」による品質管理を実施するものとする。</p> <p>(8) プレキャストPC床版の架設方法、仮設時期、使用器具、機械等についてあらかじめ施工計画書を提出し、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>(9) 研削材・ケレンかす・廃塗膜等の処分に要する費用については、別途、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p>25-15-5 数量の検査</p> <p>　　プレキャストPC床版架設工の数量の検査は、設計数量(枚)で行うものとする。</p> <p>25-15-6 支払</p> <p>　　プレキャストPC床版架設工の支払は、前項の規定に従って検査された数量に対し、1枚当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う仮設ヤードから架設現場までの運搬、架設、高さ調整金具の処分、スタッダジベルの溶植、ソールスボンジの貼付、無収縮モルタルの充填、主桁上フランジシール工、主桁上フランジの面取り加工及び防せい、主桁上フランジコバ面の塗装、床版支持板の上フランジ塗装等プレキャストPC床版架設工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検査の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特一 (5) プレキャストPC床版架設工</td> <td>枚</td> </tr> <tr> <td>　　プレキャストPC床版の架設A</td> <td>枚</td> </tr> </tbody> </table> <p>25-16 仮設鋼床版工</p> <p>25-16-1 定義</p> <p>　　仮設鋼床版工とは、設計図書及び監督員の指示に従って行う、床版取替の途中段階での一時交通開放のための仮設鋼床版の製作、架設、撤去を行うものとす。</p> <p>25-16-2 種別</p> <p>　　仮設鋼床版工の単価表の項目の種別は、下記のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設鋼床版工</td> <td>既設床版撤去後、床版取替の途中段階で一時交通開放のための仮設鋼床版の、 　　工場製作、工場から架設現場への輸送、架設、撤去、現場から沼田CB仮設ヤードへの運搬を行うものとす。</td> </tr> </tbody> </table> <p>25-16-3 材料</p> <p>　　仮設鋼床版工の材料は、共通仕様書10-6-3 「材料」の規定に従うものとする。</p>	単価表の項目	検査の単位	特一 (4) プレキャストPC床版製作工	枚	プレキャストPC床版の製作A	枚	プレキャストPC床版の製作B	枚	プレキャストPC床版の製作C	枚	単価表の項目	区分内容	プレキャストPC床版の架設A	下牧PA仮設ヤードで地組及び床版上の壁高欄を構築した プレキャストPC床版を架設現場へ運搬し、架設を行うもの をいう。	単価表の項目	検査の単位	特一 (5) プレキャストPC床版架設工	枚	プレキャストPC床版の架設A	枚	単価表の項目	区分内容	仮設鋼床版工	既設床版撤去後、床版取替の途中段階で一時交通開放のための仮設鋼床版の、 工場製作、工場から架設現場への輸送、架設、撤去、現場から沼田CB仮設ヤードへの運搬を行うものとす。
単価表の項目	検査の単位																								
特一 (4) プレキャストPC床版製作工	枚																								
プレキャストPC床版の製作A	枚																								
プレキャストPC床版の製作B	枚																								
プレキャストPC床版の製作C	枚																								
単価表の項目	区分内容																								
プレキャストPC床版の架設A	下牧PA仮設ヤードで地組及び床版上の壁高欄を構築した プレキャストPC床版を架設現場へ運搬し、架設を行うもの をいう。																								
単価表の項目	検査の単位																								
特一 (5) プレキャストPC床版架設工	枚																								
プレキャストPC床版の架設A	枚																								
単価表の項目	区分内容																								
仮設鋼床版工	既設床版撤去後、床版取替の途中段階で一時交通開放のための仮設鋼床版の、 工場製作、工場から架設現場への輸送、架設、撤去、現場から沼田CB仮設ヤードへの運搬を行うものとす。																								
正	<p>25-15-4 施工</p> <p>　　プレキャストPC床版架設工の施工は、「構造物施工管理要領」の規定に準ずる他、下記によらなければならぬ。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) プレキャストPC床版の架設にあたっては、高速道路供用車線の安全に十分注意を払い施工を行うものとする。 (2) 間詰めコンクリートの打設等にて、設置済みのプレキャストPC床版に損傷を与えないよう養生を行いうるものとする。 (3) 主桁上フランジの処理は、設計要領 第二集 橋梁保全編 5章4-13 「その他留意点」によるものとする。 (4) 主桁上フランジコバ面の塗替塗装は、共通仕様書17-4 「塗替塗装」の規定に準ずるものとする。 (5) 部材取付部の塗膜を除去する際は、1種ケレン相当で施工するものとし、詳細は本特記仕様書25-13-7 「塗替塗装」によるものとする。 <p>　　塗膜除去及び素地調整により発生する研削材、ケレンかすは下記のとおりとし、処理については、本特記仕様書18-1 「建設副産物の活用等」によるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位当たり研削材及びケレンかす数量</th> <th>合計数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ケレンかす・研削材</td> <td>40 kg/m²</td> <td>約0.7 t</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 場所打ち床版及び間詰め部を含む床版架設完了後の橋面は、「床版防水の下地処理に関するガイドライン(新設床版編) 平成28年12月 東日本高速道路㈱」による品質管理を実施するものとする。</p> <p>(7) プレキャストPC床版の架設方法、仮設時期、使用器具、機械等についてあらかじめ施工計画書を提出し、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>25-15-5 数量の検査</p> <p>　　プレキャストPC床版架設工の数量の検査は、設計数量(枚)で行うものとする。</p> <p>25-15-6 支払</p> <p>　　プレキャストPC床版架設工の支払は、前項の規定に従って検査された数量に対し、1枚当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う仮設ヤードから架設現場までの運搬、架設、高さ調整金具の処分、スタッダジベルの溶植、ソールスボンジの貼付、無収縮モルタルの充填、主桁上フランジシール工、主桁上フランジの面取り加工及び防せい、主桁上フランジコバ面の塗装、床版支持板の上フランジ塗装等プレキャストPC床版架設工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。</p>	区分	単位当たり研削材及びケレンかす数量	合計数量	摘要	ケレンかす・研削材	40 kg/m ²	約0.7 t																	
区分	単位当たり研削材及びケレンかす数量	合計数量	摘要																						
ケレンかす・研削材	40 kg/m ²	約0.7 t																							
備考	特記仕様書25-15-4 「施工」(5)、(6)の記載を修正。 特記仕様書25-15-6 「支払」の記載を修正。 ページ番号を変更。																								

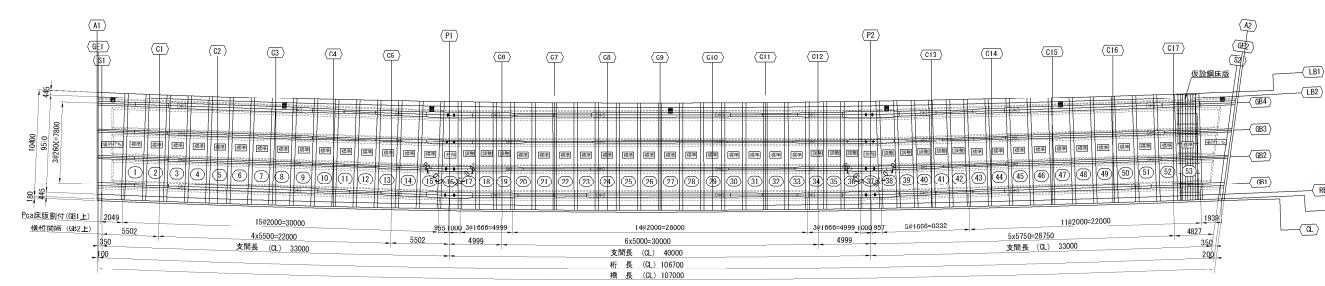
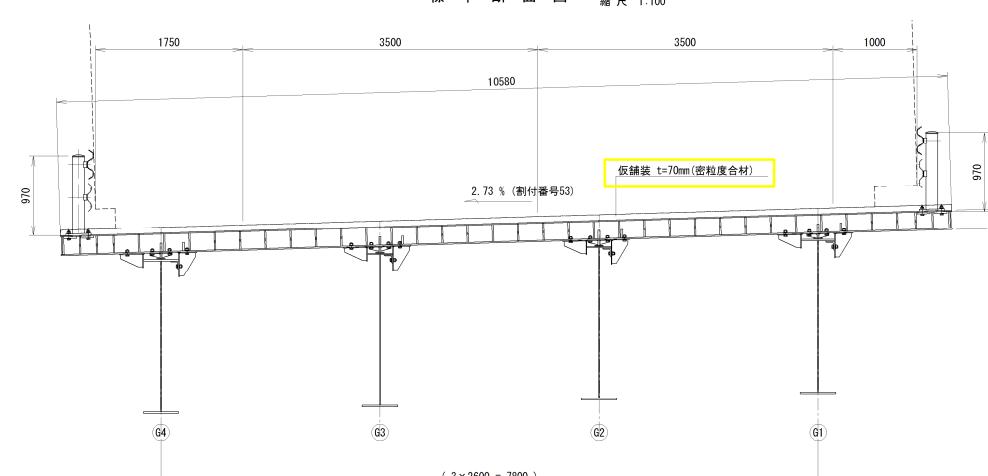
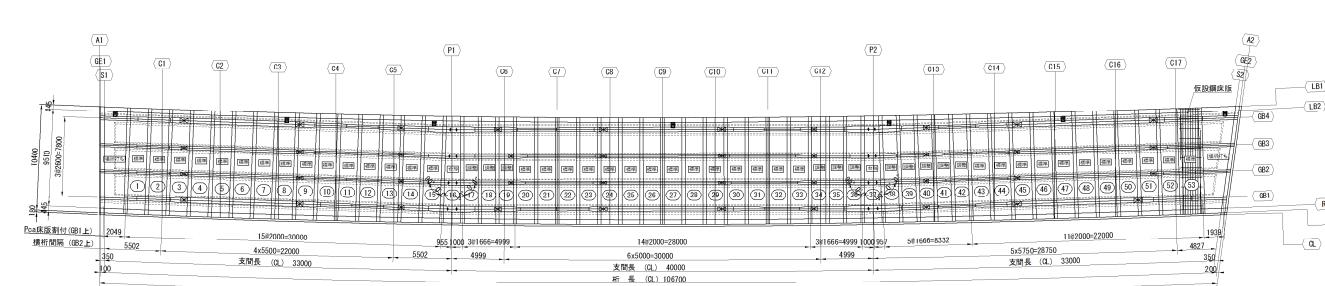
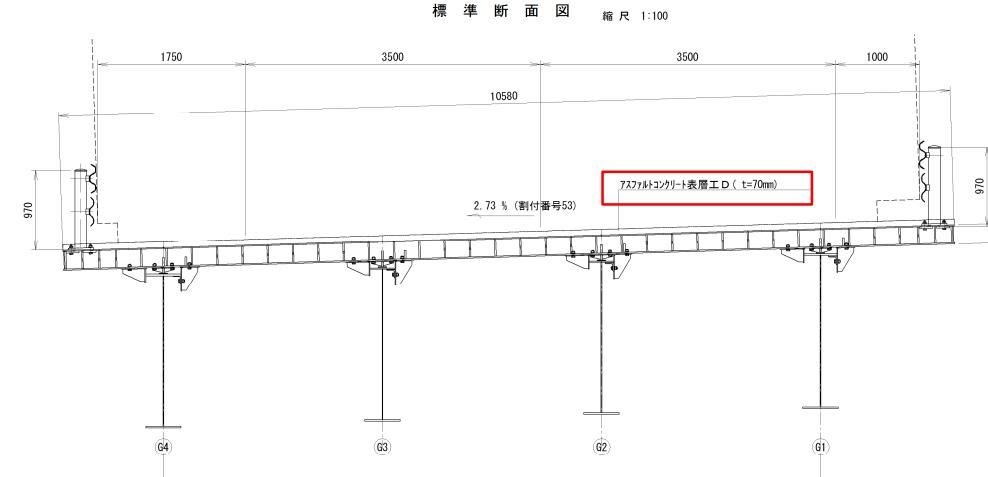
対象	特記仕様書 (P. 42)																
誤	<p>25-18-7 施工</p> <p>施工は、共通仕様書11-3-7「施工」の他、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 施工に先立ち、既設構造物の詳細寸法計測及び障害物の有無、ハンドリング等を調査するものとする。</p> <p>(2) 支承取替を行うために仮受け部の主桁補強及び支承部の主桁補強を行うものとする。</p> <p>仮受け部補剛材は支承取替後も存置するものとする。</p> <p>下部工付鋼製プラケットは、P1橋脚及びP2橋脚については施工完了後撤去するものとする。なお、アンカーは、防せい処理を行い存置するものとする。</p> <p>(3) 支承取替時のジャッキアップは、構造物施工管理要領III-5-1-3 (1) 「ジャッキアップ」の規定に従うものとし、ジャッキダウンは、構造物施工管理要領III-5-1-3 (5) 「ジャッキダウン」の規定に従わなければならない。</p> <p>(4) 脊座コンクリートのはりりは、人力ブレーカー等による打撃工法にて行うものとする。</p> <p>(5) 既設支承の撤去は、構造物施工管理要領III-5-1-3 (3) 「既設支承の撤去」の規定に従って行うものとする。</p> <p>また、上下部工に損傷を与えないように慎重かつ丁寧に取り外さなければならない。</p> <p>(6) 新設支承の設置は、構造物施工管理要領III-5-1-3 (4) 「新設支承の設置」の規定に従って施工を行うものとする。</p> <p>支承の据付けは、共通仕様書11-3-7「施工」の規定に従って行うものとする。現場溶接部は、(社)日本道路協会「道路橋示方書・同解説(II. 鋼橋・鋼部材編)」(平成29年11月)「20.8「溶接」の関係各項の規定に従うものとする。またアンカーボルトの施工は、本特記仕様書25-17「あと施工アンカーボルト」に従うものとする。</p> <p>(7) 部材取付部の塗膜を除去する際は、1種ケレン相当で施工するものとする。</p> <p>研削材・ケレンかす・廃塗膜等の処分に要する費用については、別途、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p>(8) 主桁補強材の塗装の塗装系は新設c-5、既設はc-3とし、上塗塗料の塗色は(社)日本塗料工業協会塗料用標準色見本帳(2021年L版)の「L22-85D」とする。</p> <p>(9) コンクリート塊については、本特記仕様書18「再生資源及び建設副産物に関する事項」に示すとおりとし、運搬処理に要する費用については関連する単価項目に含むものとし、別途支払は行わないものとする。</p> <p>(10) 撤去した既設支承、P1橋脚及びP2橋脚の鋼製プラケットの引渡しは、本特記仕様書15「残存物件の処理に関する事項」によるものとする。</p> <p>25-18-8 数量の検測</p> <p>支承取替工の数量の検測は、設計数量(箇所)で行うものとする。</p> <p>25-18-9 支払</p> <p>支承取替工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う近接調査計測工、主桁補強材の製作・防せい、輸送・設置、素地調整、塗替塗装、仮受け、既設支承の撤去、既設台座の撤去、運搬、新設アンカーボルトの削孔・定着、新設支承の製作・運搬・防せい処理・据付け、現場</p> <p style="text-align: center;">42</p> <p>溶接、無収縮モルタルの打設等支承取替工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するに必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特- (8) 支承取替工</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>E-520・520・11・6 (A)</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>E-520・520・11・6 (B)</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>E-420・420・13・6</td> <td>箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>25-19-1 定義</p> <p>水平力分担構造とは、設計図書及び監督員の指示に従って行う、水平力分担構造の設置を行うことをいう。</p> <p>25-19-2 種別</p> <p>水平力分担構造の単価表の項目の種別は、下記のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水平力分担構造</td> <td>主桁補強材を設置したうえで、A1橋台に新たに鋼製トップバーを主材料とした水平力分担構造の製作、組立、鋼材の防せい、運搬及び据付けを行うものをいう。</td> <td>三室沢橋 A1橋台</td> </tr> </tbody> </table> <p>25-19-3 材料</p> <p>(1) 水平力分担構造に使用する鋼材の材料及び品質は、(社)日本道路協会「道路橋示方書・同解説(II. 鋼橋・鋼部材編)」(平成29年11月)「20.6「材料」、20.7「製作」及び20.8「溶接」の関係各項の規定に従うものとする。</p> <p>(2) 水平力分担構造に伴う主桁の補強材料は、設計図書によるものとする。</p> <p>25-19-4 製作</p> <p>主桁の補強材の製作は、(社)日本道路協会「道路橋示方書・同解説(II. 鋼橋・鋼部材編)」(平成29年11月)「20.7「製作」の規定に従うものとする。</p> <p>25-19-5 施工</p> <p>(1) 水平力分担構造には、近接調査計測工(部材取付範囲、既設構造物の詳細寸法計測及び障害物の有無)、芯出し調整工(部材取付箇所の芯出し)及び現場の荷揚げ、横取り、仮置工、取付(調整含む)作業を含むものとする。</p> <p>(2) 部材取付部の塗膜を除去する際は、1種ケレン相当で施工するものとする。</p> <p>研削材・ケレンかす・廃塗膜等の処分に要する費用については、別途、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p>(3) 主桁補強材の塗装の塗装系は新設c-5、既設はc-3とし、上塗塗料の塗色は(社)日本塗料工業協会塗料用標準色見本帳(2021年L版)の「L22-85D」とする。</p> <p style="text-align: right;">43</p>	単価表の項目	検測の単位	特- (8) 支承取替工	箇所	E-520・520・11・6 (A)	箇所	E-520・520・11・6 (B)	箇所	E-420・420・13・6	箇所	単価表の項目	区分内容	摘要	水平力分担構造	主桁補強材を設置したうえで、A1橋台に新たに鋼製トップバーを主材料とした水平力分担構造の製作、組立、鋼材の防せい、運搬及び据付けを行うものをいう。	三室沢橋 A1橋台
単価表の項目	検測の単位																
特- (8) 支承取替工	箇所																
E-520・520・11・6 (A)	箇所																
E-520・520・11・6 (B)	箇所																
E-420・420・13・6	箇所																
単価表の項目	区分内容	摘要															
水平力分担構造	主桁補強材を設置したうえで、A1橋台に新たに鋼製トップバーを主材料とした水平力分担構造の製作、組立、鋼材の防せい、運搬及び据付けを行うものをいう。	三室沢橋 A1橋台															
正	<p>(3) 支承取替に伴う主桁の補強材料は、設計図書によるものとする。</p> <p>25-18-4 製作</p> <p>主桁の補強材の製作は、(社)日本道路協会「道路橋示方書・同解説(II. 鋼橋・鋼部材編)」(平成29年11月)「20.7「製作」の規定に従うものとする。</p> <p>25-18-5 支承の防せい</p> <p>支承に用いる鋼材の防せいは、共通仕様書11-3-4「支承の防せい」の規定に従うものとする。</p> <p>25-18-6 製品検査</p> <p>製品検査は、共通仕様書11-3-6「製品検査」の規定に従うものとする。</p> <p>25-18-7 施工</p> <p>施工は、共通仕様書11-3-7「施工」の他、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 施工に先立ち、既設構造物の詳細寸法計測及び障害物の有無、ハンドリング等を調査するものとする。</p> <p>(2) 支承取替を行うために仮受け部の主桁補強及び支承部の主桁補強を行うものとする。</p> <p>仮受け部補剛材は支承取替後も存置するものとする。</p> <p>下部工付鋼製プラケットは、P1橋脚及びP2橋脚については施工完了後撤去するものとする。なお、アンカーは、防せい処理を行い存置するものとする。</p> <p>(3) 支承取替時のジャッキアップは、構造物施工管理要領III-5-1-3 (1) 「ジャッキアップ」の規定に従うものとし、ジャッキダウンは、構造物施工管理要領III-5-1-3 (5) 「ジャッキダウン」の規定に従わなければならない。</p> <p>(4) 脊座コンクリートのはりりは、人力ブレーカー等による打撃工法にて行うものとする。</p> <p>(5) 既設支承の撤去は、構造物施工管理要領III-5-1-3 (3) 「既設支承の撤去」の規定に従って行うものとする。</p> <p>また、上下部工に損傷を与えないように慎重かつ丁寧に取り外さなければならない。</p> <p>(6) 新設支承の設置は、構造物施工管理要領III-5-1-3 (4) 「新設支承の設置」の規定に従って施工を行うものとする。</p> <p>支承の据付けは、共通仕様書11-3-7「施工」の規定に従って行うものとする。現場溶接部は、(社)日本道路協会「道路橋示方書・同解説(II. 鋼橋・鋼部材編)」(平成29年11月)「20.8「溶接」の関係各項の規定に従うものとする。またアンカーボルトの施工は、本特記仕様書25-17「あと施工アンカーボルト」に従うものとする。</p> <p>(7) 部材取付部の塗膜を除去する際は、1種ケレン相当で施工するものとし、詳細は本特記仕様書25-13-7「塗替塗装」によるものとする。</p> <p>塗膜除去及び素地調整により発生する研削材、ケレンかすは下記のとおりとし、処理については、本特記仕様書18-1「建設副産物の活用等」によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">43</p>																
備考	特記仕様書25-18-7「施工」(7)、(8)の記載を修正。 ページ番号を変更。																

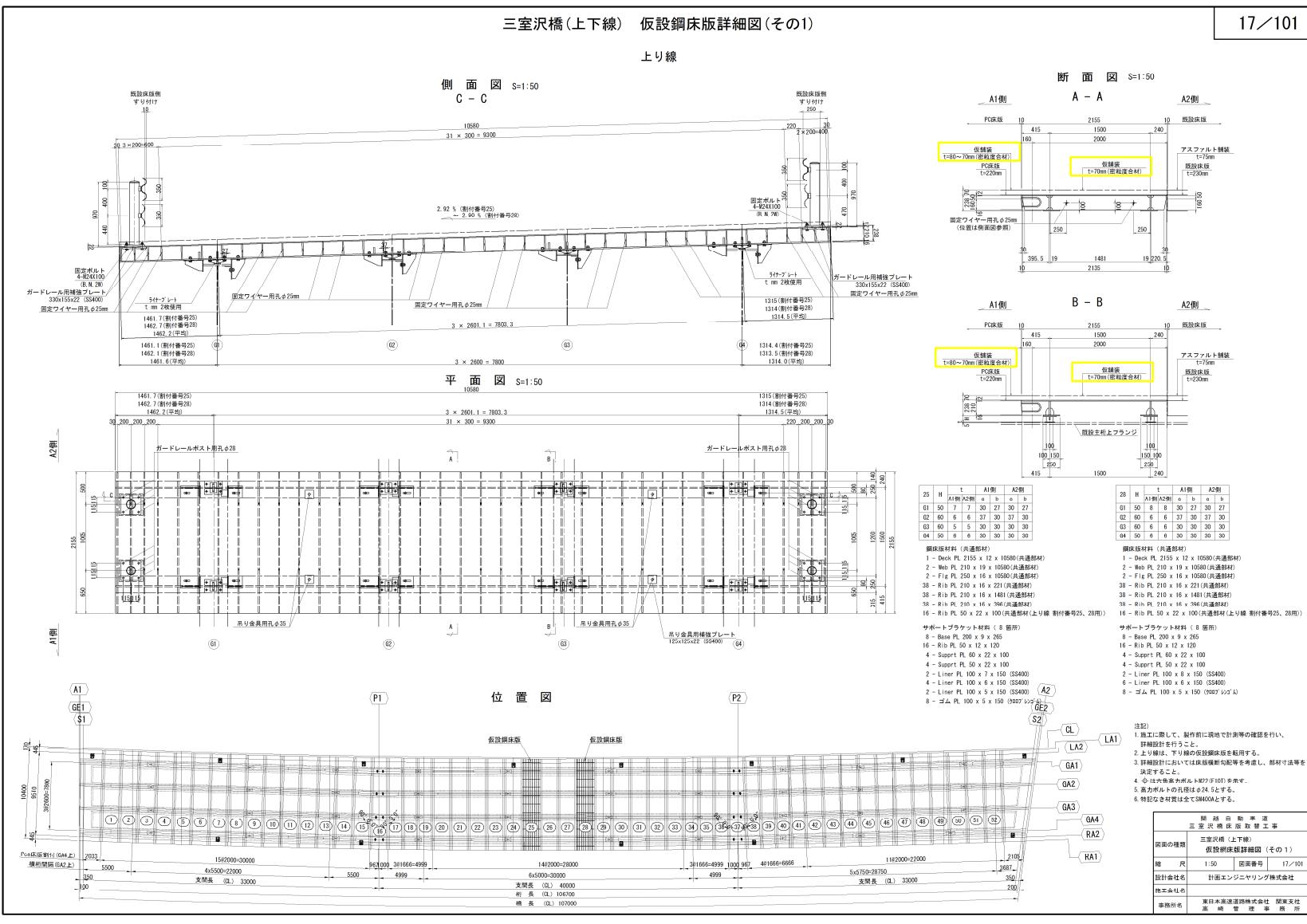
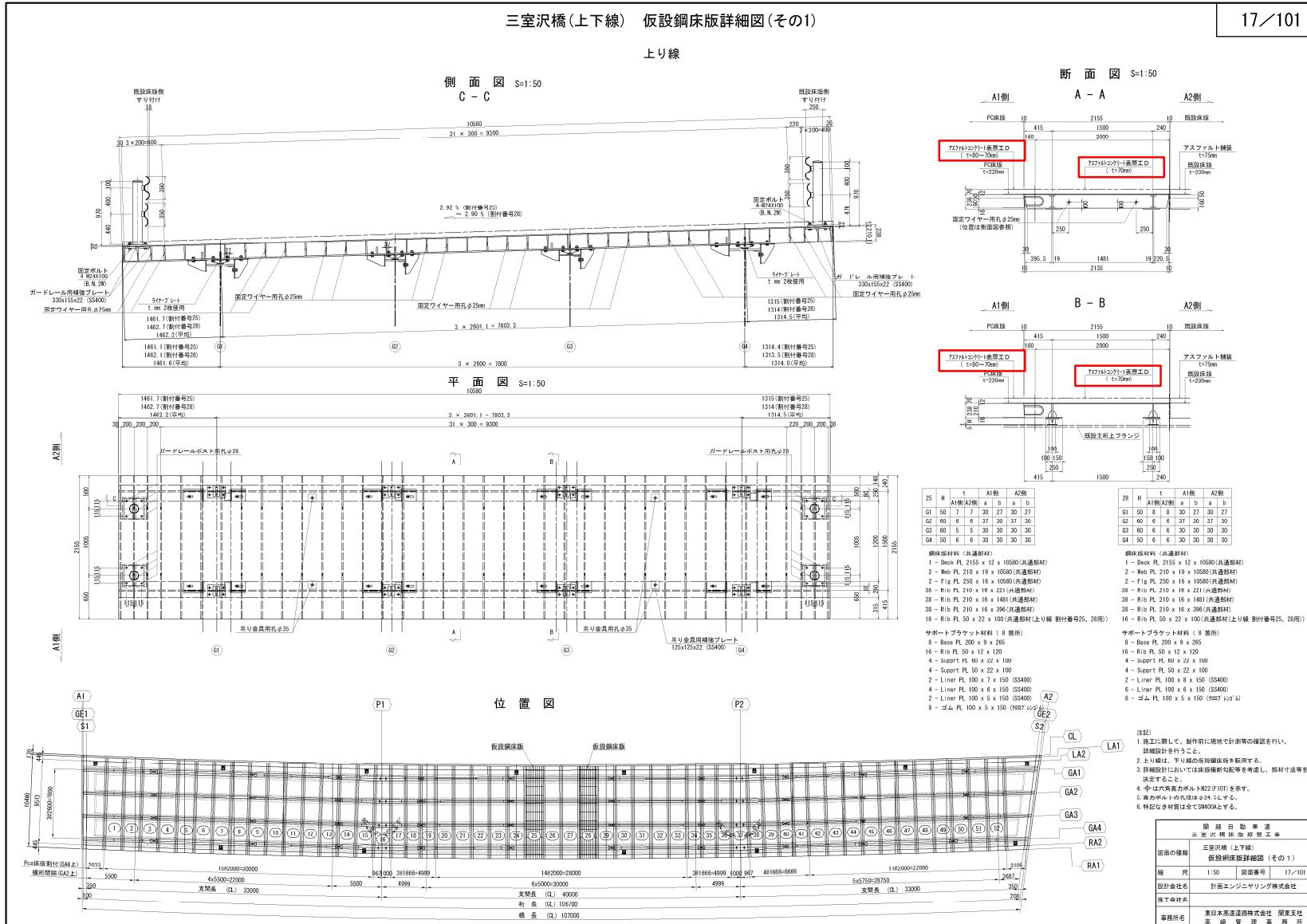
対象	特記仕様書 (P. 42)														
誤															
正	<p>区分 単位当り研削材及びケレンかす数量 合計数量 摘要</p> <p>ケレンかす・研削材 40 kg/m² 約3 t</p> <p>(8) コンクリート塊については、本特記仕様書18「再生資源及び建設副産物に関する事項」に示すとおりとし、運搬処理に要する費用については関連する単価項目に含むものとし、別途支払は行わないものとする。</p> <p>(9) 撤去した既設支承、P1橋脚及びP2橋脚の鋼製プラケットの引渡しは、本特記仕様書15「残存物件の処理に関する事項」によるものとする。</p> <p>25-18-8 数量の検測 支承取替工の数量の検測は、設計数量（箇所）で行うものとする。</p> <p>25-18-9 支払 支承取替工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1箇所当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う近接調査計測工、主桁補強材の製作・防せい、輸送・設置、素地調整、塗替塗装、研削材・ケレンかすの運搬、処分、仮受け、既設支承の撤去、既設台座の撤去、運搬、新設アンカーボルトの削孔・定着、新設支承の製作・運搬・防せい処理・据付け、現場溶接、無収縮モルタルの打設等支承取替工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものとし、別途支払は行わないものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特- (8) 支承取替工</td> <td>E-520・520・11・6 (A) 箇所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>E-520・520・11・6 (B) 箇所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>E-420・420・13・6 箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>25-19 水平力分担構造 25-19-1 定義 水平力分担構造とは、設計図書及び監督員の指示に従って行う、水平力分担構造の設置を行うことをいう。</p> <p>25-19-2 種別 水平力分担構造の単価表の項目の種別は、下記のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水平力分担構造</td> <td>主桁補強材を設置したうえで、A1橋台に新たに鋼製ストッパーを主材料とした水平力分担構造の製作、組立、鋼材の防せい、運搬及び据付けを行うものをいう。</td> <td>三室沢橋 A1橋台</td> </tr> </tbody> </table> <p>25-19-3 材料 (1) 水平力分担構造に使用する鋼材の材料及び品質は、(社)日本道路協会「道路橋示方書・同解説(II. 鋼橋・鋼部材編) (平成29年11月)」20.6「材料」、20.7「製作」及び20.8</p>	単価表の項目	検測の単位	特- (8) 支承取替工	E-520・520・11・6 (A) 箇所		E-520・520・11・6 (B) 箇所		E-420・420・13・6 箇所	単価表の項目	区分内容	摘要	水平力分担構造	主桁補強材を設置したうえで、A1橋台に新たに鋼製ストッパーを主材料とした水平力分担構造の製作、組立、鋼材の防せい、運搬及び据付けを行うものをいう。	三室沢橋 A1橋台
単価表の項目	検測の単位														
特- (8) 支承取替工	E-520・520・11・6 (A) 箇所														
	E-520・520・11・6 (B) 箇所														
	E-420・420・13・6 箇所														
単価表の項目	区分内容	摘要													
水平力分担構造	主桁補強材を設置したうえで、A1橋台に新たに鋼製ストッパーを主材料とした水平力分担構造の製作、組立、鋼材の防せい、運搬及び据付けを行うものをいう。	三室沢橋 A1橋台													
備考	特記仕様書25-18-7「施工」(7)、(8)の記載を修正。 特記仕様書25-18-9「支払」の記載を修正。 ページ番号を変更。														

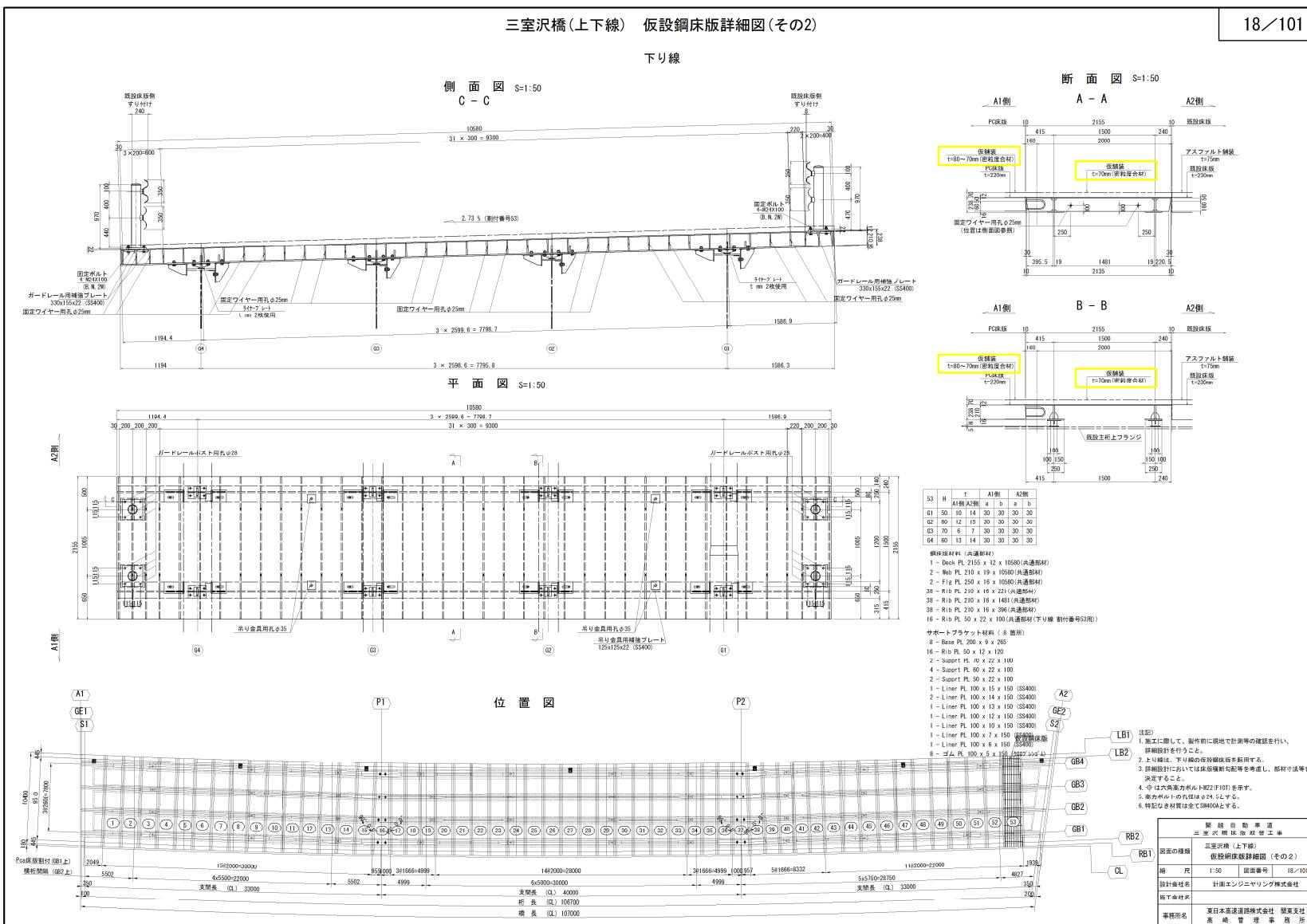
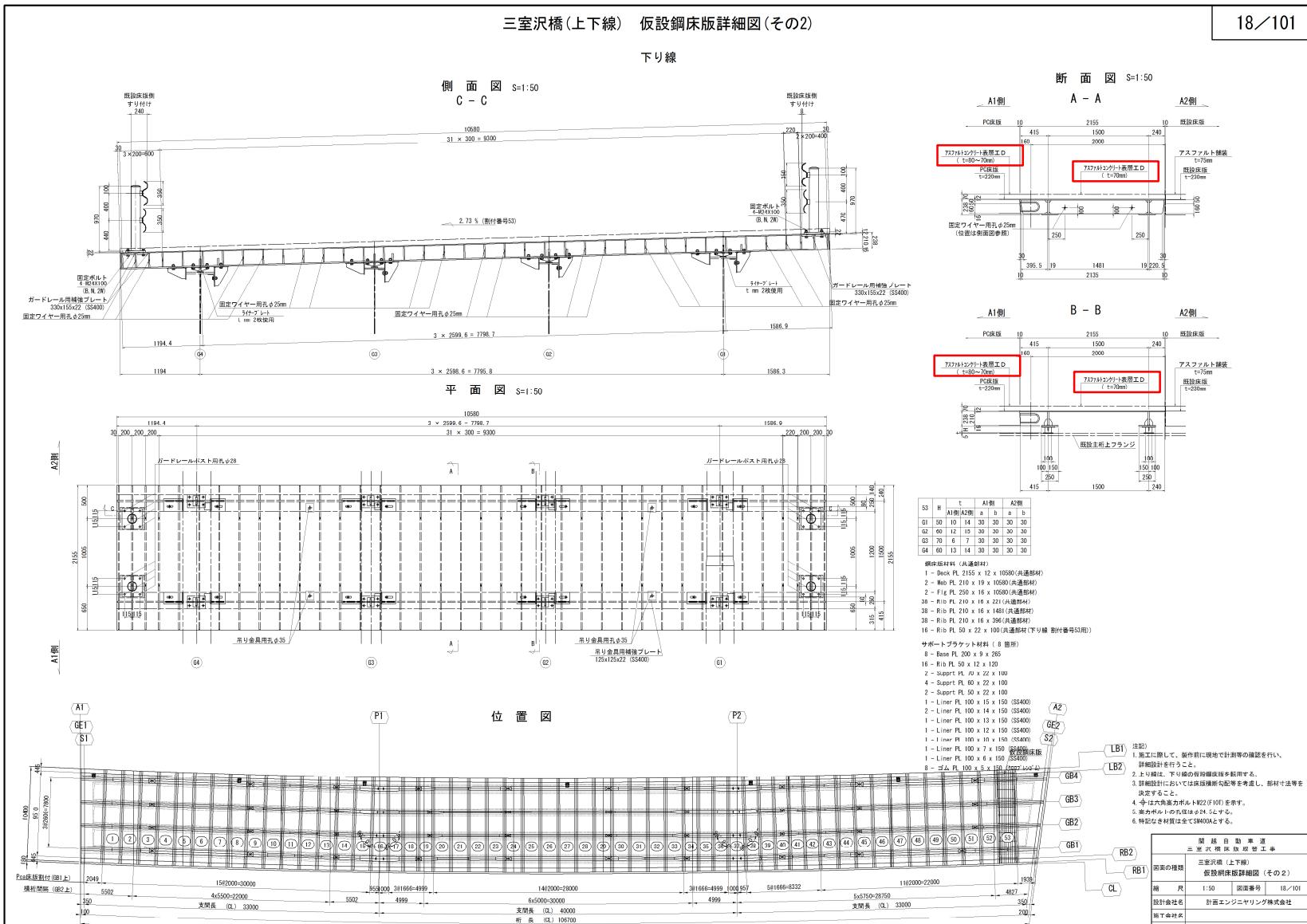
対象	特記仕様書 (P. 43、44)																										
誤	<p>溶接、無収縮モルタルの打設等支承取替工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するため必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特- (8) 支承取替工</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>E-5200・5200・11・6 (A)</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>E-5200・5200・11・6 (B)</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>E-4200・4200・13・6</td> <td>箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>25-19 水平力分担構造</p> <p>25-19-1 定義</p> <p>水平力分担構造とは、設計図書及び監督員の指示に従って行う、水平力分担構造の設置を行うことをいう。</p> <p>25-19-2 種別</p> <p>水平力分担構造の単価表の項目の種別は、下記のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水平力分担構造</td> <td>主桁補強材を設置したうえで、A1橋台に新たに鋼製ストッパーを主材料とした水平力分担構造の製作、組立、鋼材の防せい、運搬及び据付けを行うものをいう。</td> <td>三室沢橋 A1橋台</td> </tr> </tbody> </table> <p>25-19-3 材料</p> <p>(1) 水平力分担構造に使用する鋼材の材料及び品質は、(社)日本道路協会「道路橋示方書・同解説(II. 鋼橋・鋼部材編)」(平成29年11月)」20.6「材料」、20.7「製作」及び20.8「溶接」の関係各項の規定に従うものとする。</p> <p>(2) 水平力分担構造に伴う主桁の補強材料は、設計図書によるものとする。</p> <p>25-19-4 製作</p> <p>主桁の補強材の製作は、(社)日本道路協会「道路橋示方書・同解説(II. 鋼橋・鋼部材編)」(平成29年11月)」20.7「製作」の規定に従うものとする。</p> <p>25-19-5 施工</p> <p>(1) 水平力分担構造には、近接調査計測工(部材取付範囲、既設構造物の詳細寸法計測及び障害物の有無)、芯出し調整工(部材取付箇所の芯出し)及び現場の荷揚げ、横取り、仮置工、取付(調整含む)作業を含むものとする。</p> <p>(2) 部材取付部の塗膜を除去する際は、1種ケレン相当で施工するものとする。 研削材・ケレンかす・廃塗膜等の処分に要する費用については、別途、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p>(3) 主桁補強材の塗装の塗装系は新設c-5、既設はc-3とし、上塗料の塗色は(社)日本塗料工業協会塗料用標準色見本帳(2021年L版)の「L22-85D」とする。</p> <p>25-19-6 数量の検測</p> <p>水平力分担構造の数量の検測は、設計数量(箇所)で行うものとする。</p> <p>25-19-7 支払</p> <p>水平力分担構造の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う主桁補強材及び水平力分担構造の製作・防せい、輸送・設置、素地調整、塗替塗装等水平力分担構造の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特- (9) 水平力分担構造</td> <td>箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>25-20 段差防止構造</p> <p>25-20-1 定義</p> <p>段差防止構造とは、設計図書及び監督員の指示に従って行う、支承逸脱時に路面に大きな段差が生じることを防止するための構造の設置を行うものをいう。</p> <p>25-20-2 種別</p> <p>段差防止構造の単価表の項目の種別は、下記のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>段差防止構造</td> <td>A2橋台部に支承取替工で設置した下部工付鋼製ブレケットを利</td> <td>三室沢橋 A2橋台</td> </tr> </tbody> </table> <p>25-20-3 材料</p> <p>段差防止構造に使用する鋼材、緩衝材の材料及び品質は、設計図書によるものとする。</p> <p>25-20-4 製作</p> <p>段差防止構造の鋼材の製作は、(社)日本道路協会「道路橋示方書・同解説(II. 鋼橋・鋼部材編)」(平成29年11月)」20.7「製作」の規定に従うものとする。</p> <p>25-20-5 施工</p> <p>(1) 段差防止構造には、近接調査計測工(部材取付範囲、既設構造物の詳細寸法計測及び障害物の有無)、芯出し調整工(部材取付箇所の芯出し)及び現場の荷揚げ、横取り、仮置工、取付(調整含む)作業を含むものとする。</p> <p>(2) 鋼材の防せいは、溶融亜鉛めっきを施すものとし、亜鉛の付着量は、JISH 8641(溶融亜鉛めっき)の2種HDZ55とする。ただし、ボルト及びナットの付着量は、2種HDZ35とする。</p> <p>(3) 高力ボルトの本締めは、構造物施工管理要領II-3-11「高力ボルト締付検査」の規定に準ずるものとする。</p>	単価表の項目	検測の単位	特- (8) 支承取替工	箇所	E-5200・5200・11・6 (A)	箇所	E-5200・5200・11・6 (B)	箇所	E-4200・4200・13・6	箇所	単価表の項目	区分内容	摘要	水平力分担構造	主桁補強材を設置したうえで、A1橋台に新たに鋼製ストッパーを主材料とした水平力分担構造の製作、組立、鋼材の防せい、運搬及び据付けを行うものをいう。	三室沢橋 A1橋台	単価表の項目	検測の単位	特- (9) 水平力分担構造	箇所	単価表の項目	区分内容	摘要	段差防止構造	A2橋台部に支承取替工で設置した下部工付鋼製ブレケットを利	三室沢橋 A2橋台
単価表の項目	検測の単位																										
特- (8) 支承取替工	箇所																										
E-5200・5200・11・6 (A)	箇所																										
E-5200・5200・11・6 (B)	箇所																										
E-4200・4200・13・6	箇所																										
単価表の項目	区分内容	摘要																									
水平力分担構造	主桁補強材を設置したうえで、A1橋台に新たに鋼製ストッパーを主材料とした水平力分担構造の製作、組立、鋼材の防せい、運搬及び据付けを行うものをいう。	三室沢橋 A1橋台																									
単価表の項目	検測の単位																										
特- (9) 水平力分担構造	箇所																										
単価表の項目	区分内容	摘要																									
段差防止構造	A2橋台部に支承取替工で設置した下部工付鋼製ブレケットを利	三室沢橋 A2橋台																									
正	<p>「溶接」の関係各項の規定に従うものとする。</p> <p>(2) 水平力分担構造に伴う主桁の補強材料は、設計図書によるものとする。</p> <p>25-19-4 製作</p> <p>主桁の補強材の製作は、(社)日本道路協会「道路橋示方書・同解説(II. 鋼橋・鋼部材編)」(平成29年11月)」20.7「製作」の規定に従うものとする。</p> <p>25-19-5 施工</p> <p>(1) 水平力分担構造には、近接調査計測工(部材取付範囲、既設構造物の詳細寸法計測及び障害物の有無)、芯出し調整工(部材取付箇所の芯出し)及び現場の荷揚げ、横取り、仮置工、取付(調整含む)作業を含むものとする。</p> <p>(2) 部材取付部の塗膜を除去する際は、1種ケレン相当で施工するものとし、詳細は本特記仕様書25-26「塗替塗装」によるものとする。 塗膜除去及び素地調整により発生する研削材、ケレンかすは下記のとおりとし、処理については、本特記仕様書18-1「建設副産物の活用等」によるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位当り研削材及びケレンかす数量</th> <th>合計数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ケレンかす・研削材</td> <td>40 kg/m²</td> <td>約0.5 t</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>25-19-6 数量の検測</p> <p>水平力分担構造の数量の検測は、設計数量(箇所)で行うものとする。</p> <p>25-19-7 支払</p> <p>水平力分担構造の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う主桁補強材及び水平力分担構造の製作・防せい、輸送・設置、素地調整、塗替塗装、研削材・ケレンかすの運搬、処分等水平力分担構造の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特- (9) 水平力分担構造</td> <td>箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>25-20 段差防止構造</p> <p>25-20-1 定義</p> <p>段差防止構造とは、設計図書及び監督員の指示に従って行う、支承逸脱時に路面に大きな段差が生じることを防止するための構造の設置を行うものをいう。</p> <p>25-20-2 種別</p> <p>段差防止構造の単価表の項目の種別は、下記のとおりとする。</p>	区分	単位当り研削材及びケレンかす数量	合計数量	摘要	ケレンかす・研削材	40 kg/m ²	約0.5 t		単価表の項目	検測の単位	特- (9) 水平力分担構造	箇所														
区分	単位当り研削材及びケレンかす数量	合計数量	摘要																								
ケレンかす・研削材	40 kg/m ²	約0.5 t																									
単価表の項目	検測の単位																										
特- (9) 水平力分担構造	箇所																										
備考	特記仕様書25-19-5「施工」(2)、(3)の記載を修正。 特記仕様書25-19-7「支払」の記載を修正。 ページ番号を変更。																										

対象	特記仕様書 (P. 54)																																																												
誤	<table border="1"> <tr> <td>有料道路料金費 (4)</td><td>本線規制内の工事内容のうち、以下の項目の施工において必要となる有料道路料金費（片道）をいう。 ・昭和 I C～沼田 I C間（下り線 仮設鋼床版工） ・昭和 I C～月夜野 I C間（下り線 仮設鋼床版工） ・沼田 I C～月夜野 I C間、沼田 I C～昭和 I C間（上り線 仮設鋼床版工）</td></tr> <tr> <td>有料道路料金費 (5)</td><td>本線規制内の工事内容のうち、以下の項目の施工において必要となる有料道路料金費（片道）をいう。 ・沼田 I C～昭和 I C間（上り線 支承取替工、水平力分担構造、段差防止構造のプラケット等運搬） ・沼田 I C～昭和 I C間、沼田 I C～月夜野 I C間（上り線 既設支承、撤去したプラケット運搬） ・昭和 I C～沼田 I C間（下り線 支承取替工、水平力分担構造、段差防止構造のプラケット等運搬） ・昭和 I C～月夜野 I C間（上り線 既設支承、撤去したプラケット運搬） ・昭和 I C～沼田 I C間（上下線 支承取替工（解体材運搬））</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">【雑工事費】</td></tr> <tr> <td>試験舗装費</td><td> <table border="1"> <tr> <td>割掛項目対象表の 項目名称</td><td>工事の内容</td></tr> <tr> <td>共通仕様書 13-8-7 に規定する試験舗装に要する費用をいう。 (廃材の運搬、処分を含む)</td><td></td></tr> <tr> <td>施工場所：群馬県沼田市石墨町 2055-2 (沼田 C B 仮設ヤード)</td><td></td></tr> <tr> <td>種 別：高機能舗装 II 型用混合物 $t = 4 \text{ cm}$</td><td></td></tr> <tr> <td>レベリング層用混合物 (F B 5) $t = 4 \text{ cm}$</td><td></td></tr> <tr> <td>数 量：約 150 m² (幅 3.5 m)、路面切削 $t = 8 \text{ cm}$</td><td></td></tr> </table> </td></tr> <tr> <td colspan="2"> <p>2.7. 準足事項</p> <p>2.7-1 設計図書の変更及び追加について</p> <p>次に示す事項については、現在関係機関と協議中であり、関連する工事の設計内容を変更する可能性があるので、受注者は監督員と緊密な連絡を取ると共に、これについて監督員の指示があつた場合は速やかにその指示に従うものとし、これらに要する費用は監督員と受注者で協議して定めるものとする。</p> <p>(1) 快適トイレを追加する場合がある。 (2) 渋滞対策工の対策内容を追加する場合がある。 (3) 広報用看板、横断幕及び懸垂幕等の製作・設置・撤去を追加する場合がある。 (4) 光通信ケーブル等の仮設工を追加する場合がある。 (5) 光通信ケーブル等の復旧に伴う通信管路工及びハンドホール工を追加する場合がある。 (6) 既設構造物の補修を追加する場合がある。 (7) 高速道路本線の交通規制のための規制機材の調達を追加する場合がある。</p> </td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">54</td></tr> <tr> <td>正</td><td> <table border="1"> <tr> <td>有料道路料金費 (5)</td><td>本線規制内の工事内容のうち、以下の項目の施工において必要となる有料道路料金費（片道）をいう。 ・沼田 I C～昭和 I C間（上り線 支承取替工、水平力分担構造、段差防止構造のプラケット等運搬） ・沼田 I C～昭和 I C間、沼田 I C～月夜野 I C間（上り線 既設支承、撤去したプラケット運搬） ・昭和 I C～沼田 I C間（下り線 支承取替工、水平力分担構造、段差防止構造のプラケット等運搬） ・昭和 I C～月夜野 I C間（上り線 既設支承、撤去したプラケット運搬） ・昭和 I C～沼田 I C間（上下線 支承取替工（解体材運搬））</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">【仮設設備工事費】</td></tr> <tr> <td>足場工費 A</td><td>一般構造物の施工または橋梁下部工補修に必要な足場工に要する費用をいう。</td></tr> <tr> <td>足場工費 B</td><td>下牧 P A 仮設ヤードで行う壁高欄施工に必要な足場工に要する費用をいう。</td></tr> <tr> <td>支保工費 A</td><td>コンクリート構造物施工時に、所定の形状のコンクリート構造物に仕上げるための、仮設の支保構造物に要する費用をいう。</td></tr> <tr> <td>支保工費 B</td><td>下牧 P A 仮設ヤードで行う仮組のための、仮組構台に要する費用をいう。</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">【雑工事費】</td></tr> <tr> <td>試験舗装費</td><td> <table border="1"> <tr> <td>割掛項目対象表の 項目名称</td><td>工事の内容</td></tr> <tr> <td>共通仕様書 13-8-7 に規定する試験舗装に要する費用をいう。 (廃材の運搬、処分を含む)</td><td></td></tr> <tr> <td>施工場所：群馬県沼田市石墨町 2055-2 (沼田 C B 仮設ヤード)</td><td></td></tr> <tr> <td>種 別：高機能舗装 II 型用混合物 $t = 4 \text{ cm}$</td><td></td></tr> <tr> <td>レベリング層用混合物 (F B 5) $t = 4 \text{ cm}$</td><td></td></tr> <tr> <td>数 量：約 150 m² (幅 3.5 m)、路面切削 $t = 8 \text{ cm}$</td><td></td></tr> </table> </td></tr> <tr> <td colspan="2"> <p>2.7. 準足事項</p> <p>2.7-1 設計図書の変更及び追加について</p> <p>次に示す事項については、現在関係機関と協議中であり、関連する工事の設計内容を変更する可能性があるので、受注者は監督員と緊密な連絡を取ると共に、これについて監督員の指示があつた場合は速やかにその指示に従うものとし、これらに要する費用は監督員と受注者で協議して定めるものとする。</p> <p>(1) 快適トイレを追加する場合がある。 (2) 渋滞対策工の対策内容を追加する場合がある。</p> </td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">56</td></tr> <tr> <td>備考</td><td>特記仕様書 2.4 「割掛対象表の項目に示す工事内容」に仮設備工事費を追加。</td></tr> </table> </td></tr></table>	有料道路料金費 (4)	本線規制内の工事内容のうち、以下の項目の施工において必要となる有料道路料金費（片道）をいう。 ・昭和 I C～沼田 I C間（下り線 仮設鋼床版工） ・昭和 I C～月夜野 I C間（下り線 仮設鋼床版工） ・沼田 I C～月夜野 I C間、沼田 I C～昭和 I C間（上り線 仮設鋼床版工）	有料道路料金費 (5)	本線規制内の工事内容のうち、以下の項目の施工において必要となる有料道路料金費（片道）をいう。 ・沼田 I C～昭和 I C間（上り線 支承取替工、水平力分担構造、段差防止構造のプラケット等運搬） ・沼田 I C～昭和 I C間、沼田 I C～月夜野 I C間（上り線 既設支承、撤去したプラケット運搬） ・昭和 I C～沼田 I C間（下り線 支承取替工、水平力分担構造、段差防止構造のプラケット等運搬） ・昭和 I C～月夜野 I C間（上り線 既設支承、撤去したプラケット運搬） ・昭和 I C～沼田 I C間（上下線 支承取替工（解体材運搬））	【雑工事費】		試験舗装費	<table border="1"> <tr> <td>割掛項目対象表の 項目名称</td><td>工事の内容</td></tr> <tr> <td>共通仕様書 13-8-7 に規定する試験舗装に要する費用をいう。 (廃材の運搬、処分を含む)</td><td></td></tr> <tr> <td>施工場所：群馬県沼田市石墨町 2055-2 (沼田 C B 仮設ヤード)</td><td></td></tr> <tr> <td>種 別：高機能舗装 II 型用混合物 $t = 4 \text{ cm}$</td><td></td></tr> <tr> <td>レベリング層用混合物 (F B 5) $t = 4 \text{ cm}$</td><td></td></tr> <tr> <td>数 量：約 150 m² (幅 3.5 m)、路面切削 $t = 8 \text{ cm}$</td><td></td></tr> </table>	割掛項目対象表の 項目名称	工事の内容	共通仕様書 13-8-7 に規定する試験舗装に要する費用をいう。 (廃材の運搬、処分を含む)		施工場所：群馬県沼田市石墨町 2055-2 (沼田 C B 仮設ヤード)		種 別：高機能舗装 II 型用混合物 $t = 4 \text{ cm}$		レベリング層用混合物 (F B 5) $t = 4 \text{ cm}$		数 量：約 150 m ² (幅 3.5 m)、路面切削 $t = 8 \text{ cm}$		<p>2.7. 準足事項</p> <p>2.7-1 設計図書の変更及び追加について</p> <p>次に示す事項については、現在関係機関と協議中であり、関連する工事の設計内容を変更する可能性があるので、受注者は監督員と緊密な連絡を取ると共に、これについて監督員の指示があつた場合は速やかにその指示に従うものとし、これらに要する費用は監督員と受注者で協議して定めるものとする。</p> <p>(1) 快適トイレを追加する場合がある。 (2) 渋滞対策工の対策内容を追加する場合がある。 (3) 広報用看板、横断幕及び懸垂幕等の製作・設置・撤去を追加する場合がある。 (4) 光通信ケーブル等の仮設工を追加する場合がある。 (5) 光通信ケーブル等の復旧に伴う通信管路工及びハンドホール工を追加する場合がある。 (6) 既設構造物の補修を追加する場合がある。 (7) 高速道路本線の交通規制のための規制機材の調達を追加する場合がある。</p>		54		正	<table border="1"> <tr> <td>有料道路料金費 (5)</td><td>本線規制内の工事内容のうち、以下の項目の施工において必要となる有料道路料金費（片道）をいう。 ・沼田 I C～昭和 I C間（上り線 支承取替工、水平力分担構造、段差防止構造のプラケット等運搬） ・沼田 I C～昭和 I C間、沼田 I C～月夜野 I C間（上り線 既設支承、撤去したプラケット運搬） ・昭和 I C～沼田 I C間（下り線 支承取替工、水平力分担構造、段差防止構造のプラケット等運搬） ・昭和 I C～月夜野 I C間（上り線 既設支承、撤去したプラケット運搬） ・昭和 I C～沼田 I C間（上下線 支承取替工（解体材運搬））</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">【仮設設備工事費】</td></tr> <tr> <td>足場工費 A</td><td>一般構造物の施工または橋梁下部工補修に必要な足場工に要する費用をいう。</td></tr> <tr> <td>足場工費 B</td><td>下牧 P A 仮設ヤードで行う壁高欄施工に必要な足場工に要する費用をいう。</td></tr> <tr> <td>支保工費 A</td><td>コンクリート構造物施工時に、所定の形状のコンクリート構造物に仕上げるための、仮設の支保構造物に要する費用をいう。</td></tr> <tr> <td>支保工費 B</td><td>下牧 P A 仮設ヤードで行う仮組のための、仮組構台に要する費用をいう。</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">【雑工事費】</td></tr> <tr> <td>試験舗装費</td><td> <table border="1"> <tr> <td>割掛項目対象表の 項目名称</td><td>工事の内容</td></tr> <tr> <td>共通仕様書 13-8-7 に規定する試験舗装に要する費用をいう。 (廃材の運搬、処分を含む)</td><td></td></tr> <tr> <td>施工場所：群馬県沼田市石墨町 2055-2 (沼田 C B 仮設ヤード)</td><td></td></tr> <tr> <td>種 別：高機能舗装 II 型用混合物 $t = 4 \text{ cm}$</td><td></td></tr> <tr> <td>レベリング層用混合物 (F B 5) $t = 4 \text{ cm}$</td><td></td></tr> <tr> <td>数 量：約 150 m² (幅 3.5 m)、路面切削 $t = 8 \text{ cm}$</td><td></td></tr> </table> </td></tr> <tr> <td colspan="2"> <p>2.7. 準足事項</p> <p>2.7-1 設計図書の変更及び追加について</p> <p>次に示す事項については、現在関係機関と協議中であり、関連する工事の設計内容を変更する可能性があるので、受注者は監督員と緊密な連絡を取ると共に、これについて監督員の指示があつた場合は速やかにその指示に従うものとし、これらに要する費用は監督員と受注者で協議して定めるものとする。</p> <p>(1) 快適トイレを追加する場合がある。 (2) 渋滞対策工の対策内容を追加する場合がある。</p> </td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">56</td></tr> <tr> <td>備考</td><td>特記仕様書 2.4 「割掛対象表の項目に示す工事内容」に仮設備工事費を追加。</td></tr> </table>	有料道路料金費 (5)	本線規制内の工事内容のうち、以下の項目の施工において必要となる有料道路料金費（片道）をいう。 ・沼田 I C～昭和 I C間（上り線 支承取替工、水平力分担構造、段差防止構造のプラケット等運搬） ・沼田 I C～昭和 I C間、沼田 I C～月夜野 I C間（上り線 既設支承、撤去したプラケット運搬） ・昭和 I C～沼田 I C間（下り線 支承取替工、水平力分担構造、段差防止構造のプラケット等運搬） ・昭和 I C～月夜野 I C間（上り線 既設支承、撤去したプラケット運搬） ・昭和 I C～沼田 I C間（上下線 支承取替工（解体材運搬））	【仮設設備工事費】		足場工費 A	一般構造物の施工または橋梁下部工補修に必要な足場工に要する費用をいう。	足場工費 B	下牧 P A 仮設ヤードで行う壁高欄施工に必要な足場工に要する費用をいう。	支保工費 A	コンクリート構造物施工時に、所定の形状のコンクリート構造物に仕上げるための、仮設の支保構造物に要する費用をいう。	支保工費 B	下牧 P A 仮設ヤードで行う仮組のための、仮組構台に要する費用をいう。	【雑工事費】		試験舗装費	<table border="1"> <tr> <td>割掛項目対象表の 項目名称</td><td>工事の内容</td></tr> <tr> <td>共通仕様書 13-8-7 に規定する試験舗装に要する費用をいう。 (廃材の運搬、処分を含む)</td><td></td></tr> <tr> <td>施工場所：群馬県沼田市石墨町 2055-2 (沼田 C B 仮設ヤード)</td><td></td></tr> <tr> <td>種 別：高機能舗装 II 型用混合物 $t = 4 \text{ cm}$</td><td></td></tr> <tr> <td>レベリング層用混合物 (F B 5) $t = 4 \text{ cm}$</td><td></td></tr> <tr> <td>数 量：約 150 m² (幅 3.5 m)、路面切削 $t = 8 \text{ cm}$</td><td></td></tr> </table>	割掛項目対象表の 項目名称	工事の内容	共通仕様書 13-8-7 に規定する試験舗装に要する費用をいう。 (廃材の運搬、処分を含む)		施工場所：群馬県沼田市石墨町 2055-2 (沼田 C B 仮設ヤード)		種 別：高機能舗装 II 型用混合物 $t = 4 \text{ cm}$		レベリング層用混合物 (F B 5) $t = 4 \text{ cm}$		数 量：約 150 m ² (幅 3.5 m)、路面切削 $t = 8 \text{ cm}$		<p>2.7. 準足事項</p> <p>2.7-1 設計図書の変更及び追加について</p> <p>次に示す事項については、現在関係機関と協議中であり、関連する工事の設計内容を変更する可能性があるので、受注者は監督員と緊密な連絡を取ると共に、これについて監督員の指示があつた場合は速やかにその指示に従うものとし、これらに要する費用は監督員と受注者で協議して定めるものとする。</p> <p>(1) 快適トイレを追加する場合がある。 (2) 渋滞対策工の対策内容を追加する場合がある。</p>		56		備考	特記仕様書 2.4 「割掛対象表の項目に示す工事内容」に仮設備工事費を追加。
有料道路料金費 (4)	本線規制内の工事内容のうち、以下の項目の施工において必要となる有料道路料金費（片道）をいう。 ・昭和 I C～沼田 I C間（下り線 仮設鋼床版工） ・昭和 I C～月夜野 I C間（下り線 仮設鋼床版工） ・沼田 I C～月夜野 I C間、沼田 I C～昭和 I C間（上り線 仮設鋼床版工）																																																												
有料道路料金費 (5)	本線規制内の工事内容のうち、以下の項目の施工において必要となる有料道路料金費（片道）をいう。 ・沼田 I C～昭和 I C間（上り線 支承取替工、水平力分担構造、段差防止構造のプラケット等運搬） ・沼田 I C～昭和 I C間、沼田 I C～月夜野 I C間（上り線 既設支承、撤去したプラケット運搬） ・昭和 I C～沼田 I C間（下り線 支承取替工、水平力分担構造、段差防止構造のプラケット等運搬） ・昭和 I C～月夜野 I C間（上り線 既設支承、撤去したプラケット運搬） ・昭和 I C～沼田 I C間（上下線 支承取替工（解体材運搬））																																																												
【雑工事費】																																																													
試験舗装費	<table border="1"> <tr> <td>割掛項目対象表の 項目名称</td><td>工事の内容</td></tr> <tr> <td>共通仕様書 13-8-7 に規定する試験舗装に要する費用をいう。 (廃材の運搬、処分を含む)</td><td></td></tr> <tr> <td>施工場所：群馬県沼田市石墨町 2055-2 (沼田 C B 仮設ヤード)</td><td></td></tr> <tr> <td>種 別：高機能舗装 II 型用混合物 $t = 4 \text{ cm}$</td><td></td></tr> <tr> <td>レベリング層用混合物 (F B 5) $t = 4 \text{ cm}$</td><td></td></tr> <tr> <td>数 量：約 150 m² (幅 3.5 m)、路面切削 $t = 8 \text{ cm}$</td><td></td></tr> </table>	割掛項目対象表の 項目名称	工事の内容	共通仕様書 13-8-7 に規定する試験舗装に要する費用をいう。 (廃材の運搬、処分を含む)		施工場所：群馬県沼田市石墨町 2055-2 (沼田 C B 仮設ヤード)		種 別：高機能舗装 II 型用混合物 $t = 4 \text{ cm}$		レベリング層用混合物 (F B 5) $t = 4 \text{ cm}$		数 量：約 150 m ² (幅 3.5 m)、路面切削 $t = 8 \text{ cm}$																																																	
割掛項目対象表の 項目名称	工事の内容																																																												
共通仕様書 13-8-7 に規定する試験舗装に要する費用をいう。 (廃材の運搬、処分を含む)																																																													
施工場所：群馬県沼田市石墨町 2055-2 (沼田 C B 仮設ヤード)																																																													
種 別：高機能舗装 II 型用混合物 $t = 4 \text{ cm}$																																																													
レベリング層用混合物 (F B 5) $t = 4 \text{ cm}$																																																													
数 量：約 150 m ² (幅 3.5 m)、路面切削 $t = 8 \text{ cm}$																																																													
<p>2.7. 準足事項</p> <p>2.7-1 設計図書の変更及び追加について</p> <p>次に示す事項については、現在関係機関と協議中であり、関連する工事の設計内容を変更する可能性があるので、受注者は監督員と緊密な連絡を取ると共に、これについて監督員の指示があつた場合は速やかにその指示に従うものとし、これらに要する費用は監督員と受注者で協議して定めるものとする。</p> <p>(1) 快適トイレを追加する場合がある。 (2) 渋滞対策工の対策内容を追加する場合がある。 (3) 広報用看板、横断幕及び懸垂幕等の製作・設置・撤去を追加する場合がある。 (4) 光通信ケーブル等の仮設工を追加する場合がある。 (5) 光通信ケーブル等の復旧に伴う通信管路工及びハンドホール工を追加する場合がある。 (6) 既設構造物の補修を追加する場合がある。 (7) 高速道路本線の交通規制のための規制機材の調達を追加する場合がある。</p>																																																													
54																																																													
正	<table border="1"> <tr> <td>有料道路料金費 (5)</td><td>本線規制内の工事内容のうち、以下の項目の施工において必要となる有料道路料金費（片道）をいう。 ・沼田 I C～昭和 I C間（上り線 支承取替工、水平力分担構造、段差防止構造のプラケット等運搬） ・沼田 I C～昭和 I C間、沼田 I C～月夜野 I C間（上り線 既設支承、撤去したプラケット運搬） ・昭和 I C～沼田 I C間（下り線 支承取替工、水平力分担構造、段差防止構造のプラケット等運搬） ・昭和 I C～月夜野 I C間（上り線 既設支承、撤去したプラケット運搬） ・昭和 I C～沼田 I C間（上下線 支承取替工（解体材運搬））</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">【仮設設備工事費】</td></tr> <tr> <td>足場工費 A</td><td>一般構造物の施工または橋梁下部工補修に必要な足場工に要する費用をいう。</td></tr> <tr> <td>足場工費 B</td><td>下牧 P A 仮設ヤードで行う壁高欄施工に必要な足場工に要する費用をいう。</td></tr> <tr> <td>支保工費 A</td><td>コンクリート構造物施工時に、所定の形状のコンクリート構造物に仕上げるための、仮設の支保構造物に要する費用をいう。</td></tr> <tr> <td>支保工費 B</td><td>下牧 P A 仮設ヤードで行う仮組のための、仮組構台に要する費用をいう。</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">【雑工事費】</td></tr> <tr> <td>試験舗装費</td><td> <table border="1"> <tr> <td>割掛項目対象表の 項目名称</td><td>工事の内容</td></tr> <tr> <td>共通仕様書 13-8-7 に規定する試験舗装に要する費用をいう。 (廃材の運搬、処分を含む)</td><td></td></tr> <tr> <td>施工場所：群馬県沼田市石墨町 2055-2 (沼田 C B 仮設ヤード)</td><td></td></tr> <tr> <td>種 別：高機能舗装 II 型用混合物 $t = 4 \text{ cm}$</td><td></td></tr> <tr> <td>レベリング層用混合物 (F B 5) $t = 4 \text{ cm}$</td><td></td></tr> <tr> <td>数 量：約 150 m² (幅 3.5 m)、路面切削 $t = 8 \text{ cm}$</td><td></td></tr> </table> </td></tr> <tr> <td colspan="2"> <p>2.7. 準足事項</p> <p>2.7-1 設計図書の変更及び追加について</p> <p>次に示す事項については、現在関係機関と協議中であり、関連する工事の設計内容を変更する可能性があるので、受注者は監督員と緊密な連絡を取ると共に、これについて監督員の指示があつた場合は速やかにその指示に従うものとし、これらに要する費用は監督員と受注者で協議して定めるものとする。</p> <p>(1) 快適トイレを追加する場合がある。 (2) 渋滞対策工の対策内容を追加する場合がある。</p> </td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">56</td></tr> <tr> <td>備考</td><td>特記仕様書 2.4 「割掛対象表の項目に示す工事内容」に仮設備工事費を追加。</td></tr> </table>	有料道路料金費 (5)	本線規制内の工事内容のうち、以下の項目の施工において必要となる有料道路料金費（片道）をいう。 ・沼田 I C～昭和 I C間（上り線 支承取替工、水平力分担構造、段差防止構造のプラケット等運搬） ・沼田 I C～昭和 I C間、沼田 I C～月夜野 I C間（上り線 既設支承、撤去したプラケット運搬） ・昭和 I C～沼田 I C間（下り線 支承取替工、水平力分担構造、段差防止構造のプラケット等運搬） ・昭和 I C～月夜野 I C間（上り線 既設支承、撤去したプラケット運搬） ・昭和 I C～沼田 I C間（上下線 支承取替工（解体材運搬））	【仮設設備工事費】		足場工費 A	一般構造物の施工または橋梁下部工補修に必要な足場工に要する費用をいう。	足場工費 B	下牧 P A 仮設ヤードで行う壁高欄施工に必要な足場工に要する費用をいう。	支保工費 A	コンクリート構造物施工時に、所定の形状のコンクリート構造物に仕上げるための、仮設の支保構造物に要する費用をいう。	支保工費 B	下牧 P A 仮設ヤードで行う仮組のための、仮組構台に要する費用をいう。	【雑工事費】		試験舗装費	<table border="1"> <tr> <td>割掛項目対象表の 項目名称</td><td>工事の内容</td></tr> <tr> <td>共通仕様書 13-8-7 に規定する試験舗装に要する費用をいう。 (廃材の運搬、処分を含む)</td><td></td></tr> <tr> <td>施工場所：群馬県沼田市石墨町 2055-2 (沼田 C B 仮設ヤード)</td><td></td></tr> <tr> <td>種 別：高機能舗装 II 型用混合物 $t = 4 \text{ cm}$</td><td></td></tr> <tr> <td>レベリング層用混合物 (F B 5) $t = 4 \text{ cm}$</td><td></td></tr> <tr> <td>数 量：約 150 m² (幅 3.5 m)、路面切削 $t = 8 \text{ cm}$</td><td></td></tr> </table>	割掛項目対象表の 項目名称	工事の内容	共通仕様書 13-8-7 に規定する試験舗装に要する費用をいう。 (廃材の運搬、処分を含む)		施工場所：群馬県沼田市石墨町 2055-2 (沼田 C B 仮設ヤード)		種 別：高機能舗装 II 型用混合物 $t = 4 \text{ cm}$		レベリング層用混合物 (F B 5) $t = 4 \text{ cm}$		数 量：約 150 m ² (幅 3.5 m)、路面切削 $t = 8 \text{ cm}$		<p>2.7. 準足事項</p> <p>2.7-1 設計図書の変更及び追加について</p> <p>次に示す事項については、現在関係機関と協議中であり、関連する工事の設計内容を変更する可能性があるので、受注者は監督員と緊密な連絡を取ると共に、これについて監督員の指示があつた場合は速やかにその指示に従うものとし、これらに要する費用は監督員と受注者で協議して定めるものとする。</p> <p>(1) 快適トイレを追加する場合がある。 (2) 渋滞対策工の対策内容を追加する場合がある。</p>		56		備考	特記仕様書 2.4 「割掛対象表の項目に示す工事内容」に仮設備工事費を追加。																										
有料道路料金費 (5)	本線規制内の工事内容のうち、以下の項目の施工において必要となる有料道路料金費（片道）をいう。 ・沼田 I C～昭和 I C間（上り線 支承取替工、水平力分担構造、段差防止構造のプラケット等運搬） ・沼田 I C～昭和 I C間、沼田 I C～月夜野 I C間（上り線 既設支承、撤去したプラケット運搬） ・昭和 I C～沼田 I C間（下り線 支承取替工、水平力分担構造、段差防止構造のプラケット等運搬） ・昭和 I C～月夜野 I C間（上り線 既設支承、撤去したプラケット運搬） ・昭和 I C～沼田 I C間（上下線 支承取替工（解体材運搬））																																																												
【仮設設備工事費】																																																													
足場工費 A	一般構造物の施工または橋梁下部工補修に必要な足場工に要する費用をいう。																																																												
足場工費 B	下牧 P A 仮設ヤードで行う壁高欄施工に必要な足場工に要する費用をいう。																																																												
支保工費 A	コンクリート構造物施工時に、所定の形状のコンクリート構造物に仕上げるための、仮設の支保構造物に要する費用をいう。																																																												
支保工費 B	下牧 P A 仮設ヤードで行う仮組のための、仮組構台に要する費用をいう。																																																												
【雑工事費】																																																													
試験舗装費	<table border="1"> <tr> <td>割掛項目対象表の 項目名称</td><td>工事の内容</td></tr> <tr> <td>共通仕様書 13-8-7 に規定する試験舗装に要する費用をいう。 (廃材の運搬、処分を含む)</td><td></td></tr> <tr> <td>施工場所：群馬県沼田市石墨町 2055-2 (沼田 C B 仮設ヤード)</td><td></td></tr> <tr> <td>種 別：高機能舗装 II 型用混合物 $t = 4 \text{ cm}$</td><td></td></tr> <tr> <td>レベリング層用混合物 (F B 5) $t = 4 \text{ cm}$</td><td></td></tr> <tr> <td>数 量：約 150 m² (幅 3.5 m)、路面切削 $t = 8 \text{ cm}$</td><td></td></tr> </table>	割掛項目対象表の 項目名称	工事の内容	共通仕様書 13-8-7 に規定する試験舗装に要する費用をいう。 (廃材の運搬、処分を含む)		施工場所：群馬県沼田市石墨町 2055-2 (沼田 C B 仮設ヤード)		種 別：高機能舗装 II 型用混合物 $t = 4 \text{ cm}$		レベリング層用混合物 (F B 5) $t = 4 \text{ cm}$		数 量：約 150 m ² (幅 3.5 m)、路面切削 $t = 8 \text{ cm}$																																																	
割掛項目対象表の 項目名称	工事の内容																																																												
共通仕様書 13-8-7 に規定する試験舗装に要する費用をいう。 (廃材の運搬、処分を含む)																																																													
施工場所：群馬県沼田市石墨町 2055-2 (沼田 C B 仮設ヤード)																																																													
種 別：高機能舗装 II 型用混合物 $t = 4 \text{ cm}$																																																													
レベリング層用混合物 (F B 5) $t = 4 \text{ cm}$																																																													
数 量：約 150 m ² (幅 3.5 m)、路面切削 $t = 8 \text{ cm}$																																																													
<p>2.7. 準足事項</p> <p>2.7-1 設計図書の変更及び追加について</p> <p>次に示す事項については、現在関係機関と協議中であり、関連する工事の設計内容を変更する可能性があるので、受注者は監督員と緊密な連絡を取ると共に、これについて監督員の指示があつた場合は速やかにその指示に従うものとし、これらに要する費用は監督員と受注者で協議して定めるものとする。</p> <p>(1) 快適トイレを追加する場合がある。 (2) 渋滞対策工の対策内容を追加する場合がある。</p>																																																													
56																																																													
備考	特記仕様書 2.4 「割掛対象表の項目に示す工事内容」に仮設備工事費を追加。																																																												

対象	割掛対象表 参考内訳書（仮設備工事費）																																				
誤	<p>【共通仮設費】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>割掛対象表の項目名称</th> <th>工事の内容</th> <th>数量内訳（参考）</th> <th>図面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有料道路料金費（5）</td> <td> <p>本線規制内の工事内容のうち、以下の项目的施工において必要となる有料道路料金費（片道）をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沼田 IC～昭和 IC間（上り線 支承取替工、水平力分担構造、段差防止構造のプラケット等運搬） ・沼田 IC～昭和 IC間、沼田 IC～月夜野 IC間（下り線 既設支承、撤去したプラケット運搬） ・昭和 IC～沼田 IC間（下り線 支承取替工、水平力分担構造、段差防止構造のプラケット等運搬） ・昭和 IC～月夜野 IC間（上り線 既設支承、撤去したプラケット運搬） ・昭和 IC～沼田 IC間（上下線 支承取替工（解体材運搬）） </td> <td> <p>沼田 IC～昭和 IC間（片道） 上り線：支承取替工、水平力分担構造、段差防止構造の プラケット等運搬-9回 沼田 IC～昭和 IC間、沼田 IC～月夜野 IC間（片道） 上り線：支承取替工の既設支承、撤去プラケット 運搬-5回 昭和 IC～沼田 IC間（片道） 下り線：支承取替工、水平力分担構造、段差防止構造の プラケット等運搬-9回 昭和 IC～月夜野 IC間（片道） 下り線：支承取替工の既設支承、撤去プラケット 運搬-5回 昭和 IC～沼田 IC間（片道） 上下線：支承取替工（解体材運搬）-6回</p> </td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>【仮設備工事費】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>割掛対象表の項目名称</th> <th>工事の内容</th> <th>数量内訳（参考）</th> <th>図面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>足場工費</td> <td>一般構造物の施工または橋梁下部工補修に必要な足場工に要する費用をいう。</td> <td> <p>橋台壁高欄枠組足場 上り線-104.7 空m3 設置期間 2.2 カ月 下り線-137.4 空m3 設置期間 2.1 カ月 下部工排水装置取替枠組足場 上り線-325.8 空m3 設置期間 0.2 カ月 下り線- 58.9 空m3 設置期間 0.2 カ月</p> </td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>支保工費</td> <td>コンクリート構造物施工時、所定の形状のコンクリート構造物に仕上げるための、仮設の支保構造物に要する費用をいう。</td> <td> <p>支承取替くさび支保工 上り線-2207.0 空m3 下り線-2202.5 空m3</p> </td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>吊足場工費（標準型側面）</td> <td>橋梁の施工に必要な主体足場及び標準型側面（側面足場に防護が無い構造）の吊足場工に要する費用をいう。</td> <td> <p>床版取替吊足場 上り線-1139.6m2 設置期間 2.9 カ月 下り線-1246.6m2 設置期間 2.9 カ月</p> </td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>昇降足場費</td> <td>橋梁の吊足場工への移動に必要な昇降足場に要する費用をいう。</td> <td> <p>床版取替昇降足場 上り線-25.9 空m3 設置期間 3.3 カ月 下り線-25.9 空m3 設置期間 3.3 カ月</p> </td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	割掛対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳（参考）	図面	有料道路料金費（5）	<p>本線規制内の工事内容のうち、以下の项目的施工において必要となる有料道路料金費（片道）をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沼田 IC～昭和 IC間（上り線 支承取替工、水平力分担構造、段差防止構造のプラケット等運搬） ・沼田 IC～昭和 IC間、沼田 IC～月夜野 IC間（下り線 既設支承、撤去したプラケット運搬） ・昭和 IC～沼田 IC間（下り線 支承取替工、水平力分担構造、段差防止構造のプラケット等運搬） ・昭和 IC～月夜野 IC間（上り線 既設支承、撤去したプラケット運搬） ・昭和 IC～沼田 IC間（上下線 支承取替工（解体材運搬）） 	<p>沼田 IC～昭和 IC間（片道） 上り線：支承取替工、水平力分担構造、段差防止構造の プラケット等運搬-9回 沼田 IC～昭和 IC間、沼田 IC～月夜野 IC間（片道） 上り線：支承取替工の既設支承、撤去プラケット 運搬-5回 昭和 IC～沼田 IC間（片道） 下り線：支承取替工、水平力分担構造、段差防止構造の プラケット等運搬-9回 昭和 IC～月夜野 IC間（片道） 下り線：支承取替工の既設支承、撤去プラケット 運搬-5回 昭和 IC～沼田 IC間（片道） 上下線：支承取替工（解体材運搬）-6回</p>	—	割掛対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳（参考）	図面	足場工費	一般構造物の施工または橋梁下部工補修に必要な足場工に要する費用をいう。	<p>橋台壁高欄枠組足場 上り線-104.7 空m3 設置期間 2.2 カ月 下り線-137.4 空m3 設置期間 2.1 カ月 下部工排水装置取替枠組足場 上り線-325.8 空m3 設置期間 0.2 カ月 下り線- 58.9 空m3 設置期間 0.2 カ月</p>	○	支保工費	コンクリート構造物施工時、所定の形状のコンクリート構造物に仕上げるための、仮設の支保構造物に要する費用をいう。	<p>支承取替くさび支保工 上り線-2207.0 空m3 下り線-2202.5 空m3</p>	○	吊足場工費（標準型側面）	橋梁の施工に必要な主体足場及び標準型側面（側面足場に防護が無い構造）の吊足場工に要する費用をいう。	<p>床版取替吊足場 上り線-1139.6m2 設置期間 2.9 カ月 下り線-1246.6m2 設置期間 2.9 カ月</p>	○	昇降足場費	橋梁の吊足場工への移動に必要な昇降足場に要する費用をいう。	<p>床版取替昇降足場 上り線-25.9 空m3 設置期間 3.3 カ月 下り線-25.9 空m3 設置期間 3.3 カ月</p>	○								
割掛対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳（参考）	図面																																		
有料道路料金費（5）	<p>本線規制内の工事内容のうち、以下の项目的施工において必要となる有料道路料金費（片道）をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沼田 IC～昭和 IC間（上り線 支承取替工、水平力分担構造、段差防止構造のプラケット等運搬） ・沼田 IC～昭和 IC間、沼田 IC～月夜野 IC間（下り線 既設支承、撤去したプラケット運搬） ・昭和 IC～沼田 IC間（下り線 支承取替工、水平力分担構造、段差防止構造のプラケット等運搬） ・昭和 IC～月夜野 IC間（上り線 既設支承、撤去したプラケット運搬） ・昭和 IC～沼田 IC間（上下線 支承取替工（解体材運搬）） 	<p>沼田 IC～昭和 IC間（片道） 上り線：支承取替工、水平力分担構造、段差防止構造の プラケット等運搬-9回 沼田 IC～昭和 IC間、沼田 IC～月夜野 IC間（片道） 上り線：支承取替工の既設支承、撤去プラケット 運搬-5回 昭和 IC～沼田 IC間（片道） 下り線：支承取替工、水平力分担構造、段差防止構造の プラケット等運搬-9回 昭和 IC～月夜野 IC間（片道） 下り線：支承取替工の既設支承、撤去プラケット 運搬-5回 昭和 IC～沼田 IC間（片道） 上下線：支承取替工（解体材運搬）-6回</p>	—																																		
割掛対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳（参考）	図面																																		
足場工費	一般構造物の施工または橋梁下部工補修に必要な足場工に要する費用をいう。	<p>橋台壁高欄枠組足場 上り線-104.7 空m3 設置期間 2.2 カ月 下り線-137.4 空m3 設置期間 2.1 カ月 下部工排水装置取替枠組足場 上り線-325.8 空m3 設置期間 0.2 カ月 下り線- 58.9 空m3 設置期間 0.2 カ月</p>	○																																		
支保工費	コンクリート構造物施工時、所定の形状のコンクリート構造物に仕上げるための、仮設の支保構造物に要する費用をいう。	<p>支承取替くさび支保工 上り線-2207.0 空m3 下り線-2202.5 空m3</p>	○																																		
吊足場工費（標準型側面）	橋梁の施工に必要な主体足場及び標準型側面（側面足場に防護が無い構造）の吊足場工に要する費用をいう。	<p>床版取替吊足場 上り線-1139.6m2 設置期間 2.9 カ月 下り線-1246.6m2 設置期間 2.9 カ月</p>	○																																		
昇降足場費	橋梁の吊足場工への移動に必要な昇降足場に要する費用をいう。	<p>床版取替昇降足場 上り線-25.9 空m3 設置期間 3.3 カ月 下り線-25.9 空m3 設置期間 3.3 カ月</p>	○																																		
正	<p>【共通仮設費】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>割掛対象表の項目名称</th> <th>工事の内容</th> <th>数量内訳（参考）</th> <th>図面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有料道路料金費（5）</td> <td> <p>本線規制内の工事内容のうち、以下の项目的施工において必要となる有料道路料金費（片道）をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沼田 IC～昭和 IC間（上り線 支承取替工、水平力分担構造、段差防止構造のプラケット等運搬） ・沼田 IC～昭和 IC間、沼田 IC～月夜野 IC間（下り線 既設支承、撤去したプラケット運搬） ・昭和 IC～沼田 IC間（下り線 支承取替工、水平力分担構造、段差防止構造のプラケット等運搬） ・昭和 IC～月夜野 IC間（上り線 既設支承、撤去したプラケット運搬） ・昭和 IC～沼田 IC間（上下線 支承取替工（解体材運搬）） </td> <td> <p>沼田 IC～昭和 IC間（片道） 上り線：支承取替工、水平力分担構造、段差防止構造の プラケット等運搬-9回 沼田 IC～昭和 IC間、沼田 IC～月夜野 IC間（片道） 上り線：支承取替工の既設支承、撤去プラケット 運搬-5回 昭和 IC～沼田 IC間（片道） 下り線：支承取替工、水平力分担構造、段差防止構造の プラケット等運搬-9回 昭和 IC～月夜野 IC間（片道） 下り線：支承取替工の既設支承、撤去プラケット 運搬-5回 昭和 IC～沼田 IC間（片道） 上下線：支承取替工（解体材運搬）-6回</p> </td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>【仮設備工事費】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>割掛対象表の項目名称</th> <th>工事の内容</th> <th>数量内訳（参考）</th> <th>図面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>足場工費A</td> <td>一般構造物の施工または橋梁下部工補修に必要な足場工に要する費用をいう。</td> <td> <p>橋台壁高欄枠組足場 上り線-104.7 空m3 設置期間 2.2 カ月 下り線-137.4 空m3 設置期間 2.1 カ月 下部工排水装置取替枠組足場 上り線-325.8 空m3 設置期間 0.2 カ月 下り線- 58.9 空m3 設置期間 0.2 カ月</p> </td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>足場工費B</td> <td>下牧PA仮設ヤードで行う壁高欄施工に必要な足場工に要する費用をいう。</td> <td> <p>壁高欄施工用枠組足場 上下線-139.2 空m3 設置期間 6.0 カ月</p> </td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>支保工費A</td> <td>コンクリート構造物施工時、所定の形状のコンクリート構造物に仕上げるための、仮設の支保構造物に要する費用をいう。</td> <td> <p>支承取替くさび支保工 上り線-2207.0 空m3 設置期間 3.1 カ月 下り線-2202.5 空m3 設置期間 3.0 カ月</p> </td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>支保工費B</td> <td>下牧PA仮設ヤードで行う仮組のための、仮組構台に要する費用をいう。</td> <td> <p>仮組構台 上下線-585.8 空m3 設置期間 6.0 カ月</p> </td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>吊足場工費（標準型側面）</td> <td>橋梁の施工に必要な主体足場及び標準型側面（側面足場に防護が無い構造）の吊足場工に要する費用をいう。</td> <td> <p>床版取替吊足場 上り線-1139.6m2 設置期間 2.9 カ月 下り線-1246.6m2 設置期間 2.9 カ月</p> </td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>昇降足場費</td> <td>橋梁の吊足場工への移動に必要な昇降足場に要する費用をいう。</td> <td> <p>床版取替昇降足場 上り線-25.9 空m3 設置期間 3.3 カ月 下り線-25.9 空m3 設置期間 3.3 カ月</p> </td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	割掛対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳（参考）	図面	有料道路料金費（5）	<p>本線規制内の工事内容のうち、以下の项目的施工において必要となる有料道路料金費（片道）をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沼田 IC～昭和 IC間（上り線 支承取替工、水平力分担構造、段差防止構造のプラケット等運搬） ・沼田 IC～昭和 IC間、沼田 IC～月夜野 IC間（下り線 既設支承、撤去したプラケット運搬） ・昭和 IC～沼田 IC間（下り線 支承取替工、水平力分担構造、段差防止構造のプラケット等運搬） ・昭和 IC～月夜野 IC間（上り線 既設支承、撤去したプラケット運搬） ・昭和 IC～沼田 IC間（上下線 支承取替工（解体材運搬）） 	<p>沼田 IC～昭和 IC間（片道） 上り線：支承取替工、水平力分担構造、段差防止構造の プラケット等運搬-9回 沼田 IC～昭和 IC間、沼田 IC～月夜野 IC間（片道） 上り線：支承取替工の既設支承、撤去プラケット 運搬-5回 昭和 IC～沼田 IC間（片道） 下り線：支承取替工、水平力分担構造、段差防止構造の プラケット等運搬-9回 昭和 IC～月夜野 IC間（片道） 下り線：支承取替工の既設支承、撤去プラケット 運搬-5回 昭和 IC～沼田 IC間（片道） 上下線：支承取替工（解体材運搬）-6回</p>	—	割掛対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳（参考）	図面	足場工費A	一般構造物の施工または橋梁下部工補修に必要な足場工に要する費用をいう。	<p>橋台壁高欄枠組足場 上り線-104.7 空m3 設置期間 2.2 カ月 下り線-137.4 空m3 設置期間 2.1 カ月 下部工排水装置取替枠組足場 上り線-325.8 空m3 設置期間 0.2 カ月 下り線- 58.9 空m3 設置期間 0.2 カ月</p>	○	足場工費B	下牧PA仮設ヤードで行う壁高欄施工に必要な足場工に要する費用をいう。	<p>壁高欄施工用枠組足場 上下線-139.2 空m3 設置期間 6.0 カ月</p>	○	支保工費A	コンクリート構造物施工時、所定の形状のコンクリート構造物に仕上げるための、仮設の支保構造物に要する費用をいう。	<p>支承取替くさび支保工 上り線-2207.0 空m3 設置期間 3.1 カ月 下り線-2202.5 空m3 設置期間 3.0 カ月</p>	○	支保工費B	下牧PA仮設ヤードで行う仮組のための、仮組構台に要する費用をいう。	<p>仮組構台 上下線-585.8 空m3 設置期間 6.0 カ月</p>	○	吊足場工費（標準型側面）	橋梁の施工に必要な主体足場及び標準型側面（側面足場に防護が無い構造）の吊足場工に要する費用をいう。	<p>床版取替吊足場 上り線-1139.6m2 設置期間 2.9 カ月 下り線-1246.6m2 設置期間 2.9 カ月</p>	○	昇降足場費	橋梁の吊足場工への移動に必要な昇降足場に要する費用をいう。	<p>床版取替昇降足場 上り線-25.9 空m3 設置期間 3.3 カ月 下り線-25.9 空m3 設置期間 3.3 カ月</p>	○
割掛対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳（参考）	図面																																		
有料道路料金費（5）	<p>本線規制内の工事内容のうち、以下の项目的施工において必要となる有料道路料金費（片道）をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沼田 IC～昭和 IC間（上り線 支承取替工、水平力分担構造、段差防止構造のプラケット等運搬） ・沼田 IC～昭和 IC間、沼田 IC～月夜野 IC間（下り線 既設支承、撤去したプラケット運搬） ・昭和 IC～沼田 IC間（下り線 支承取替工、水平力分担構造、段差防止構造のプラケット等運搬） ・昭和 IC～月夜野 IC間（上り線 既設支承、撤去したプラケット運搬） ・昭和 IC～沼田 IC間（上下線 支承取替工（解体材運搬）） 	<p>沼田 IC～昭和 IC間（片道） 上り線：支承取替工、水平力分担構造、段差防止構造の プラケット等運搬-9回 沼田 IC～昭和 IC間、沼田 IC～月夜野 IC間（片道） 上り線：支承取替工の既設支承、撤去プラケット 運搬-5回 昭和 IC～沼田 IC間（片道） 下り線：支承取替工、水平力分担構造、段差防止構造の プラケット等運搬-9回 昭和 IC～月夜野 IC間（片道） 下り線：支承取替工の既設支承、撤去プラケット 運搬-5回 昭和 IC～沼田 IC間（片道） 上下線：支承取替工（解体材運搬）-6回</p>	—																																		
割掛対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳（参考）	図面																																		
足場工費A	一般構造物の施工または橋梁下部工補修に必要な足場工に要する費用をいう。	<p>橋台壁高欄枠組足場 上り線-104.7 空m3 設置期間 2.2 カ月 下り線-137.4 空m3 設置期間 2.1 カ月 下部工排水装置取替枠組足場 上り線-325.8 空m3 設置期間 0.2 カ月 下り線- 58.9 空m3 設置期間 0.2 カ月</p>	○																																		
足場工費B	下牧PA仮設ヤードで行う壁高欄施工に必要な足場工に要する費用をいう。	<p>壁高欄施工用枠組足場 上下線-139.2 空m3 設置期間 6.0 カ月</p>	○																																		
支保工費A	コンクリート構造物施工時、所定の形状のコンクリート構造物に仕上げるための、仮設の支保構造物に要する費用をいう。	<p>支承取替くさび支保工 上り線-2207.0 空m3 設置期間 3.1 カ月 下り線-2202.5 空m3 設置期間 3.0 カ月</p>	○																																		
支保工費B	下牧PA仮設ヤードで行う仮組のための、仮組構台に要する費用をいう。	<p>仮組構台 上下線-585.8 空m3 設置期間 6.0 カ月</p>	○																																		
吊足場工費（標準型側面）	橋梁の施工に必要な主体足場及び標準型側面（側面足場に防護が無い構造）の吊足場工に要する費用をいう。	<p>床版取替吊足場 上り線-1139.6m2 設置期間 2.9 カ月 下り線-1246.6m2 設置期間 2.9 カ月</p>	○																																		
昇降足場費	橋梁の吊足場工への移動に必要な昇降足場に要する費用をいう。	<p>床版取替昇降足場 上り線-25.9 空m3 設置期間 3.3 カ月 下り線-25.9 空m3 設置期間 3.3 カ月</p>	○																																		
備考	割掛項目の足場工費及び支保工費の名称を変更。 足場工費B及び支保工費Bを追加。 支保工費Aの設置期間を追加。																																				

対象	設計図面 上下線付帯工 (16/101)																																																																																
誤	<p>三室沢橋(上下線) 仮設鋼床版配置図(その2)</p> <p>下り線</p> <p>平面図 線尺 1:400</p>  <p>標準断面図 線尺 1:100</p>  <p>数量表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設鋼床版工(上下線共通)</td> <td>製作材料費(鋼板) A</td> <td>t</td> <td>5.812</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>製作材料費(形鋼) A</td> <td>t</td> <td>0.012</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>素地調整</td> <td>m²</td> <td>102.9</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>工場塗装</td> <td>m²</td> <td>102.9</td> <td>下り線のみ塗装シクリックペイント</td> </tr> <tr> <td></td> <td>仮設ガードレール材</td> <td>m</td> <td>4.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>防護柵すり付レール材</td> <td>枚</td> <td>4</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設鋼床版工(下り線)</td> <td>製作材料費(鋼板) A</td> <td>t</td> <td>0.055</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>素地調整</td> <td>m²</td> <td>1.3</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>工場塗装</td> <td>m²</td> <td>1.3</td> <td>下り線のみ塗装シクリックペイント</td> </tr> <tr> <td></td> <td>仮設鋼床版の輸送</td> <td>t</td> <td>5.979</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>仮設鋼床版の架設</td> <td>t</td> <td>5.879</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>高力ボルト本継工</td> <td>t</td> <td>0.028</td> <td>HTB (F10T 56組)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>仮設鋼床版の撤去</td> <td>t</td> <td>5.879</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>防護柵すり付レール設置撤去</td> <td>枚</td> <td>4</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記</p> <ol style="list-style-type: none"> 施工に際して、製作前に現地で計測等の確認を行なうことを。 上り線は、下り線の仮設鋼床版を転用する。 <p>規格 日付 制定者 三室沢橋(下り線) 仮設鋼床版配置図(その2) 線尺 固定 図面番号 16/101 設計会社名 計画エンジニアリング株式会社 施工会社名 事務所名 東日本高速道路株式会社 関東支社 高崎管理事務所</p>	項目	種別	単位	数量	備考	仮設鋼床版工(上下線共通)	製作材料費(鋼板) A	t	5.812			製作材料費(形鋼) A	t	0.012			素地調整	m ²	102.9			工場塗装	m ²	102.9	下り線のみ塗装シクリックペイント		仮設ガードレール材	m	4.0			防護柵すり付レール材	枚	4		項目	種別	単位	数量	備考	仮設鋼床版工(下り線)	製作材料費(鋼板) A	t	0.055			素地調整	m ²	1.3			工場塗装	m ²	1.3	下り線のみ塗装シクリックペイント		仮設鋼床版の輸送	t	5.979			仮設鋼床版の架設	t	5.879			高力ボルト本継工	t	0.028	HTB (F10T 56組)		仮設鋼床版の撤去	t	5.879			防護柵すり付レール設置撤去	枚	4	
項目	種別	単位	数量	備考																																																																													
仮設鋼床版工(上下線共通)	製作材料費(鋼板) A	t	5.812																																																																														
	製作材料費(形鋼) A	t	0.012																																																																														
	素地調整	m ²	102.9																																																																														
	工場塗装	m ²	102.9	下り線のみ塗装シクリックペイント																																																																													
	仮設ガードレール材	m	4.0																																																																														
	防護柵すり付レール材	枚	4																																																																														
項目	種別	単位	数量	備考																																																																													
仮設鋼床版工(下り線)	製作材料費(鋼板) A	t	0.055																																																																														
	素地調整	m ²	1.3																																																																														
	工場塗装	m ²	1.3	下り線のみ塗装シクリックペイント																																																																													
	仮設鋼床版の輸送	t	5.979																																																																														
	仮設鋼床版の架設	t	5.879																																																																														
	高力ボルト本継工	t	0.028	HTB (F10T 56組)																																																																													
	仮設鋼床版の撤去	t	5.879																																																																														
	防護柵すり付レール設置撤去	枚	4																																																																														
正	<p>三室沢橋(上下線) 仮設鋼床版配置図(その2)</p> <p>下り線</p> <p>平面図 線尺 1:400</p>  <p>標準断面図 線尺 1:100</p>  <p>数量表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設鋼床版工(上下線共通)</td> <td>製作材料費(鋼板) A</td> <td>t</td> <td>5.812</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>製作材料費(形鋼) A</td> <td>t</td> <td>0.012</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>素地調整</td> <td>m²</td> <td>102.9</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>工場塗装</td> <td>m²</td> <td>102.9</td> <td>下り線のみ塗装シクリックペイント</td> </tr> <tr> <td></td> <td>仮設ガードレール材</td> <td>m</td> <td>4.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>防護柵すり付レール材</td> <td>枚</td> <td>4</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設鋼床版工(下り線)</td> <td>製作材料費(鋼板) A</td> <td>t</td> <td>0.055</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>素地調整</td> <td>m²</td> <td>1.3</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>工場塗装</td> <td>m²</td> <td>1.3</td> <td>下り線のみ塗装シクリックペイント</td> </tr> <tr> <td></td> <td>仮設鋼床版の輸送</td> <td>t</td> <td>5.979</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>仮設鋼床版の架設</td> <td>t</td> <td>5.879</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>高力ボルト本継工</td> <td>t</td> <td>0.028</td> <td>HTB (F10T 56組)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>仮設鋼床版の撤去</td> <td>t</td> <td>5.879</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>防護柵すり付レール設置撤去</td> <td>枚</td> <td>4</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記</p> <ol style="list-style-type: none"> 施工に際して、製作前に現地で計測等の確認を行なうことを。 上り線は、下り線の仮設鋼床版を転用する。 <p>規格 日付 制定者 三室沢橋(下り線) 仮設鋼床版配置図(その2) 線尺 固定 図面番号 16/101 設計会社名 計画エンジニアリング株式会社 施工会社名 事務所名 東日本高速道路株式会社 関東支社 高崎管理事務所</p>	項目	種別	単位	数量	備考	仮設鋼床版工(上下線共通)	製作材料費(鋼板) A	t	5.812			製作材料費(形鋼) A	t	0.012			素地調整	m ²	102.9			工場塗装	m ²	102.9	下り線のみ塗装シクリックペイント		仮設ガードレール材	m	4.0			防護柵すり付レール材	枚	4		項目	種別	単位	数量	備考	仮設鋼床版工(下り線)	製作材料費(鋼板) A	t	0.055			素地調整	m ²	1.3			工場塗装	m ²	1.3	下り線のみ塗装シクリックペイント		仮設鋼床版の輸送	t	5.979			仮設鋼床版の架設	t	5.879			高力ボルト本継工	t	0.028	HTB (F10T 56組)		仮設鋼床版の撤去	t	5.879			防護柵すり付レール設置撤去	枚	4	
項目	種別	単位	数量	備考																																																																													
仮設鋼床版工(上下線共通)	製作材料費(鋼板) A	t	5.812																																																																														
	製作材料費(形鋼) A	t	0.012																																																																														
	素地調整	m ²	102.9																																																																														
	工場塗装	m ²	102.9	下り線のみ塗装シクリックペイント																																																																													
	仮設ガードレール材	m	4.0																																																																														
	防護柵すり付レール材	枚	4																																																																														
項目	種別	単位	数量	備考																																																																													
仮設鋼床版工(下り線)	製作材料費(鋼板) A	t	0.055																																																																														
	素地調整	m ²	1.3																																																																														
	工場塗装	m ²	1.3	下り線のみ塗装シクリックペイント																																																																													
	仮設鋼床版の輸送	t	5.979																																																																														
	仮設鋼床版の架設	t	5.879																																																																														
	高力ボルト本継工	t	0.028	HTB (F10T 56組)																																																																													
	仮設鋼床版の撤去	t	5.879																																																																														
	防護柵すり付レール設置撤去	枚	4																																																																														
備考	旗揚げ名称の訂正																																																																																

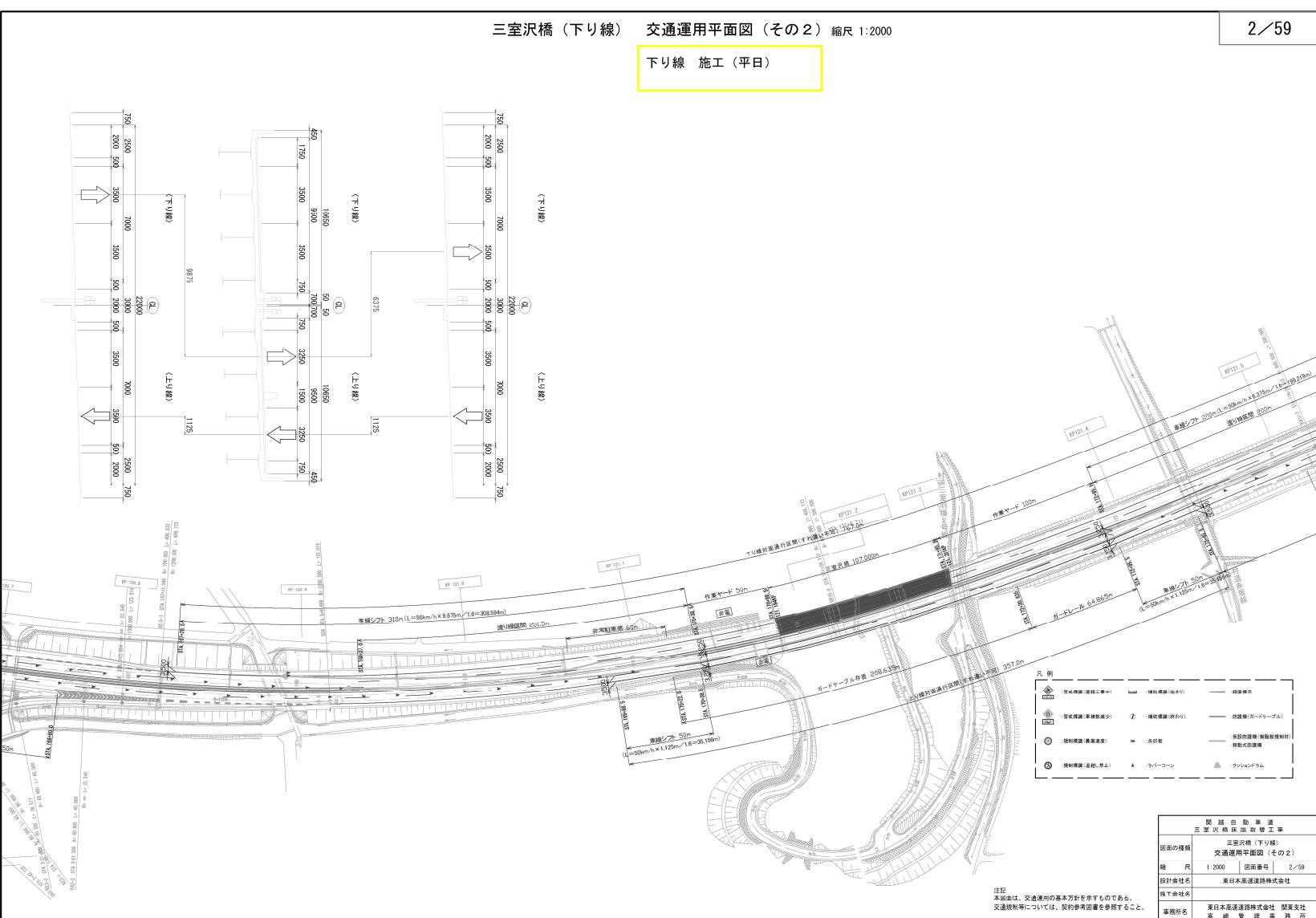
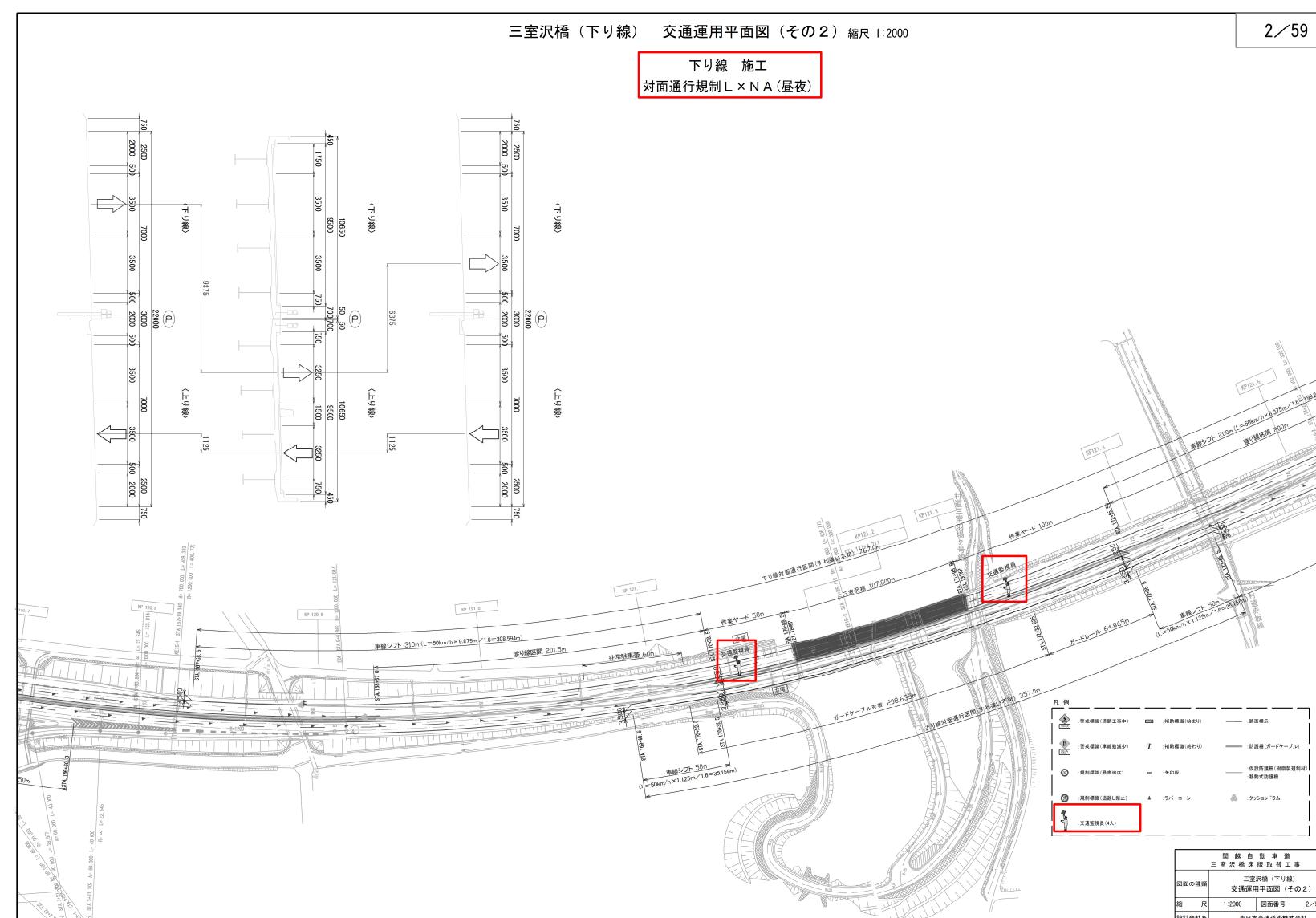
対象	設計図面 上下線付帯工 (17/101)
説明	
正	
備考	旗揚げ名称の訂正

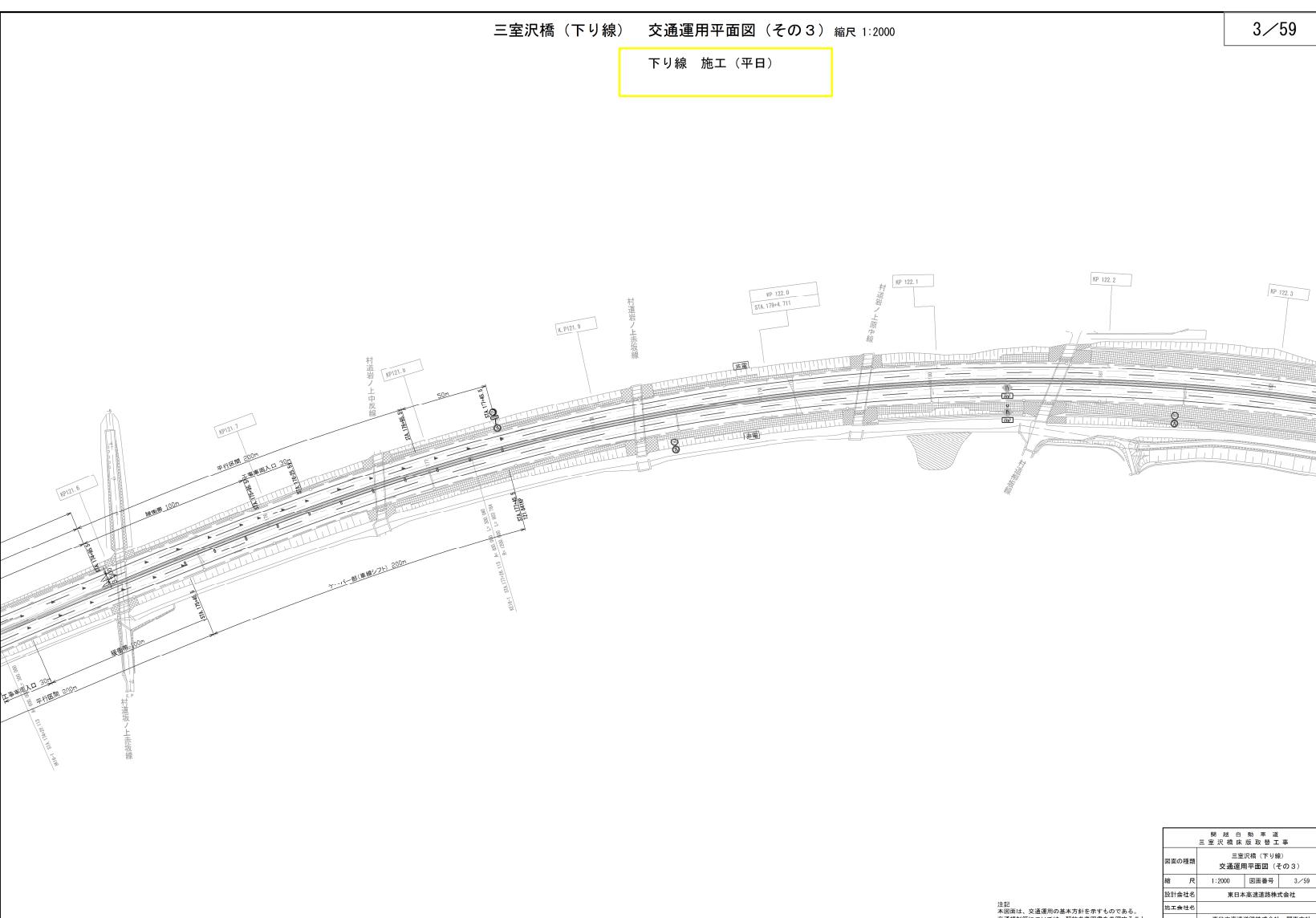
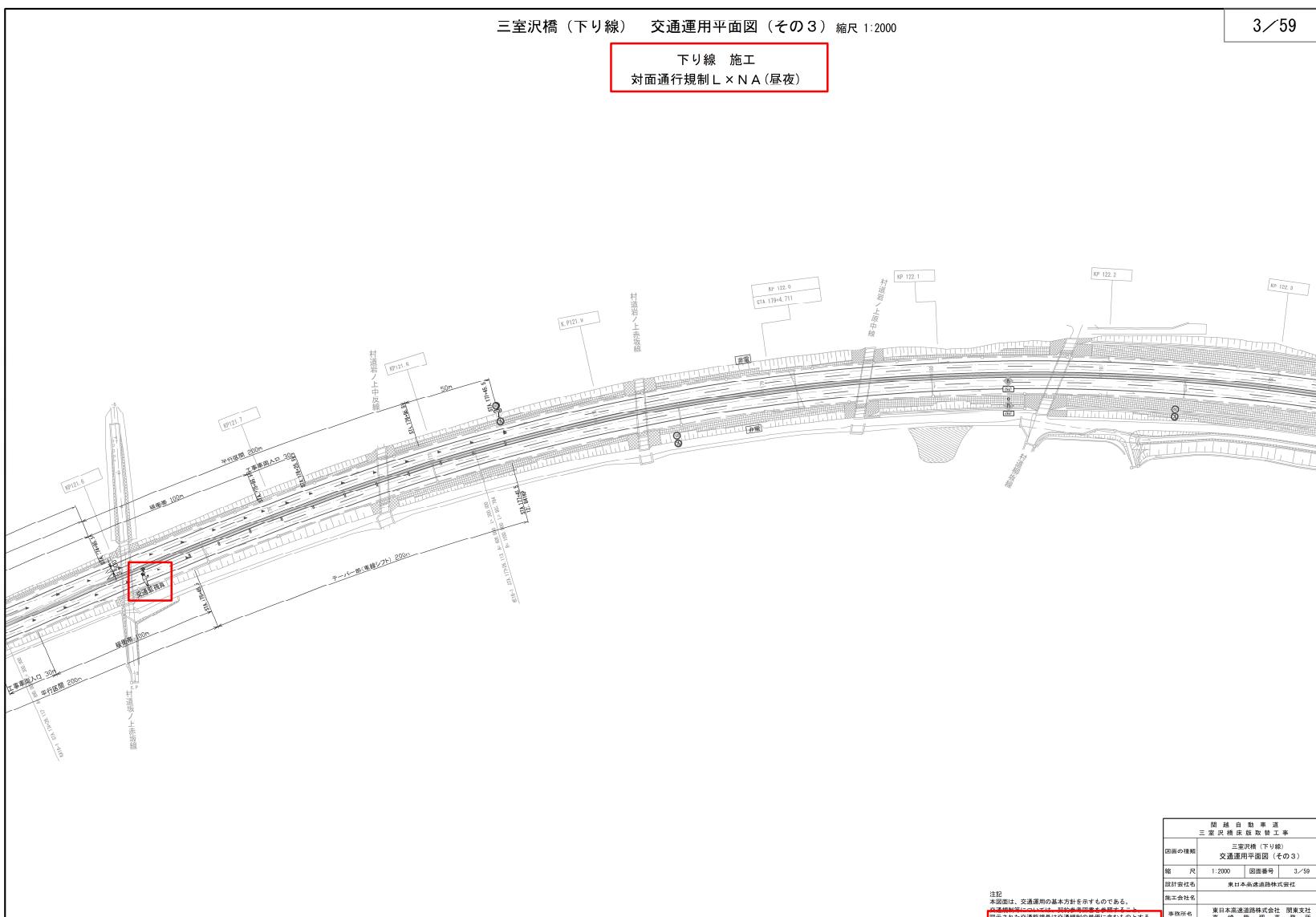
対象	設計図面 上下線付帯工 (18/101)
誤	
正	
備考	旗揚げ名称の訂正

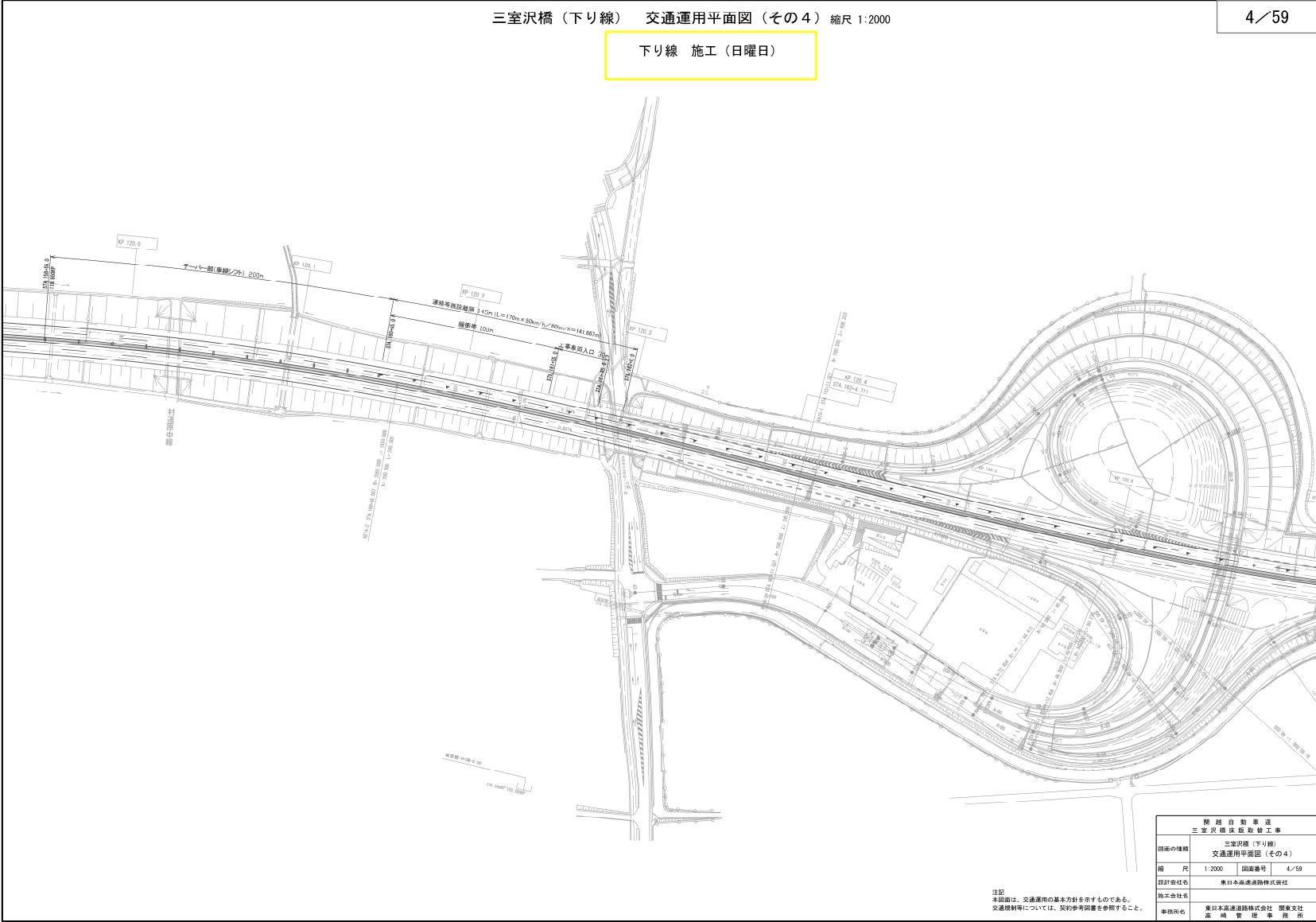
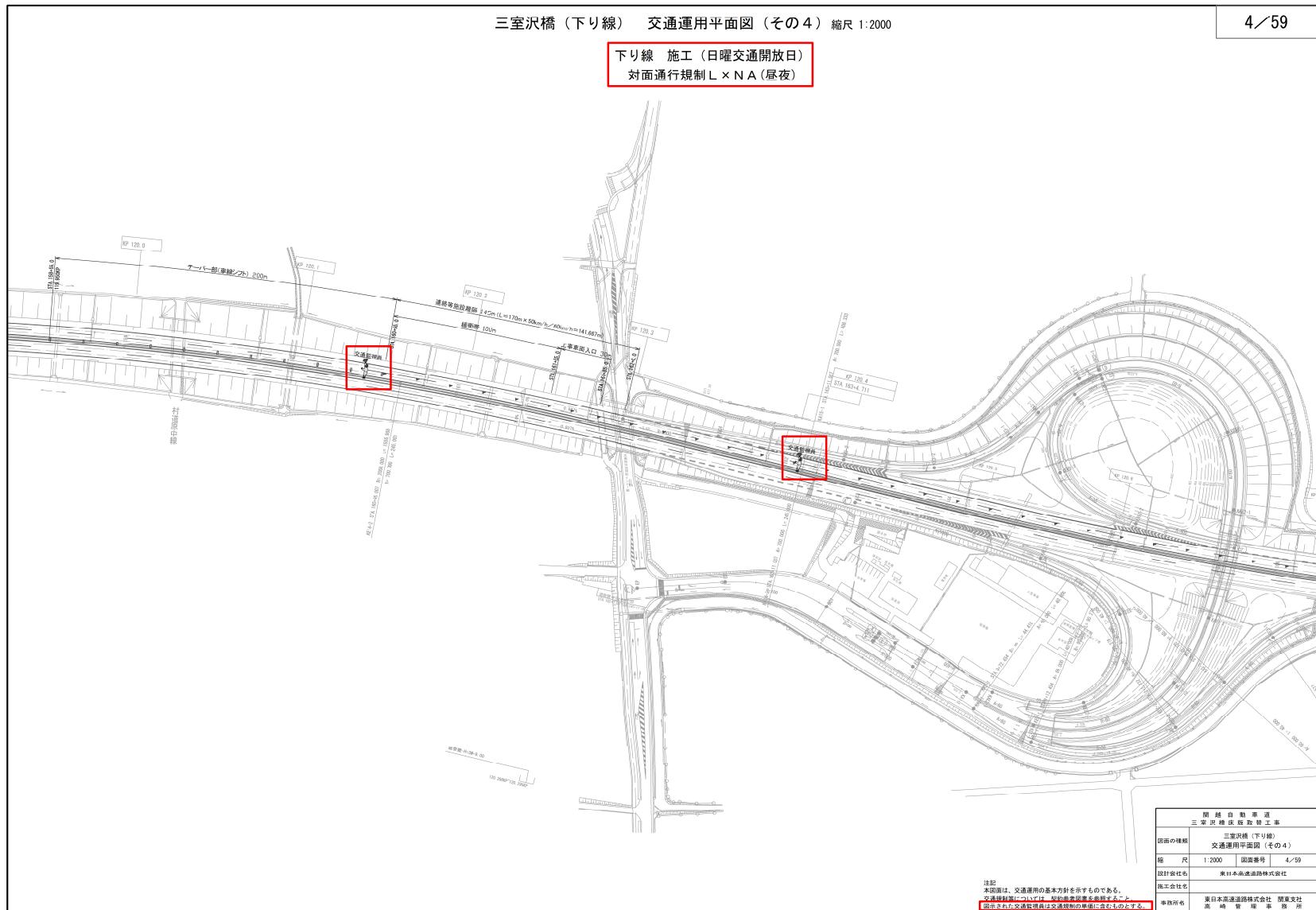
対象	設計図面 上下線付帯工 (19/101)
誤	<p>三室沢橋(上下線) 仮設鋼床版詳細図(その3)</p> <p>既設桁取合部詳細 S=1:12.5</p> <p>標準部パネル</p> <p>現場寸法との調整要領 S=1:12.5</p> <p>桁左側プラケット詳細 S=1:12.5</p> <p>桁右側プラケット詳細 S=1:12.5</p> <p>サポートプラケット詳細 S=1:12.5</p> <p>押さえアングル詳細 S=1:12.5</p> <p>注記</p> <p>1. 施工に際して、製作前に現地で計測等の確認を行い、詳細検討を行うこと。 2. 上り線は、下り線の仮設鋼床版を起用する。 3. 施工寸法においては仮設鋼床版寸法等を考慮し、部材寸法等を決定すること。 4. 4寸六角高力ボルトM22(F10T)を示す。 5. 高力ボルトの孔径はφ24.5±0.5とする。 6. 特記なき材料は全てS350K4とする。 7. ブラケットは本面と対称に製作する部材もあるので注意すること。</p> <p>関係白動車道 三室沢橋(上下線) 仮設鋼床版詳細図(その3) 図面の種類 三室沢橋(上下線) 仮設鋼床版詳細図(その3) 縮 尺 1:12.5 図面番号 19/101 設計会社名 計画エンジニアリング株式会社 施工会社名 東日本高速道路株式会社 関東支社 事務所名 高崎管理事務所</p>
正	<p>三室沢橋(上下線) 仮設鋼床版詳細図(その3)</p> <p>既設桁取合部詳細 S=1:12.5</p> <p>標準部パネル</p> <p>現場寸法との調整要領 S=1:12.5</p> <p>桁左側プラケット詳細 S=1:12.5</p> <p>桁右側プラケット詳細 S=1:12.5</p> <p>サポートプラケット詳細 S=1:12.5</p> <p>押さえアングル詳細 S=1:12.5</p> <p>注記</p> <p>1. 施工に際して、製作前に現地で計測等の確認を行い、詳細検討を行うこと。 2. 上り線は、下り線の仮設鋼床版を起用する。 3. 施工寸法においては仮設鋼床版寸法等を考慮し、部材寸法等を決定すること。 4. 4寸六角高力ボルトM22(F10T)を示す。 5. 高力ボルトの孔径はφ24.5±0.5とする。 6. 特記なき材料は全てS350K4とする。 7. ブラケットは本面と対称に製作する部材もあるので注意すること。</p> <p>関係白動車道 三室沢橋(上下線) 仮設鋼床版詳細図(その3) 図面の種類 三室沢橋(上下線) 仮設鋼床版詳細図(その3) 縮 尺 1:12.5 図面番号 19/101 設計会社名 計画エンジニアリング株式会社 施工会社名 東日本高速道路株式会社 関東支社 事務所名 高崎管理事務所</p>
備考	旗揚げ名称の訂正

対象	設計図面 上下線付帯工 (27/101)															
誤	<p>三室沢橋(上下線) 下牧PA仮設ヤード平面図(参考図) 緯尺 1:1000</p> <p>下牧PA 仮設ヤード(下り線)</p> <p>1径間分横断図(P1~P2間) 緯尺 1:100</p> <p>数量表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地組用支保工</td> <td>空m3</td> <td>585.8</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>壁高欄施工用足場</td> <td>空m3</td> <td>139.2</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記: プレキャストPCG床版の搬入を行 床版上の壁高欄を施工するものとする</p> <p>開 端 白 動 事 連 三 室 沢 橋 仮 設 替 工 事</p> <p>図面の種類 下牧PA 仮設ヤード平面図(参考図)</p> <p>緯 尺 1:1000 図面番号 27/101</p> <p>設計会社名 計画エンジニアリング株式会社</p> <p>施工会社名 東日本高速道路株式会社 関東支社 高 橋 管 理 事 業 所</p>	項目	規格	単位	数量	備考	地組用支保工	空m3	585.8			壁高欄施工用足場	空m3	139.2		
項目	規格	単位	数量	備考												
地組用支保工	空m3	585.8														
壁高欄施工用足場	空m3	139.2														
正	<p>三室沢橋(上下線) 下牧PA仮設ヤード平面図(参考図) 緯尺 1:1000</p> <p>下牧PA 仮設ヤード(下り線)</p> <p>1径間分横断図(P1~P2間) 緯尺 1:100</p> <p>数量表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮組構台</td> <td>空m3</td> <td>585.8</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>壁高欄施工用足場</td> <td>空m3</td> <td>139.2</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注記: プレキャストPCG床版の搬入を行 床版上の壁高欄を施工するものとする</p> <p>開 端 白 動 事 連 三 室 沢 橋 仮 設 替 工 事</p> <p>図面の種類 下牧PA 仮設ヤード平面図(参考図)</p> <p>緯 尺 1:1000 図面番号 27/101</p> <p>設計会社名 計画エンジニアリング株式会社</p> <p>施工会社名 東日本高速道路株式会社 関東支社 高 橋 管 理 事 業 所</p>	項目	規格	単位	数量	備考	仮組構台	空m3	585.8			壁高欄施工用足場	空m3	139.2		
項目	規格	単位	数量	備考												
仮組構台	空m3	585.8														
壁高欄施工用足場	空m3	139.2														
備考	項目名称の訂正															

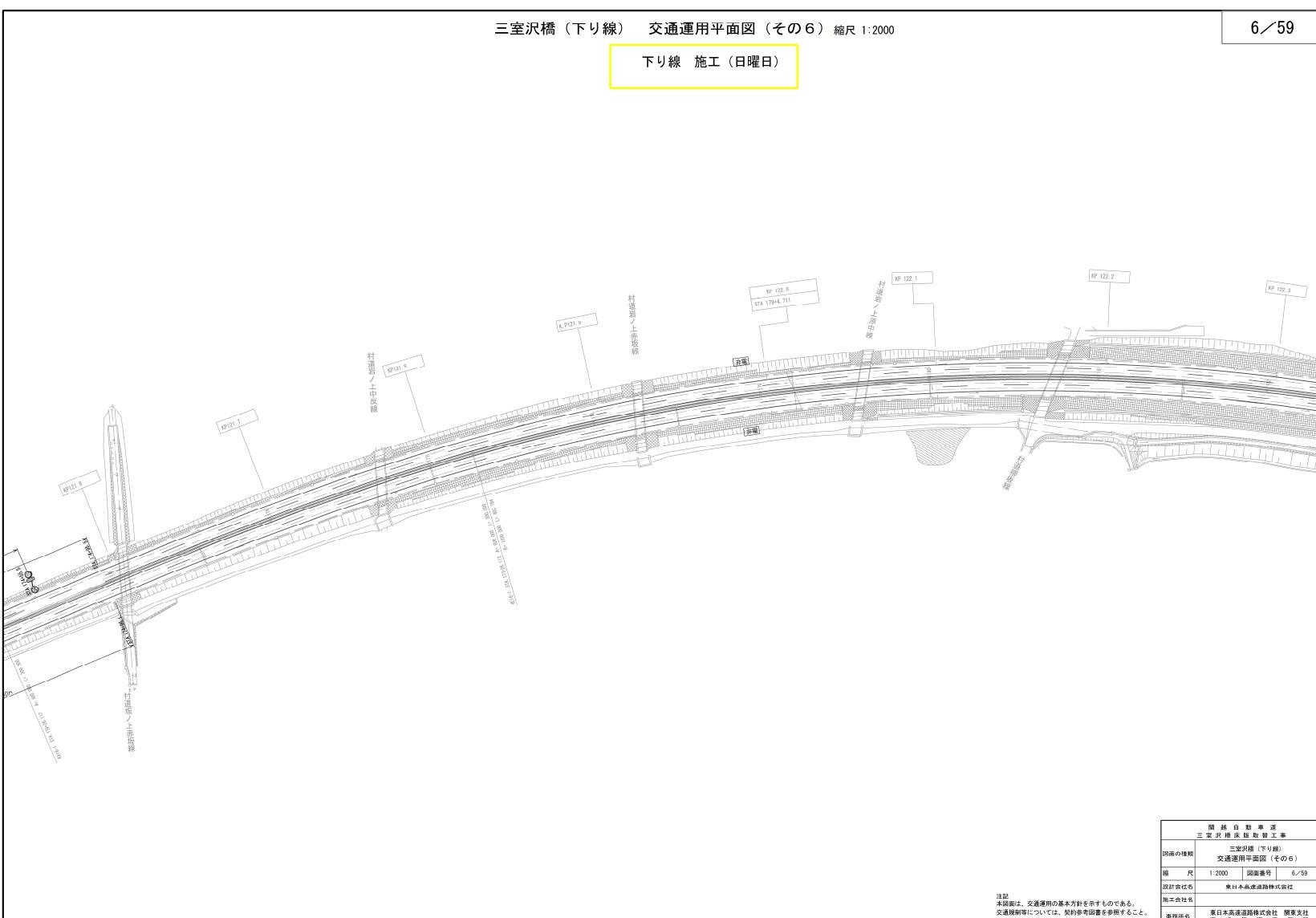
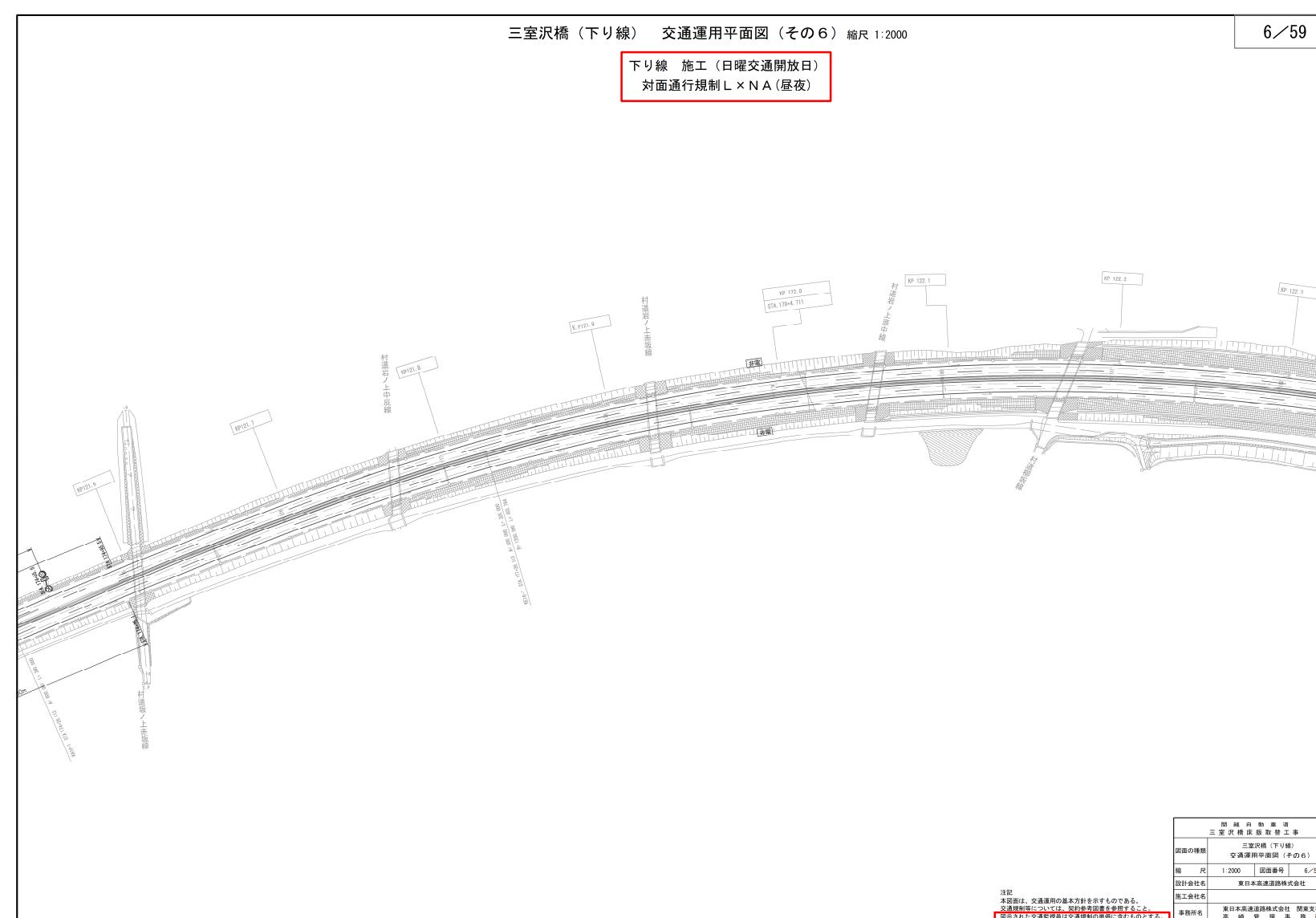
対象	設計図面 上下線交通運用工 (1/59)
誤	<p>三室沢橋（下り線） 交通運用平面図（その1） 緯尺 1:2000</p> <p>下り線 施工（平日）</p> <p>1/59</p>
正	<p>三室沢橋（下り線） 交通運用平面図（その1） 緯尺 1:2000</p> <p>下り線 施工 対面通行規制 L × N A (夜)</p> <p>1/59</p>
備考	<p>交通保安要員の追加。 単価名称及び注記の追加。 図面名称の変更。</p>

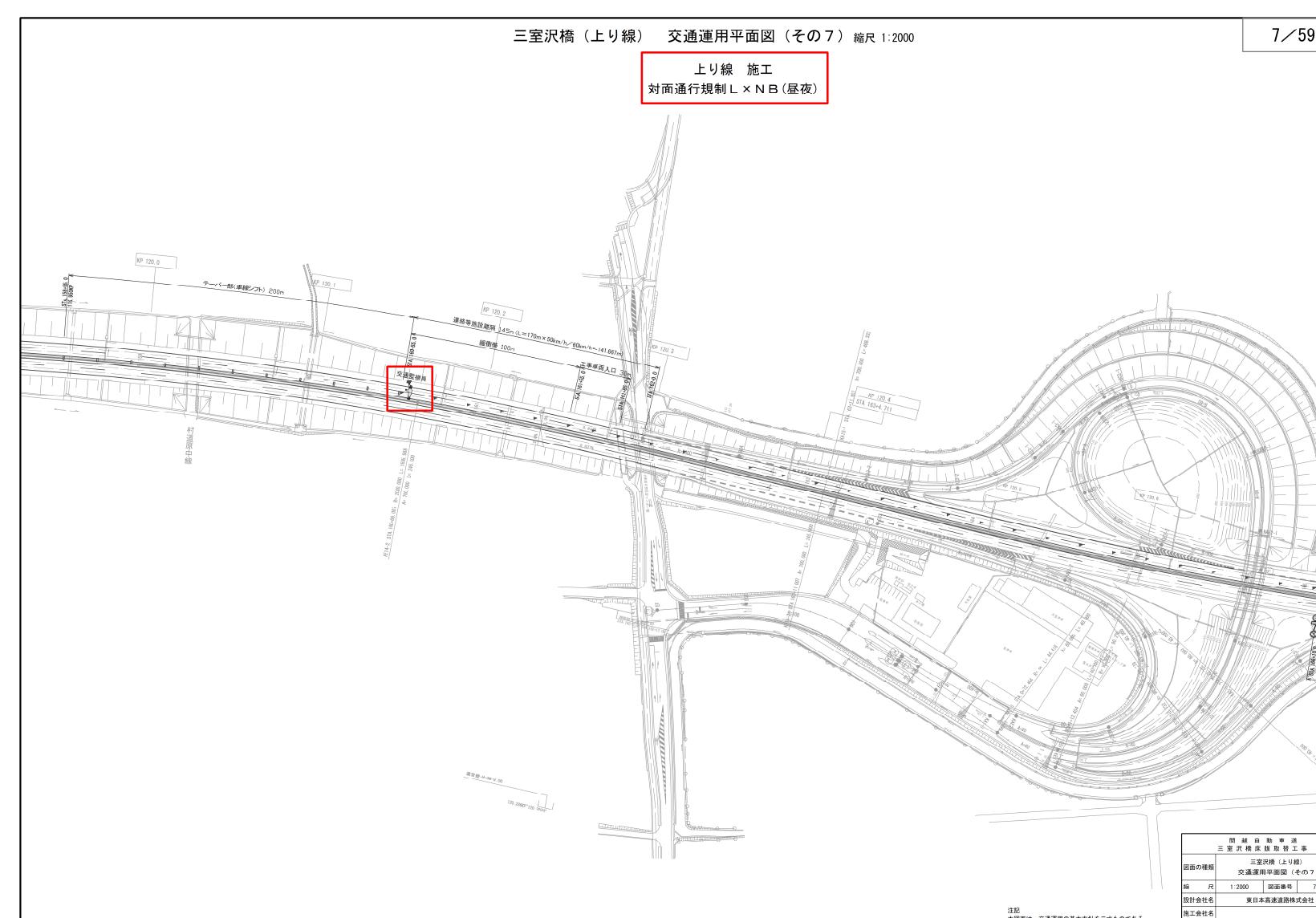
対象	設計図面 上下線交通運用工 (2/59)
誤	<p>三室沢橋（下り線） 交通運用平面図（その2） 縮尺 1:2000 下り線 施工（平日） 2/59</p>  <p>図面の種類 三室沢橋（下り線） 交通運用平面図（その2） 縮尺 1:2000 図面番号 2/59 設計会社 東日本高速道路株式会社 施工会社 東日本高速道路株式会社 事務所名 東日本高速道路株式会社 関東支社 高崎管理事務所</p>
正	<p>三室沢橋（下り線） 交通運用平面図（その2） 縮尺 1:2000 下り線 施工 対面通行規制 L × N A (昼夜) 2/59</p>  <p>図面の種類 三室沢橋（下り線） 交通運用平面図（その2） 縮尺 1:2000 図面番号 2/59 設計会社 東日本高速道路株式会社 施工会社 東日本高速道路株式会社 事務所名 東日本高速道路株式会社 関東支社 高崎管理事務所</p>
備考	交通保安要員の追加。 単価名称及び注記の追加。 図面名称の変更。

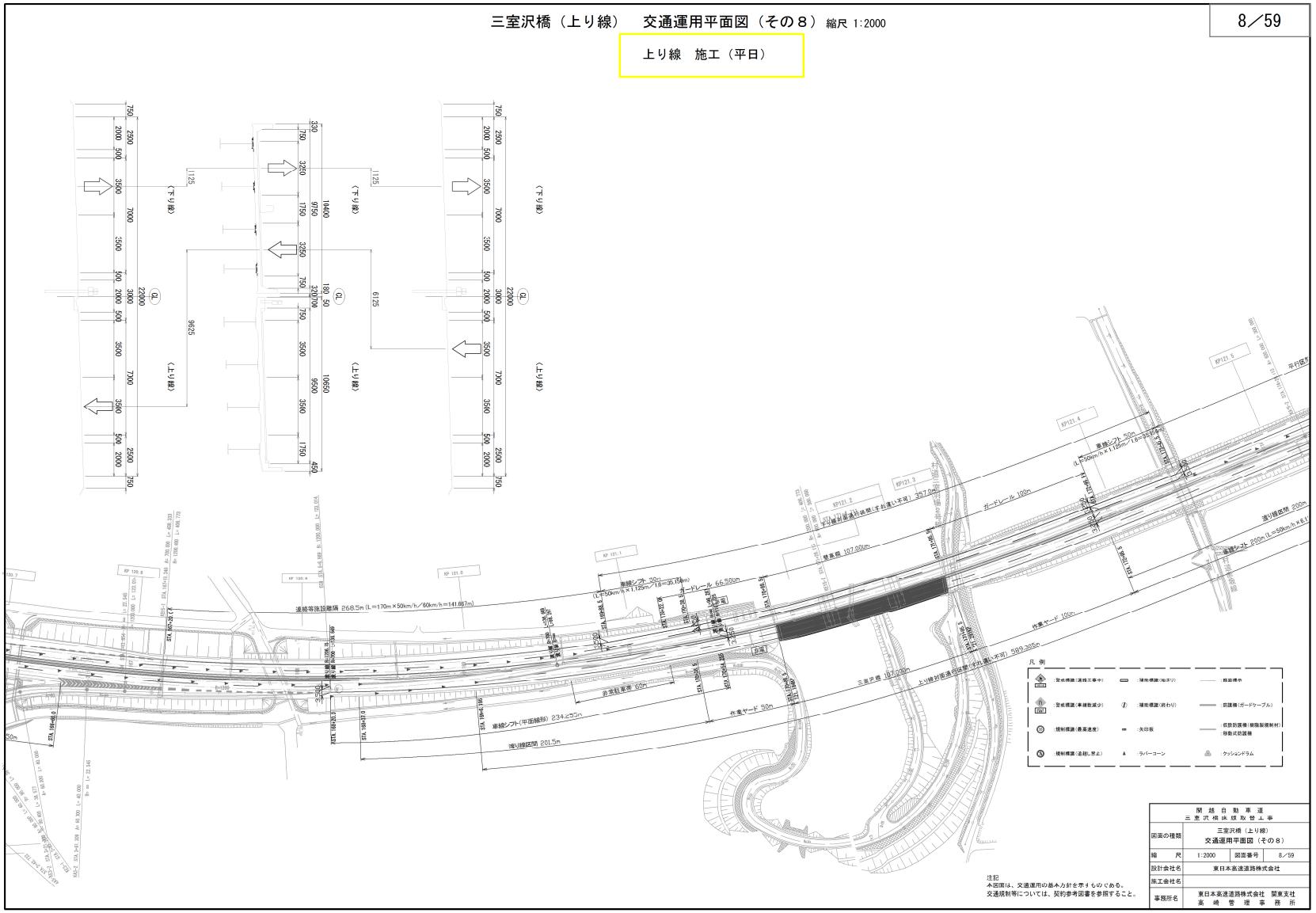
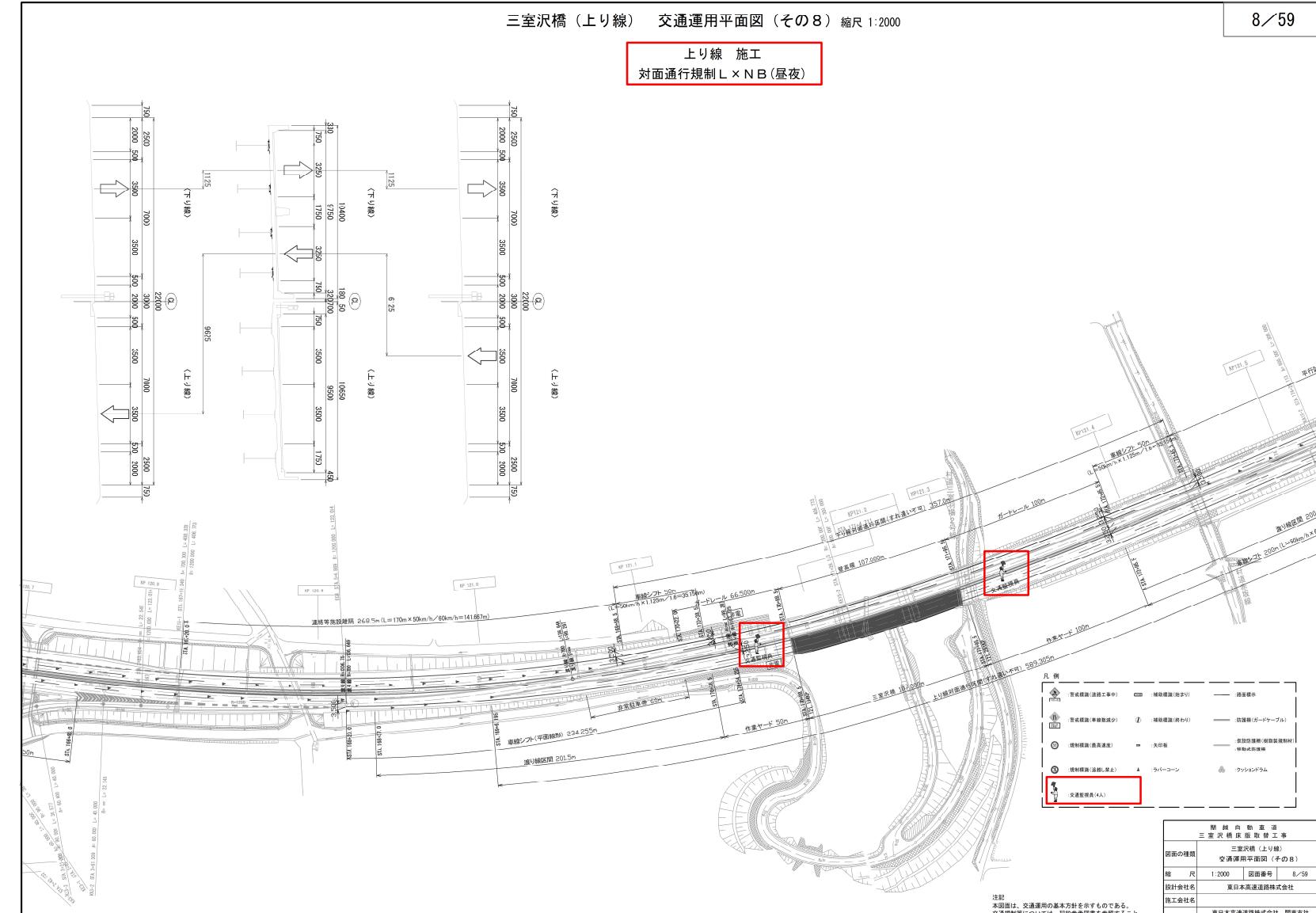
対象	設計図面 上下線交通運用工 (3/59)																																																				
誤	<p>三室沢橋（下り線） 交通運用平面図（その3）縮尺 1:2000</p> <p>下り線 施工（平日）</p>  <table border="1" data-bbox="1729 1302 1931 1429"> <tr><td>規格</td><td>規格</td><td>規格</td><td>規格</td></tr> <tr><td>三室沢橋（下り線）</td><td>三室沢橋（下り線）</td><td>三室沢橋（下り線）</td><td>三室沢橋（下り線）</td></tr> <tr><td>深さの種類</td><td>深さの種類</td><td>深さの種類</td><td>深さの種類</td></tr> <tr><td>規格</td><td>規格</td><td>規格</td><td>規格</td></tr> <tr><td>1:2000</td><td>1:2000</td><td>1:2000</td><td>1:2000</td></tr> <tr><td>図面番号</td><td>図面番号</td><td>図面番号</td><td>図面番号</td></tr> <tr><td>3/59</td><td>3/59</td><td>3/59</td><td>3/59</td></tr> <tr><td>設計会社名</td><td>設計会社名</td><td>設計会社名</td><td>設計会社名</td></tr> <tr><td>東日本高速道路株式会社</td><td>東日本高速道路株式会社</td><td>東日本高速道路株式会社</td><td>東日本高速道路株式会社</td></tr> <tr><td>施工会社名</td><td>施工会社名</td><td>施工会社名</td><td>施工会社名</td></tr> <tr><td>東日本高速道路株式会社 関東支社</td><td>東日本高速道路株式会社 関東支社</td><td>東日本高速道路株式会社 関東支社</td><td>東日本高速道路株式会社 関東支社</td></tr> <tr><td>事務所名</td><td>事務所名</td><td>事務所名</td><td>事務所名</td></tr> <tr><td>高崎営業事務所</td><td>高崎営業事務所</td><td>高崎営業事務所</td><td>高崎営業事務所</td></tr> </table>	規格	規格	規格	規格	三室沢橋（下り線）	三室沢橋（下り線）	三室沢橋（下り線）	三室沢橋（下り線）	深さの種類	深さの種類	深さの種類	深さの種類	規格	規格	規格	規格	1:2000	1:2000	1:2000	1:2000	図面番号	図面番号	図面番号	図面番号	3/59	3/59	3/59	3/59	設計会社名	設計会社名	設計会社名	設計会社名	東日本高速道路株式会社	東日本高速道路株式会社	東日本高速道路株式会社	東日本高速道路株式会社	施工会社名	施工会社名	施工会社名	施工会社名	東日本高速道路株式会社 関東支社	東日本高速道路株式会社 関東支社	東日本高速道路株式会社 関東支社	東日本高速道路株式会社 関東支社	事務所名	事務所名	事務所名	事務所名	高崎営業事務所	高崎営業事務所	高崎営業事務所	高崎営業事務所
規格	規格	規格	規格																																																		
三室沢橋（下り線）	三室沢橋（下り線）	三室沢橋（下り線）	三室沢橋（下り線）																																																		
深さの種類	深さの種類	深さの種類	深さの種類																																																		
規格	規格	規格	規格																																																		
1:2000	1:2000	1:2000	1:2000																																																		
図面番号	図面番号	図面番号	図面番号																																																		
3/59	3/59	3/59	3/59																																																		
設計会社名	設計会社名	設計会社名	設計会社名																																																		
東日本高速道路株式会社	東日本高速道路株式会社	東日本高速道路株式会社	東日本高速道路株式会社																																																		
施工会社名	施工会社名	施工会社名	施工会社名																																																		
東日本高速道路株式会社 関東支社	東日本高速道路株式会社 関東支社	東日本高速道路株式会社 関東支社	東日本高速道路株式会社 関東支社																																																		
事務所名	事務所名	事務所名	事務所名																																																		
高崎営業事務所	高崎営業事務所	高崎営業事務所	高崎営業事務所																																																		
正	<p>三室沢橋（下り線） 交通運用平面図（その3）縮尺 1:2000</p> <p>下り線 施工 対面通行規制 L × N A (昼夜)</p>  <table border="1" data-bbox="1729 2604 1931 2731"> <tr><td>規格</td><td>規格</td><td>規格</td><td>規格</td></tr> <tr><td>三室沢橋（下り線）</td><td>三室沢橋（下り線）</td><td>三室沢橋（下り線）</td><td>三室沢橋（下り線）</td></tr> <tr><td>深さの種類</td><td>深さの種類</td><td>深さの種類</td><td>深さの種類</td></tr> <tr><td>規格</td><td>規格</td><td>規格</td><td>規格</td></tr> <tr><td>1:2000</td><td>1:2000</td><td>1:2000</td><td>1:2000</td></tr> <tr><td>図面番号</td><td>図面番号</td><td>図面番号</td><td>図面番号</td></tr> <tr><td>3/59</td><td>3/59</td><td>3/59</td><td>3/59</td></tr> <tr><td>設計会社名</td><td>設計会社名</td><td>設計会社名</td><td>設計会社名</td></tr> <tr><td>東日本高速道路株式会社</td><td>東日本高速道路株式会社</td><td>東日本高速道路株式会社</td><td>東日本高速道路株式会社</td></tr> <tr><td>施工会社名</td><td>施工会社名</td><td>施工会社名</td><td>施工会社名</td></tr> <tr><td>東日本高速道路株式会社 関東支社</td><td>東日本高速道路株式会社 関東支社</td><td>東日本高速道路株式会社 関東支社</td><td>東日本高速道路株式会社 関東支社</td></tr> <tr><td>事務所名</td><td>事務所名</td><td>事務所名</td><td>事務所名</td></tr> <tr><td>高崎営業事務所</td><td>高崎営業事務所</td><td>高崎営業事務所</td><td>高崎営業事務所</td></tr> </table>	規格	規格	規格	規格	三室沢橋（下り線）	三室沢橋（下り線）	三室沢橋（下り線）	三室沢橋（下り線）	深さの種類	深さの種類	深さの種類	深さの種類	規格	規格	規格	規格	1:2000	1:2000	1:2000	1:2000	図面番号	図面番号	図面番号	図面番号	3/59	3/59	3/59	3/59	設計会社名	設計会社名	設計会社名	設計会社名	東日本高速道路株式会社	東日本高速道路株式会社	東日本高速道路株式会社	東日本高速道路株式会社	施工会社名	施工会社名	施工会社名	施工会社名	東日本高速道路株式会社 関東支社	東日本高速道路株式会社 関東支社	東日本高速道路株式会社 関東支社	東日本高速道路株式会社 関東支社	事務所名	事務所名	事務所名	事務所名	高崎営業事務所	高崎営業事務所	高崎営業事務所	高崎営業事務所
規格	規格	規格	規格																																																		
三室沢橋（下り線）	三室沢橋（下り線）	三室沢橋（下り線）	三室沢橋（下り線）																																																		
深さの種類	深さの種類	深さの種類	深さの種類																																																		
規格	規格	規格	規格																																																		
1:2000	1:2000	1:2000	1:2000																																																		
図面番号	図面番号	図面番号	図面番号																																																		
3/59	3/59	3/59	3/59																																																		
設計会社名	設計会社名	設計会社名	設計会社名																																																		
東日本高速道路株式会社	東日本高速道路株式会社	東日本高速道路株式会社	東日本高速道路株式会社																																																		
施工会社名	施工会社名	施工会社名	施工会社名																																																		
東日本高速道路株式会社 関東支社	東日本高速道路株式会社 関東支社	東日本高速道路株式会社 関東支社	東日本高速道路株式会社 関東支社																																																		
事務所名	事務所名	事務所名	事務所名																																																		
高崎営業事務所	高崎営業事務所	高崎営業事務所	高崎営業事務所																																																		
備考	交通保安要員の追加。 単価名称及び注記の追加。 図面名称の変更。																																																				

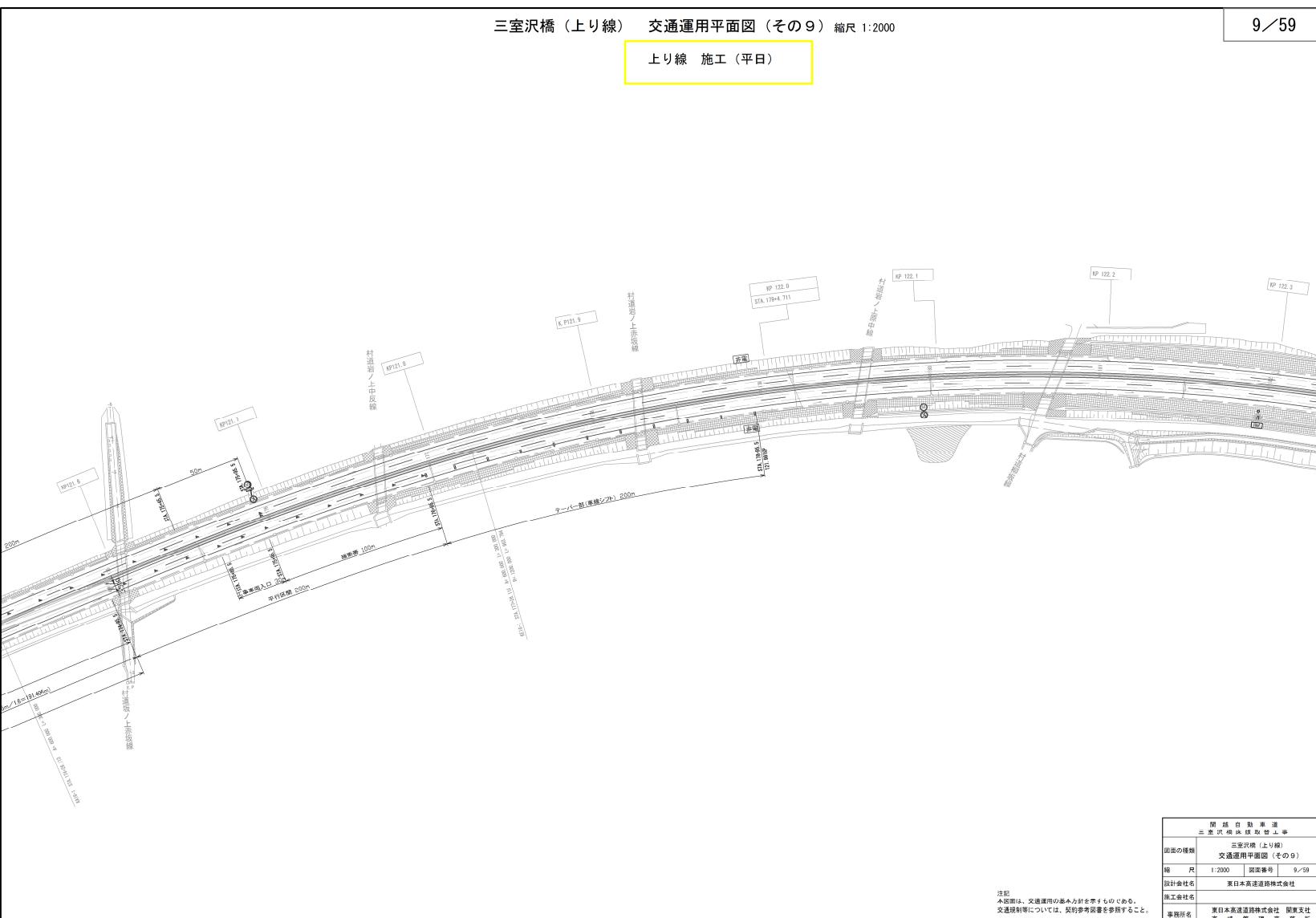
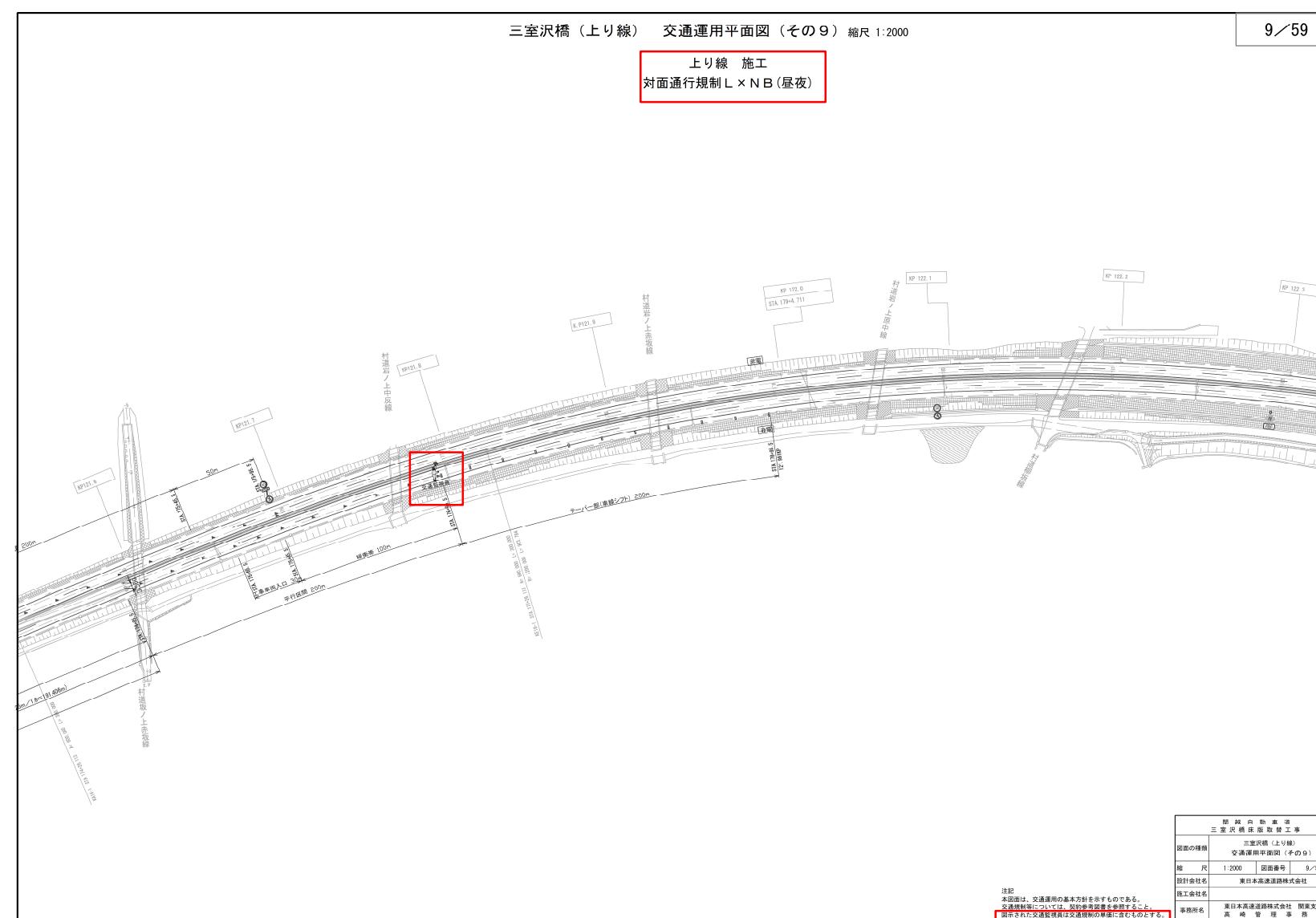
対象	設計図面 上下線交通運用工 (4/59)
誤	<p>三室沢橋（下り線） 交通運用平面図（その4） 縮尺 1:2000</p> <p>下り線 施工（日曜日）</p>  <p>関 線 自 動 車 道 三 室 沢 橋 施 工 工 事</p> <p>図面の種類 三室沢橋（下り線） 交通運用平面図（その4）</p> <p>縮 尺 1:2000 図面番号 4/59</p> <p>設計会社名 東日本高速道路株式会社</p> <p>施工会社名</p> <p>事務所名 東日本高速道路株式会社 関東支社 高 駅 管 理 事 務 所</p>
正	<p>三室沢橋（下り線） 交通運用平面図（その4） 縮尺 1:2000</p> <p>下り線 施工（日曜交通開放日） 対面通行規制 L × N A（昼夜）</p>  <p>関 線 自 動 車 道 三 室 沢 橋 施 工 工 事</p> <p>図面の種類 三室沢橋（下り線） 交通運用平面図（その4）</p> <p>縮 尺 1:2000 図面番号 4/59</p> <p>設計会社名 東日本高速道路株式会社</p> <p>施工会社名</p> <p>事務所名 東日本高速道路株式会社 関東支社 高 駅 管 理 事 務 所</p>
備考	交通保安要員の追加。 単価名称及び注記の追加。 図面名称の変更。

対象	設計図面 上下線交通運用工 (5/59)
誤	<p>三室沢橋（下り線） 交通運用平面図（その5） 縮尺 1:2000</p> <p>下り線 施工（日曜日）</p> <p>5/59</p>
正	<p>三室沢橋（下り線） 交通運用平面図（その5） 縮尺 1:2000</p> <p>下り線 施工（日曜交通開放日） 対面通行規制 L × N A (昼夜)</p> <p>5/59</p>
備考	<p>交通保安要員の追加。 単価名称及び注記の追加。 図面名称の変更。</p>

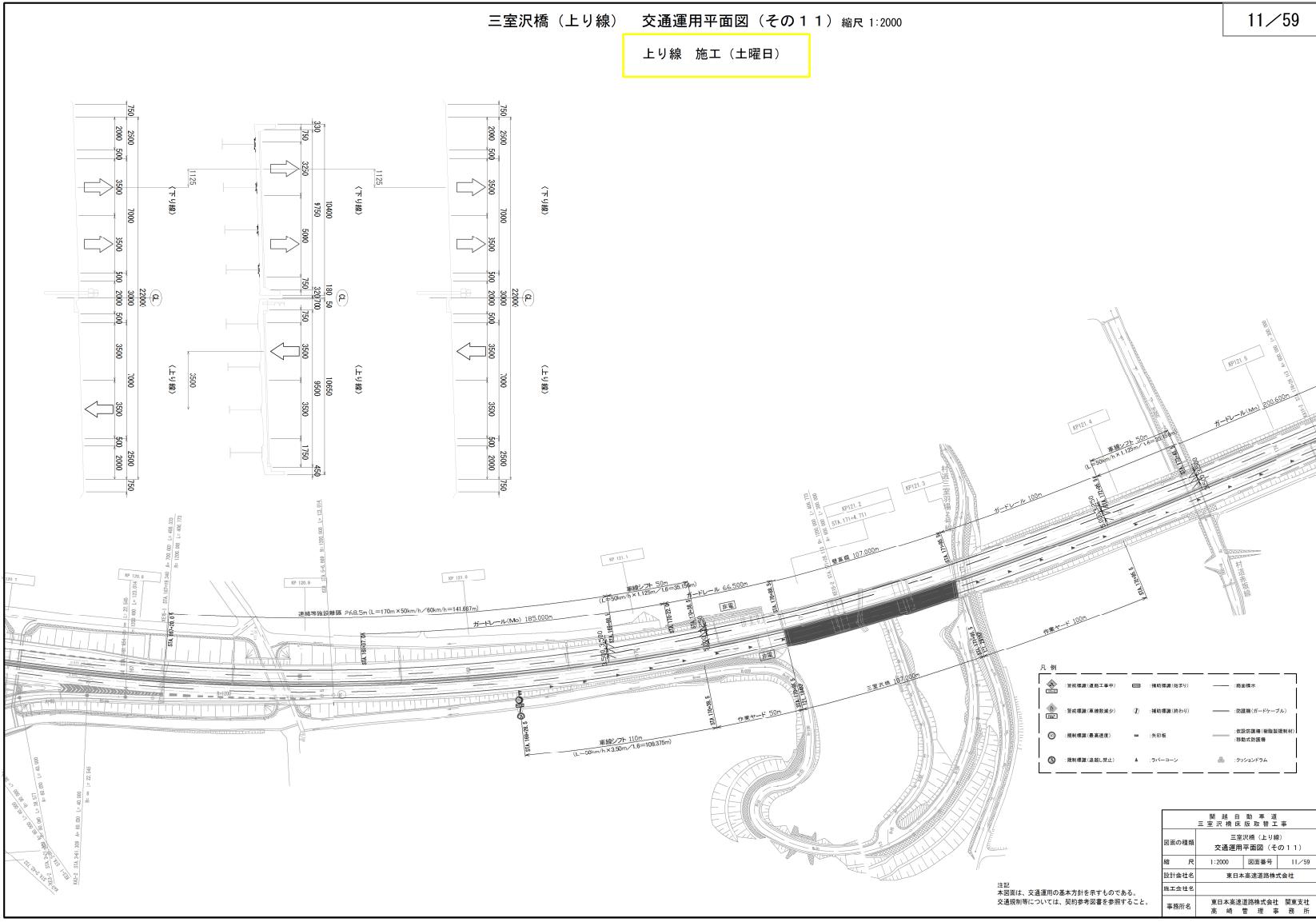
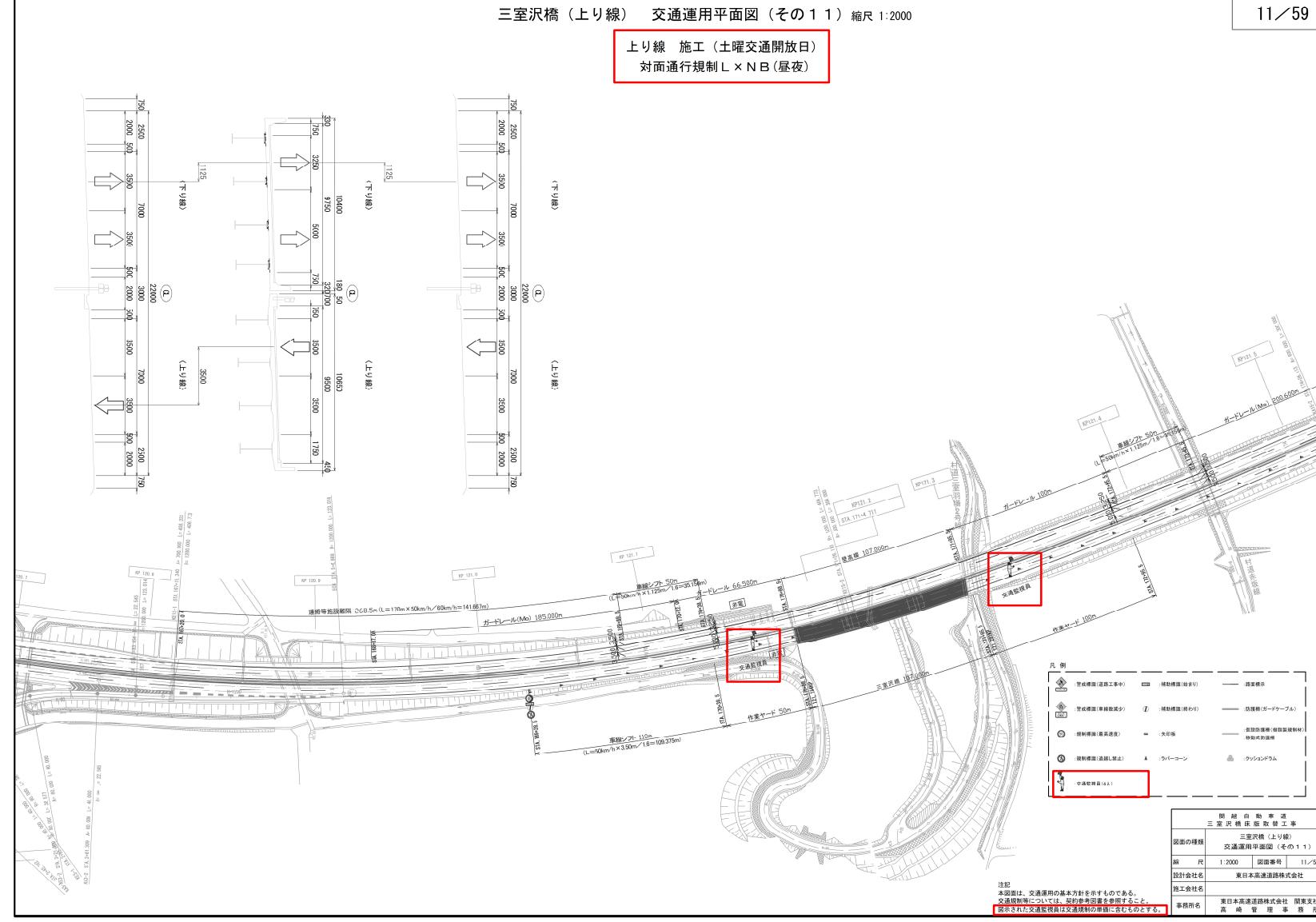
対象	設計図面 上下線交通運用工 (6/59)
誤	<p>三室沢橋（下り線） 交通運用平面図（その6） 線尺 1:2000</p> <p>下り線 施工（日曜日）</p>  <p>図面の種類 三室沢橋（下り線） 交通運用平面図（その6）</p> <p>縮尺 1:2000 図面番号 6/59</p> <p>設計会社名 東日本高速道路株式会社</p> <p>施工会社名 東日本高速道路株式会社 関東支社</p> <p>事務所名 高崎管理事務所</p> <p>注記 本図面は、交通運用の基本方針を示すものである。 交通規制等については、別途参考図面を参照すること。 表示された交通規制は交通規制の準則に合むものとする。</p>
正	<p>三室沢橋（下り線） 交通運用平面図（その6） 線尺 1:2000</p> <p>下り線 施工（日曜交通開放日）</p> <p>対面通行規制L×N A（昼夜）</p>  <p>図面の種類 三室沢橋（下り線） 交通運用平面図（その6）</p> <p>縮尺 1:2000 図面番号 6/59</p> <p>設計会社名 東日本高速道路株式会社</p> <p>施工会社名 東日本高速道路株式会社 関東支社</p> <p>事務所名 高崎管理事務所</p> <p>注記 本図面は、交通運用の基本方針を示すものである。 交通規制等については、別途参考図面を参照すること。 表示された交通規制は交通規制の準則に合むものとする。</p>
備考	単価名称及び注記の追加。 図面名称の変更。

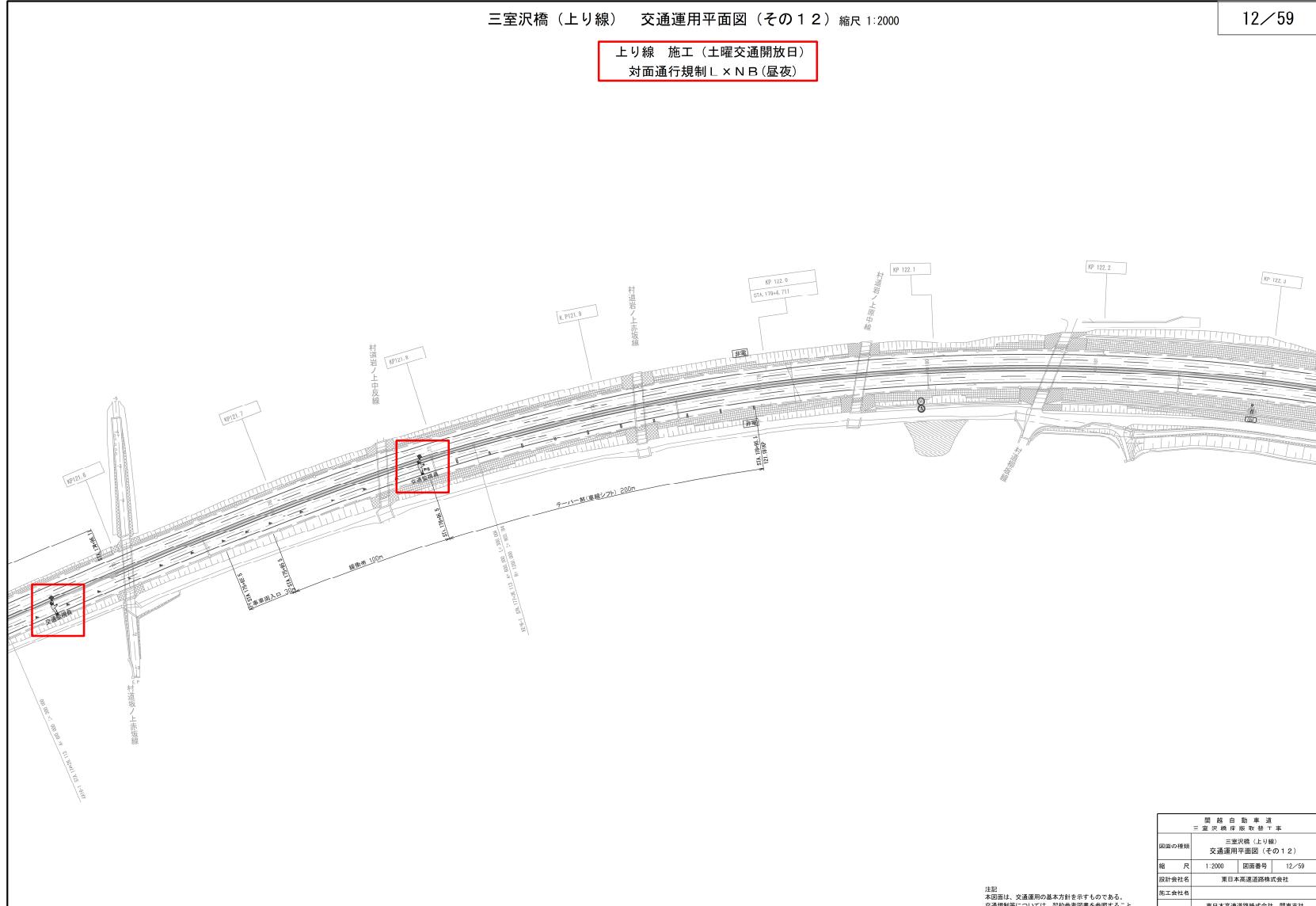
対象	設計図面 上下線交通運用工 (7/59)
誤	<p>三室沢橋（上り線） 交通運用平面図（その7） 縮尺 1:2000</p> <p>上り線 施工（平日）</p>  <p>三室沢橋（上り線） 交通運用平面図（その7） 縮尺 1:2000</p> <p>上り線 施工（平日）</p> <p>三室沢橋（上り線） 交通運用平面図（その7） 縮尺 1:2000</p> <p>設計会社名 東日本高速道路株式会社</p> <p>施工会社名 東日本高速道路株式会社 開発支社</p> <p>事務所名 高崎管理事務所</p>
正	<p>三室沢橋（上り線） 交通運用平面図（その7） 縮尺 1:2000</p> <p>上り線 施工</p> <p>対面通行規制 L × N B (昼夜)</p>  <p>三室沢橋（上り線） 交通運用平面図（その7） 縮尺 1:2000</p> <p>上り線 施工</p> <p>対面通行規制 L × N B (昼夜)</p> <p>三室沢橋（上り線） 交通運用平面図（その7） 縮尺 1:2000</p> <p>設計会社名 東日本高速道路株式会社</p> <p>施工会社名 東日本高速道路株式会社 開発支社</p> <p>事務所名 高崎管理事務所</p>
備考	<p>交通保安要員の追加。</p> <p>単価名称及び注記の追加。</p> <p>図面名称の変更。</p>

対象	設計図面 上下線交通運用工 (8/59)
誤	<p>三室沢橋（上り線） 交通運用平面図（その8）縮尺1:2000</p> <p>上り線 施工（平日）</p> 
正	<p>三室沢橋（上り線） 交通運用平面図（その8）縮尺1:2000</p> <p>上り線 施工 対面通行規制L×NB(昼夜)</p> 
備考	<p>交通保安要員の追加。 単価名称及び注記の追加。 図面名称の変更。</p>

対象	設計図面 上下線交通運用工 (9/59)
誤	<p>三室沢橋（上り線） 交通運用平面図（その9） 縮尺 1:2000</p> <p>上り線 施工（平日）</p>  <p>関越自動車道 三室沢橋（上り線） 交通運用平面図（その9）</p> <p>図面の種類 縮尺 1:2000 図面番号 9/59 設計会社名 東日本高速道路株式会社 施工会社名 事務所名 東日本高速道路株式会社 関東支社 高崎管理事務所</p>
正	<p>三室沢橋（上り線） 交通運用平面図（その9） 縮尺 1:2000</p> <p>上り線 施工 対面通行規制 L × N B (昼夜)</p>  <p>関越自動車道 三室沢橋（上り線） 交通運用平面図（その9）</p> <p>図面の種類 縮尺 1:2000 図面番号 9/59 設計会社名 東日本高速道路株式会社 施工会社名 事務所名 東日本高速道路株式会社 関東支社 高崎管理事務所</p>
備考	<p>交通保安要員の追加。 単価名称及び注記の追加。 図面名称の変更。</p>

対象	設計図面 上下線交通運用工 (10/59)
誤	<p>三室沢橋（上り線） 交通運用平面図（その10） 緯尺 1:2000</p> <p>上り線 施工（土曜日）</p>
正	<p>三室沢橋（上り線） 交通運用平面図（その10） 緯尺 1:2000</p> <p>上り線 施工（土曜交通開放日） 対面通行規制L×N B(昼夜)</p>
備考	単価名称及び注記の追加。 図面名称の変更。

対象	設計図面 上下線交通運用工 (11/59)
誤	<p>三室沢橋（上り線） 交通運用平面図（その11） 縮尺 1:2000</p> <p>上り線 施工（土曜日）</p>  <p>11/59</p>
正	<p>三室沢橋（上り線） 交通運用平面図（その11） 縮尺 1:2000</p> <p>上り線 施工（土曜交通開放日） 対面通行規制 L × N B (昼夜)</p>  <p>11/59</p>
備考	<p>交通保安要員の追加。 単価名称及び注記の追加。 図面名称の変更。</p>

対象	設計図面 上下線交通運用工 (12/59)
誤	<p>三室沢橋（上り線） 交通運用平面図（その12） 縮尺 1:2000</p> <p>上り線 施工（土曜日）</p>  <p>図面の種類 三室沢橋（上り線） 交通運用平面図（その12） 縮尺 1:2000 図面番号 12-59 設計会社名 東日本高速道路株式会社 施主会社名 東日本高速道路株式会社 関東支社 注記 本図面は、交通運用の基本方針を示すものである。 交通規制等については、別途参考図書を参照すること。 図面作成者名 東日本高速道路株式会社 関東支社 監修者名 東日本高速道路株式会社 関東支社</p>
正	<p>三室沢橋（上り線） 交通運用平面図（その12） 縮尺 1:2000</p> <p>上り線 施工（土曜交通開放日） 対面通行規制 L X N B (昼夜)</p>  <p>図面の種類 三室沢橋（上り線） 交通運用平面図（その12） 縮尺 1:2000 図面番号 12-59 設計会社名 東日本高速道路株式会社 施主会社名 東日本高速道路株式会社 関東支社 注記 本図面は、交通運用の基本方針を示すものである。 交通規制等については、別途参考図書を参照すること。 図面作成者名 東日本高速道路株式会社 関東支社 監修者名 東日本高速道路株式会社 関東支社</p>
備考	交通保安要員の追加。 単価名称及び注記の追加。 図面名称の変更。

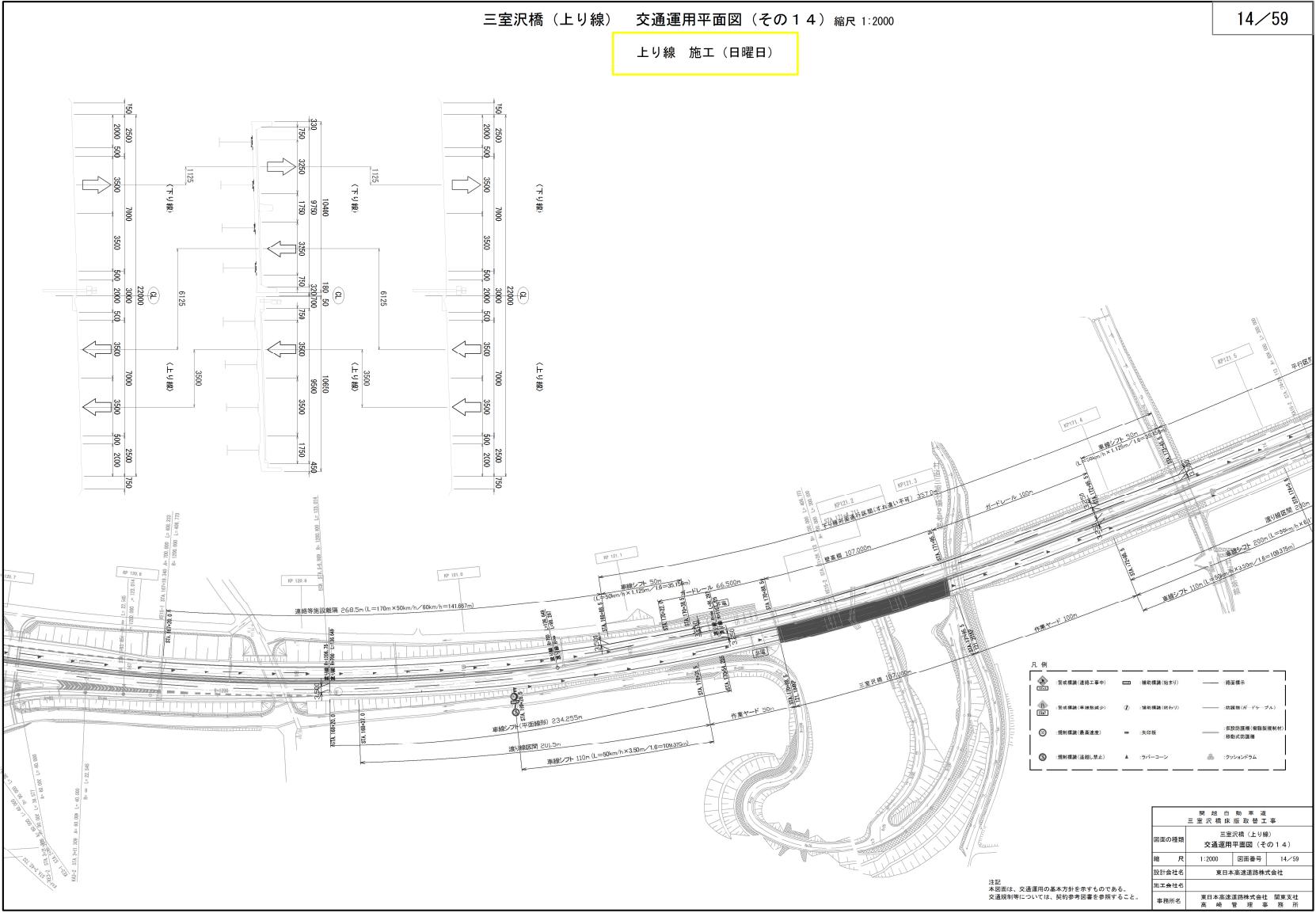
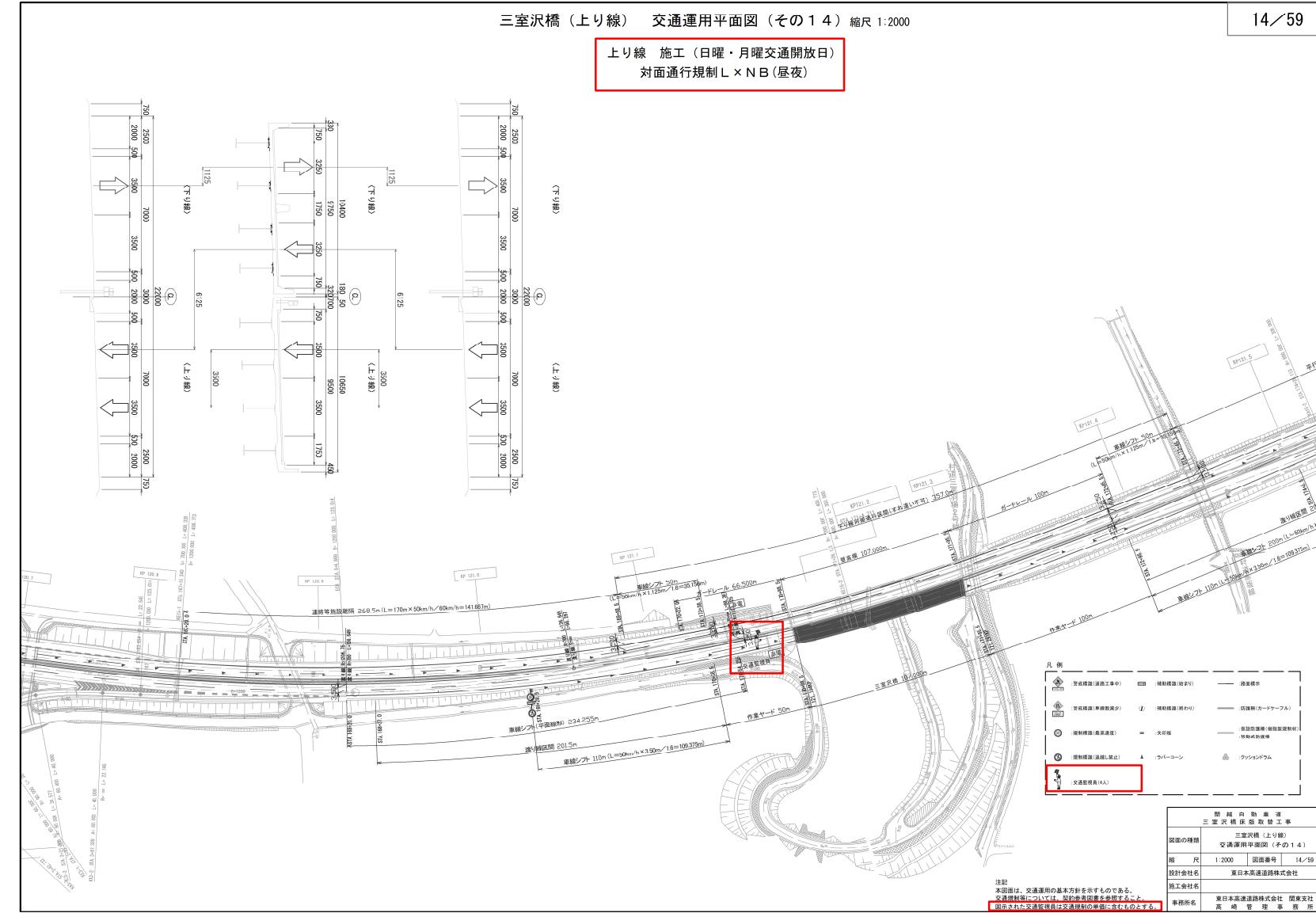
対象 設計図面 上下線交通運用工 (13/59)

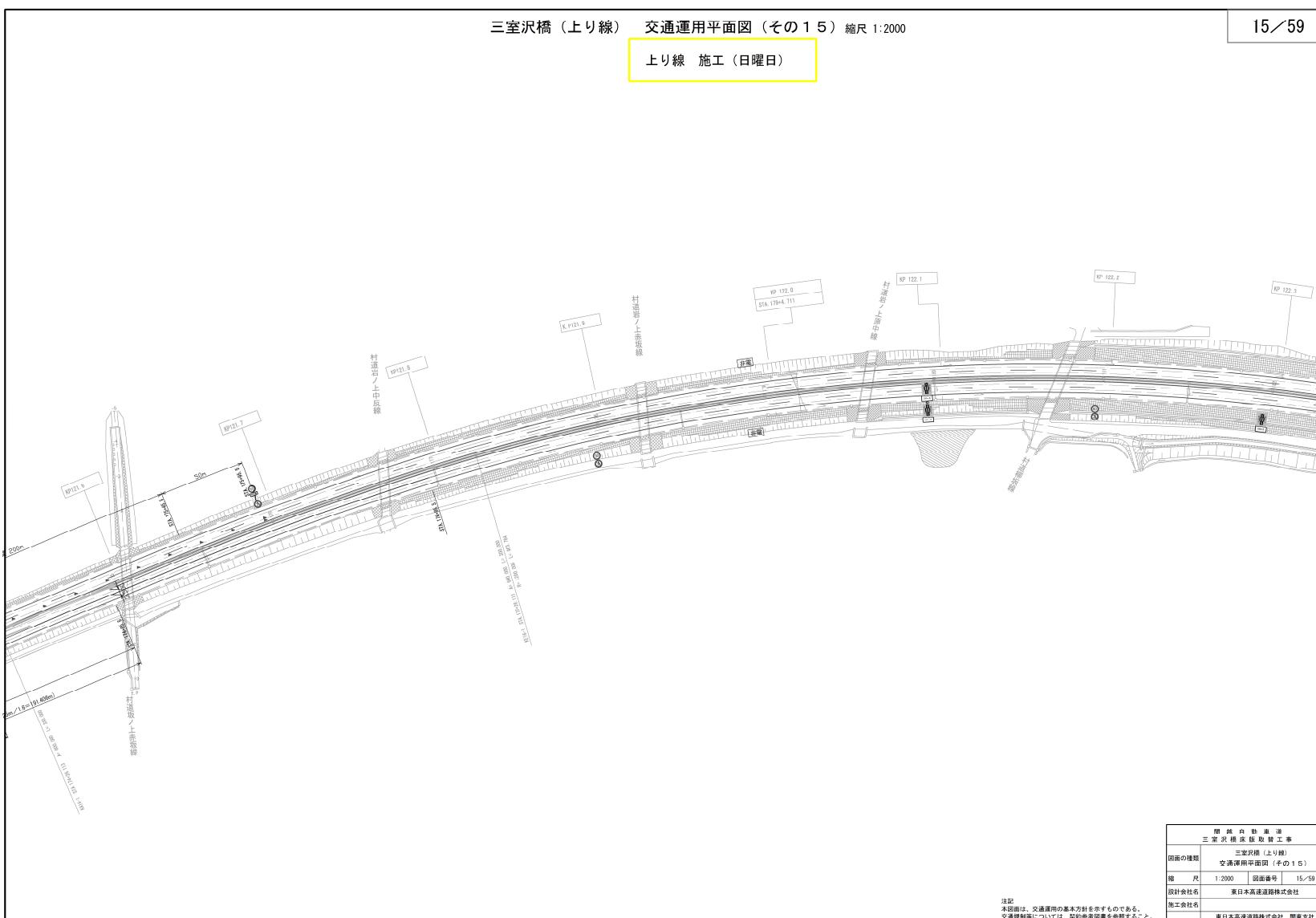
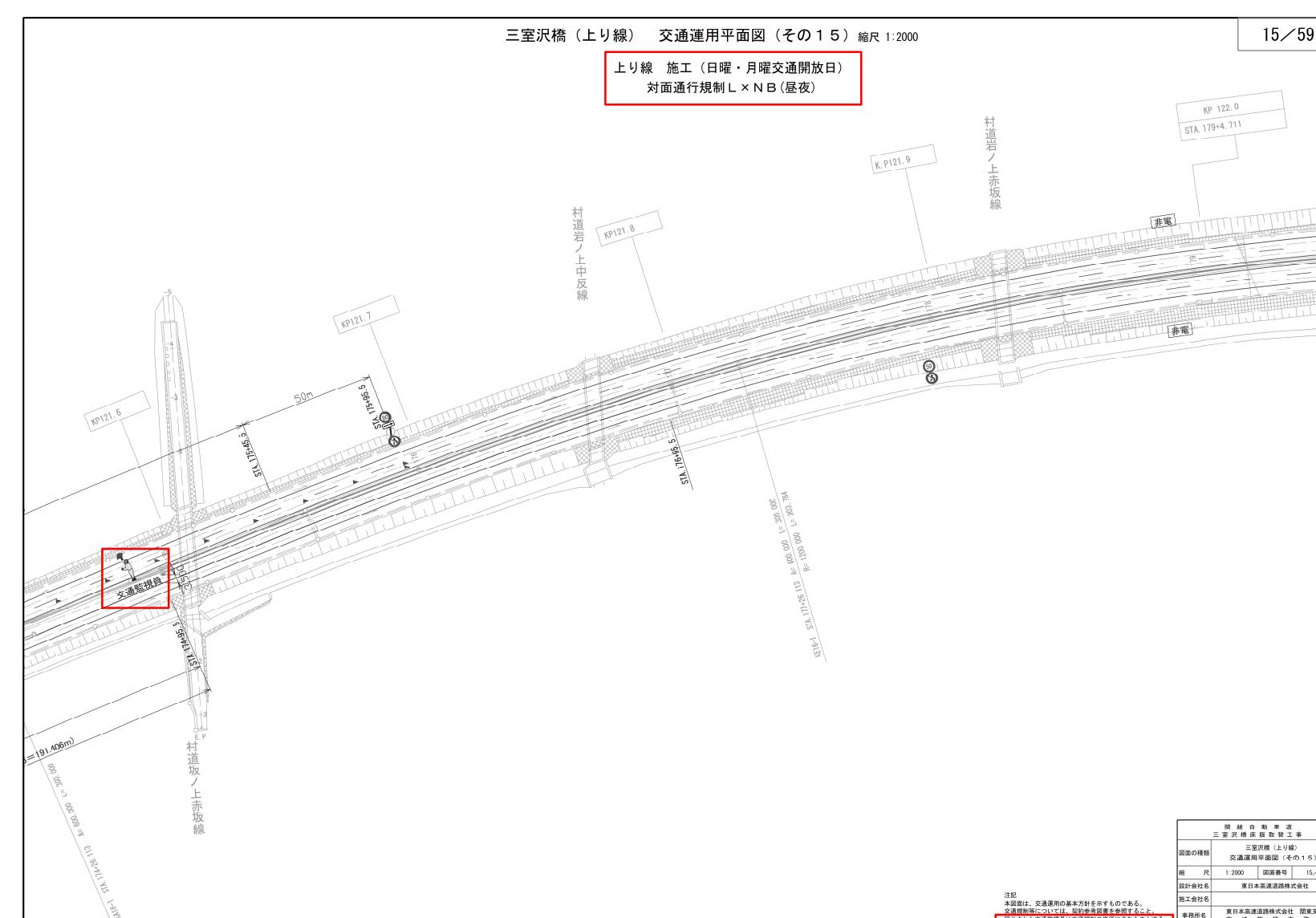
誤

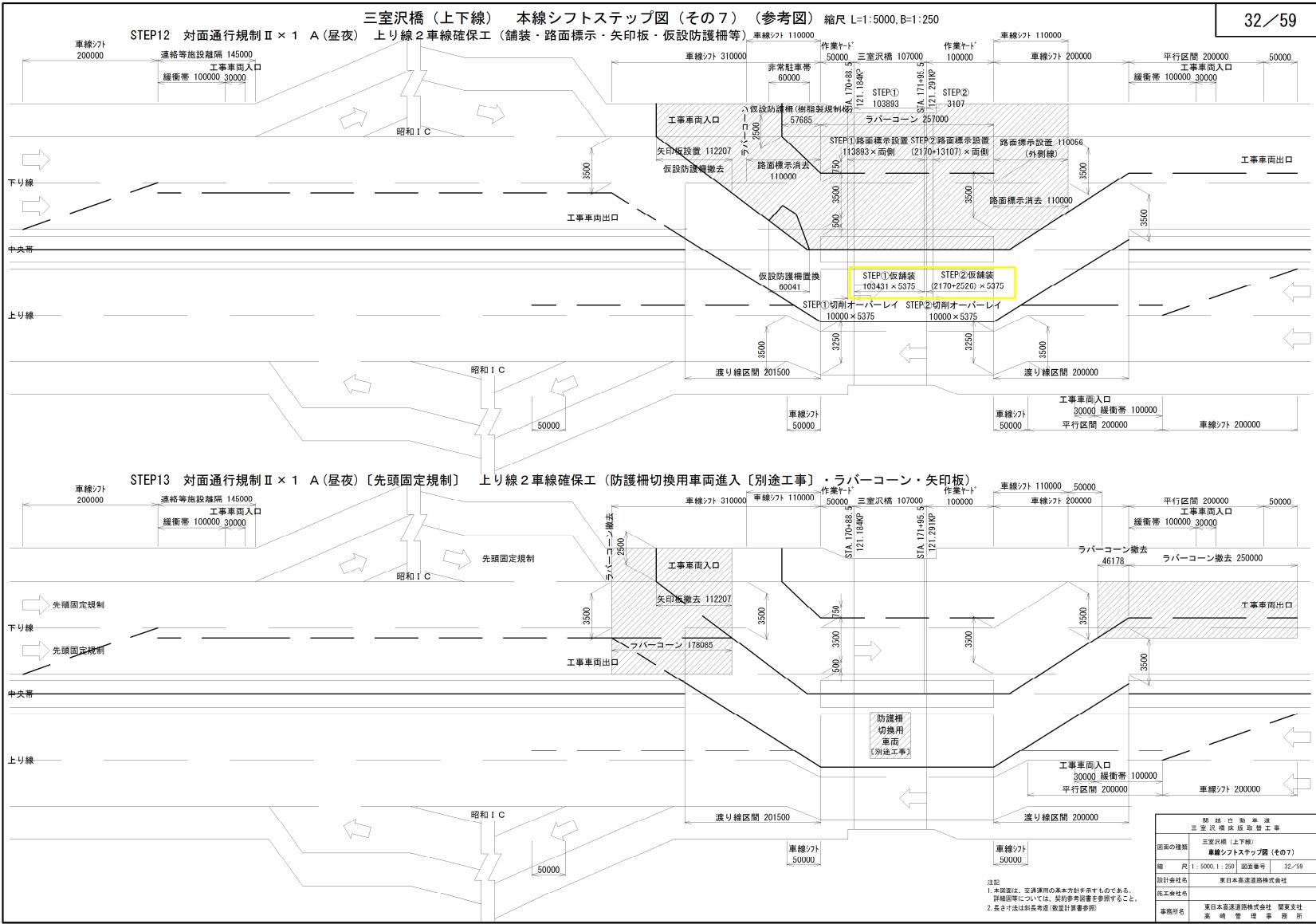
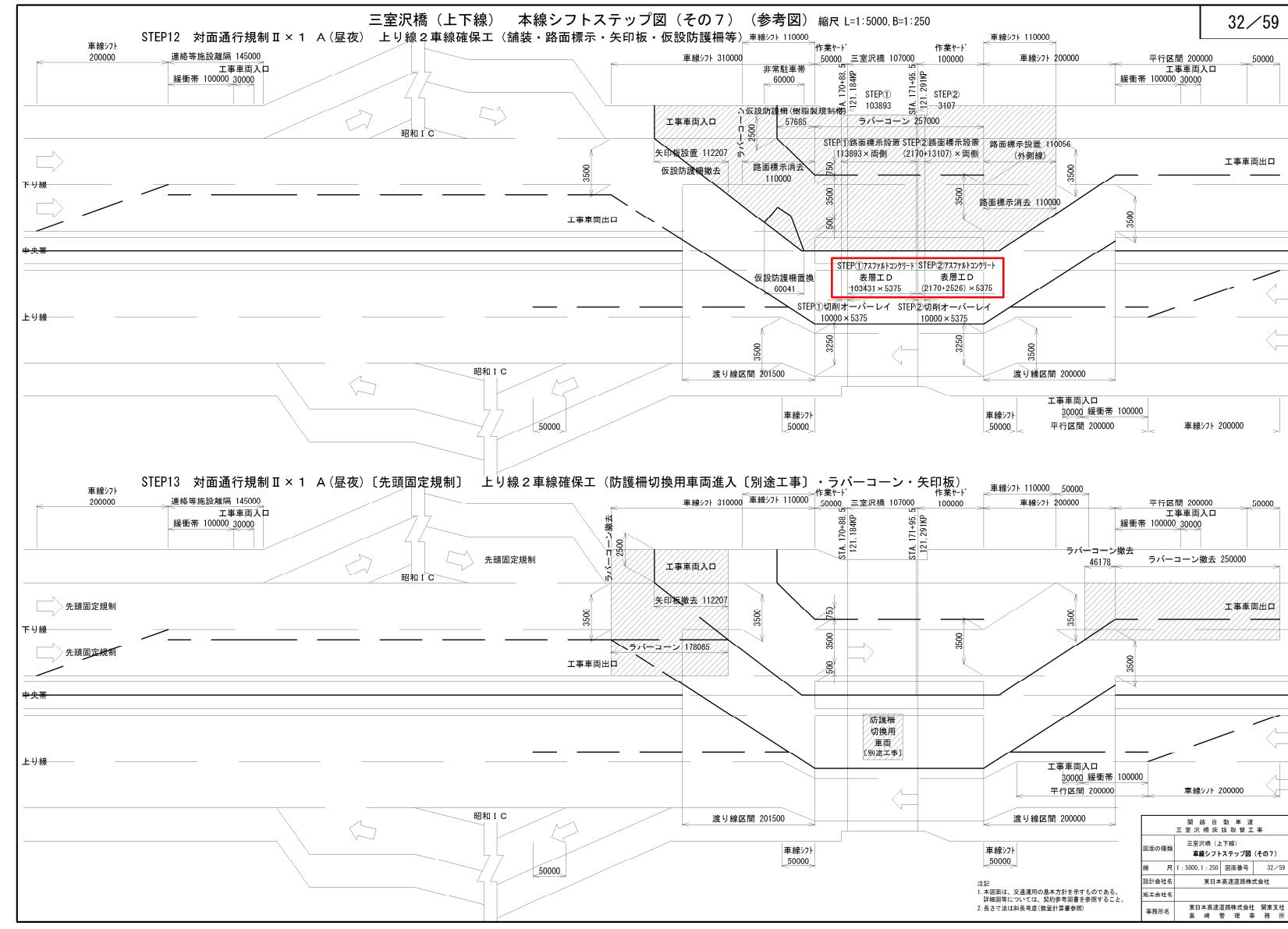
正

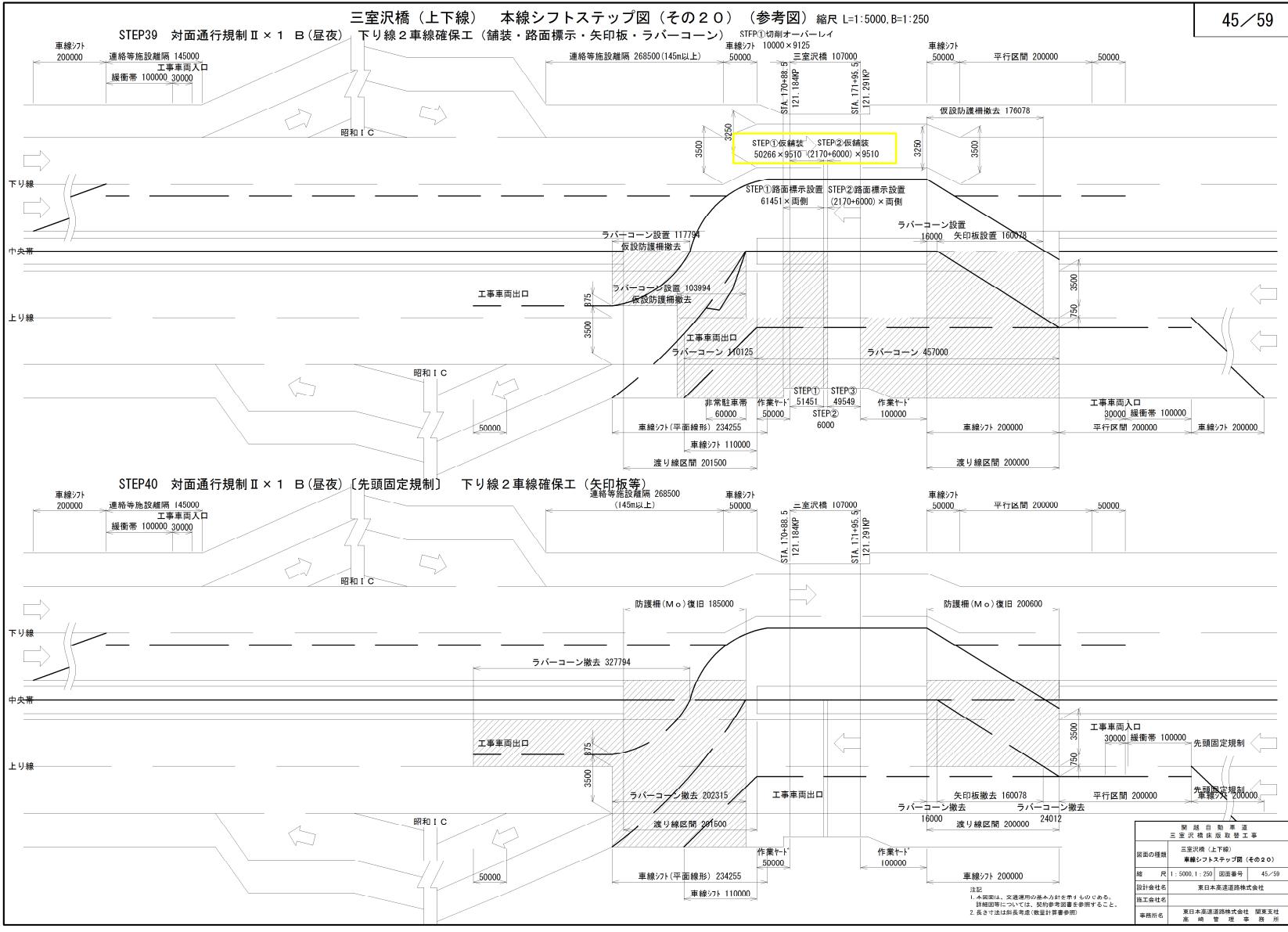
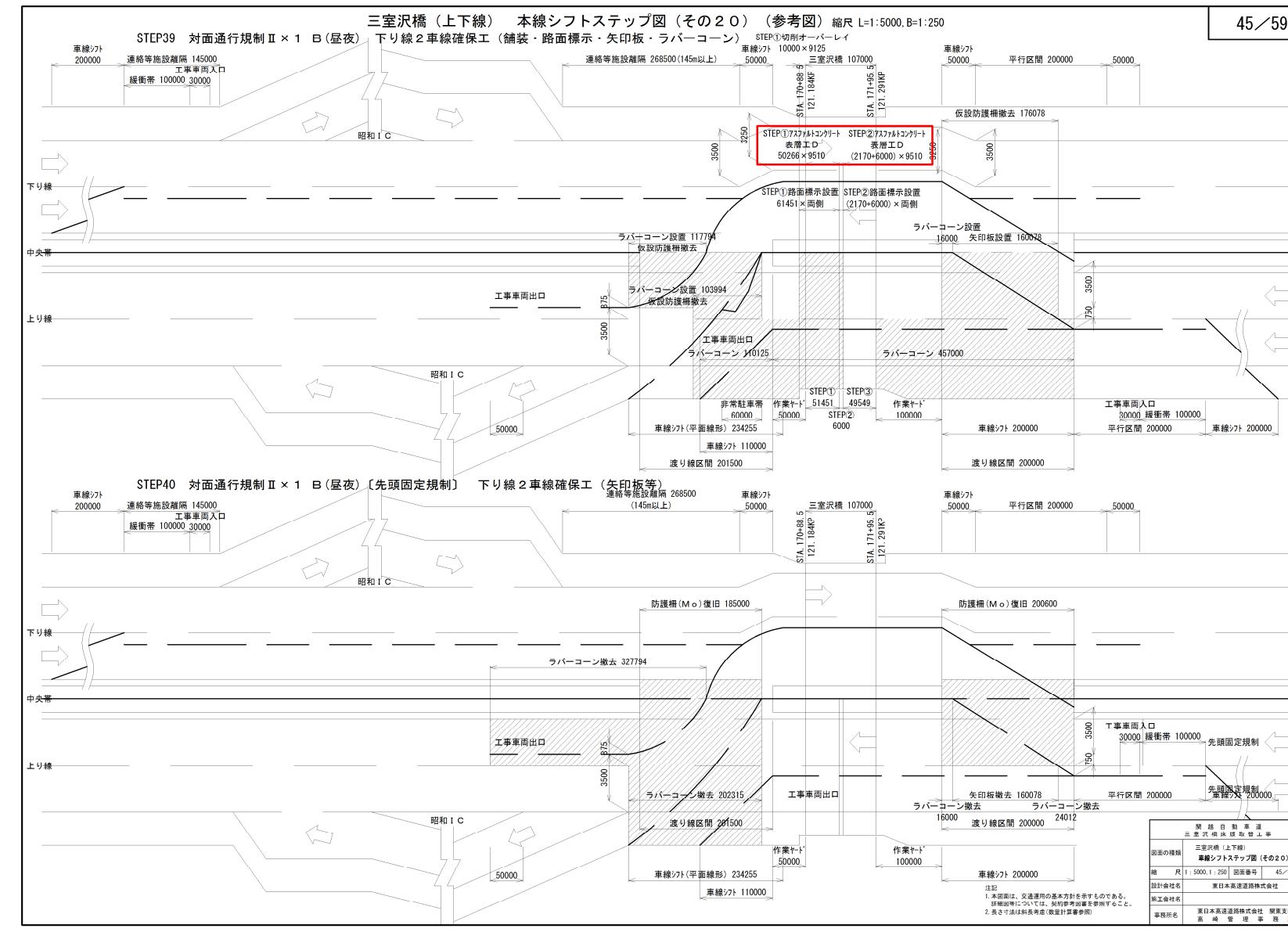
備考

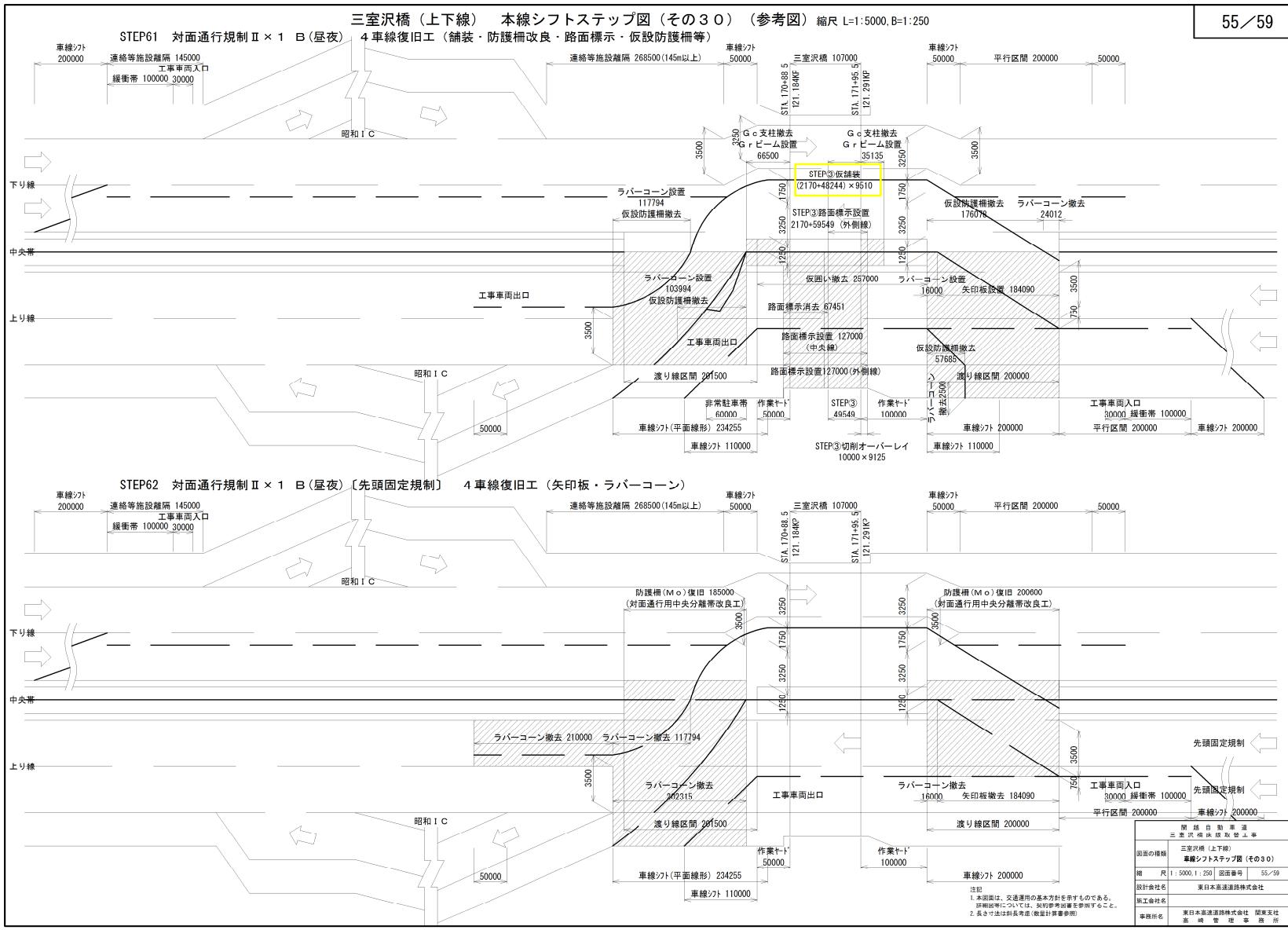
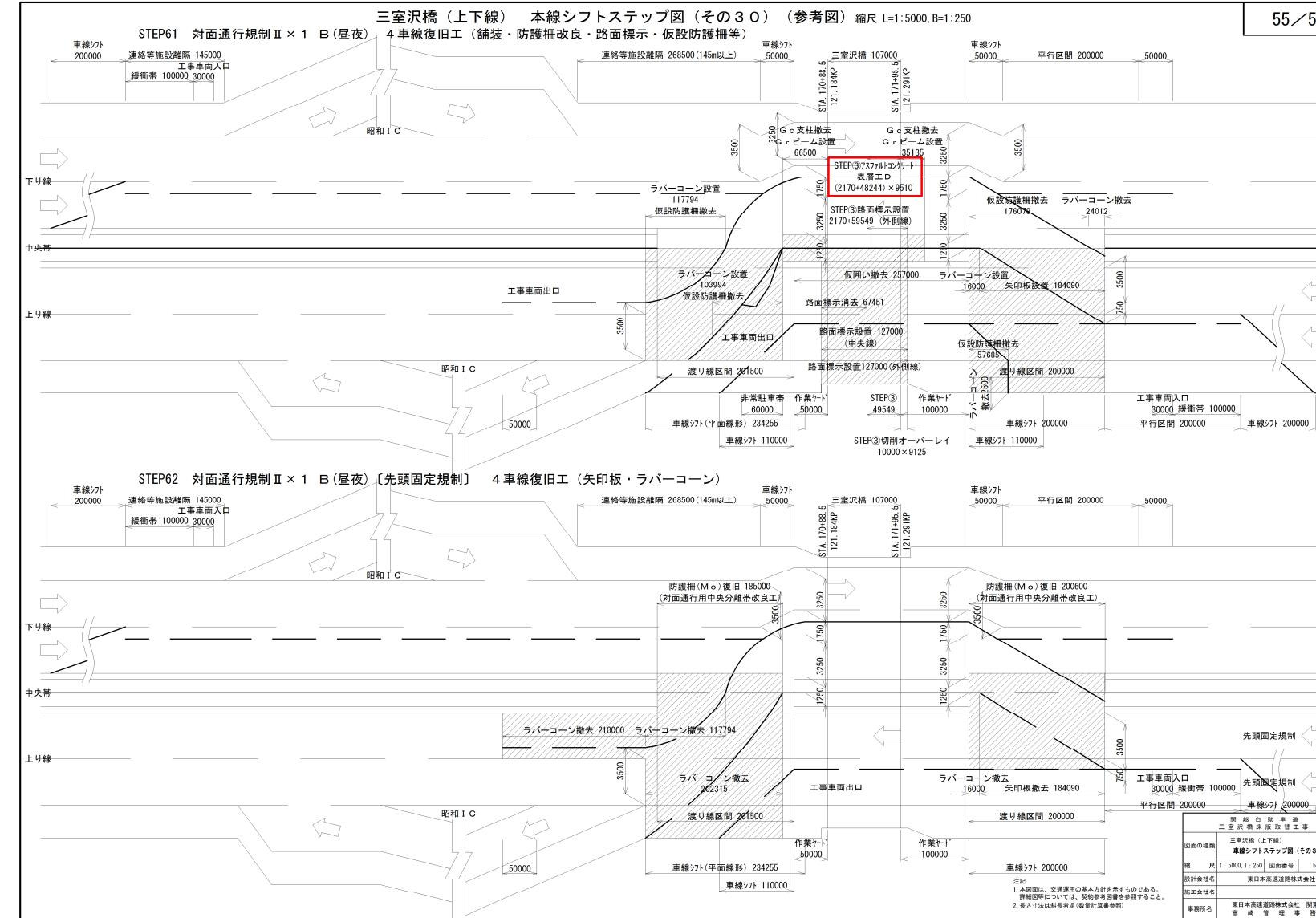
交通保安要員の追加。
単価名称及び注記の追加。
図面名称の変更。

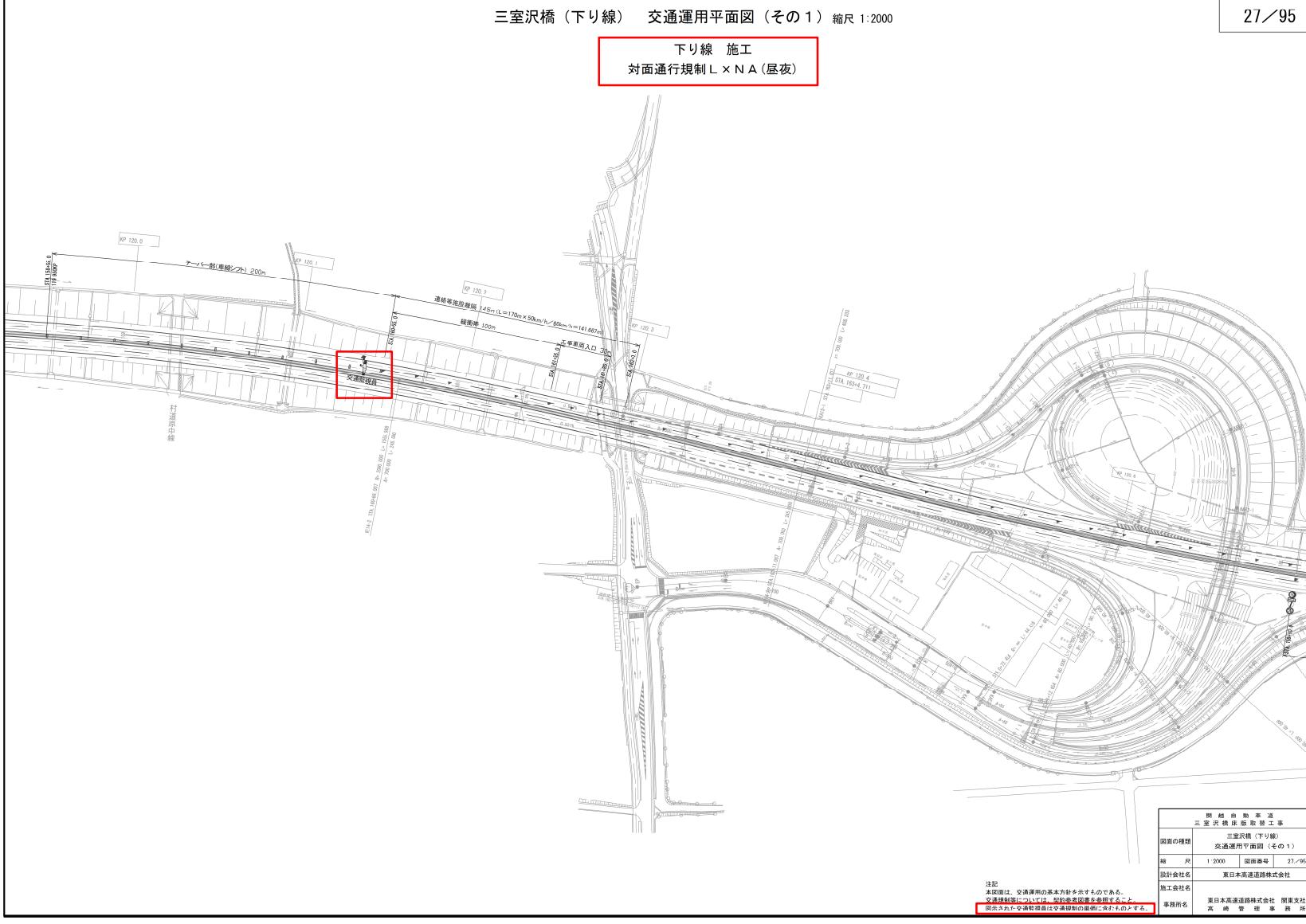
対象	設計図面 上下線交通運用工 (14/59)
誤	<p>三室沢橋（上り線） 交通運用平面図（その14）縮尺1:2000</p> <p>上り線 施工（日曜日）</p> 
正	<p>三室沢橋（上り線） 交通運用平面図（その14）縮尺1:2000</p> <p>上り線 施工（日曜・月曜交通開放日） 対面通行規制 L × N B(昼夜)</p> 
備考	<p>交通保安要員の追加。 単価名称及び注記の追加。 図面名称の変更。</p>

対象	設計図面 上下線交通運用工 (15/59)
誤	<p>三室沢橋（上り線） 交通運用平面図（その15）縮尺1:2000</p> <p>上り線 施工（日曜日）</p>  <p>三室沢橋（上り線） 交通運用平面図（その15）縮尺1:2000</p> <p>上り線 施工（日曜日）</p> <p>15/59</p> <p>三室沢橋（上り線） 交通運用平面図（その15）縮尺1:2000</p> <p>上り線 施工（日曜日）</p> <p>15/59</p>
正	<p>三室沢橋（上り線） 交通運用平面図（その15）縮尺1:2000</p> <p>上り線 施工（日曜・月曜交通開放日）</p> <p>対面通行規制L×NB（昼夜）</p>  <p>三室沢橋（上り線） 交通運用平面図（その15）縮尺1:2000</p> <p>上り線 施工（日曜・月曜交通開放日）</p> <p>対面通行規制L×NB（昼夜）</p> <p>15/59</p> <p>三室沢橋（上り線） 交通運用平面図（その15）縮尺1:2000</p> <p>上り線 施工（日曜・月曜交通開放日）</p> <p>対面通行規制L×NB（昼夜）</p> <p>15/59</p>
備考	<p>交通保安要員の追加。</p> <p>単価名称及び注記の追加。</p> <p>図面名称の変更。</p>

対象	設計図面 上下線交通運用工 (32/59)
誤	
正	
備考	旗揚げ名称の訂正

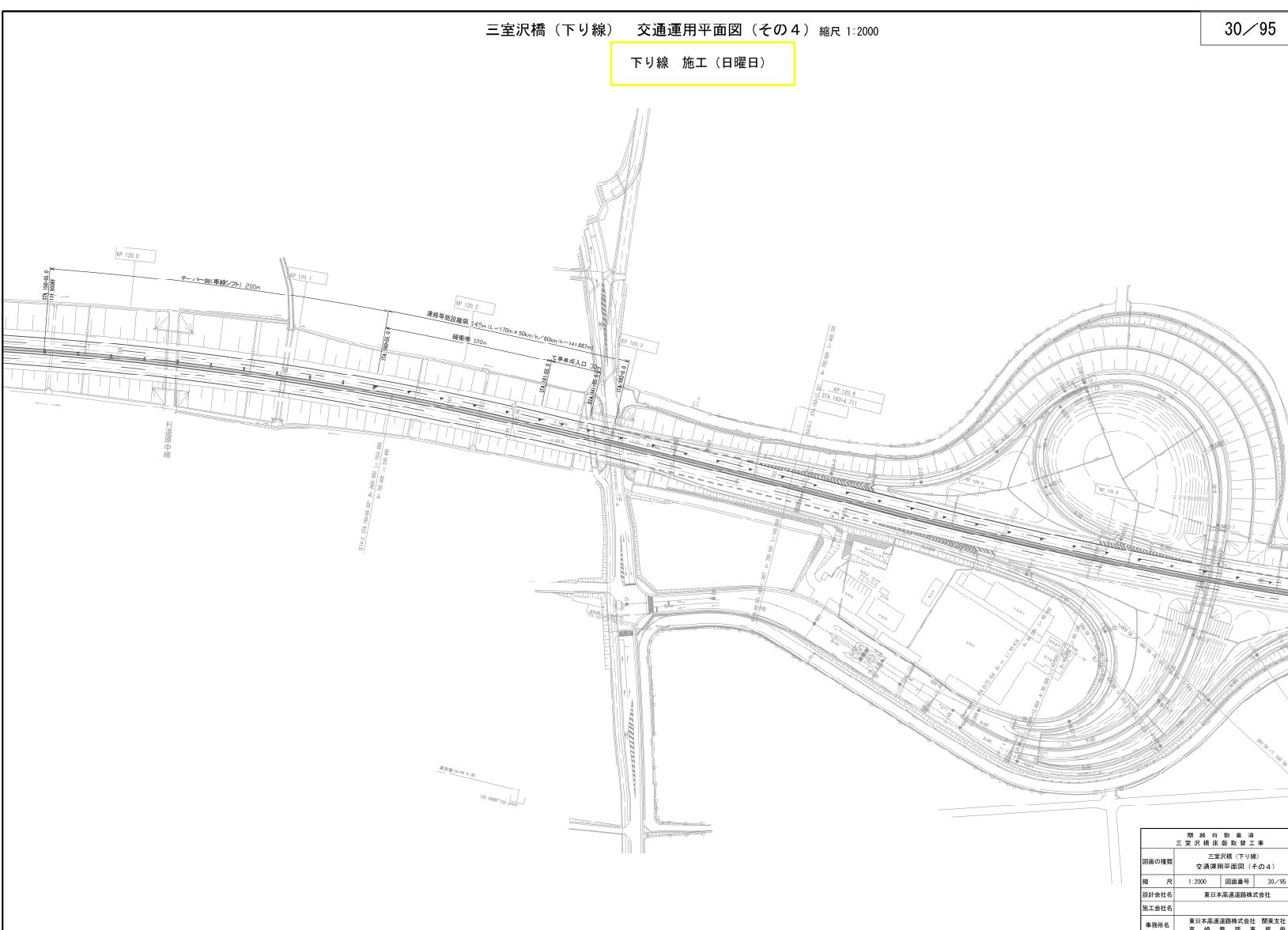
対象	設計図面 上下線交通運用工 (45/59)
誤	
正	
備考	旗揚げ名称の訂正

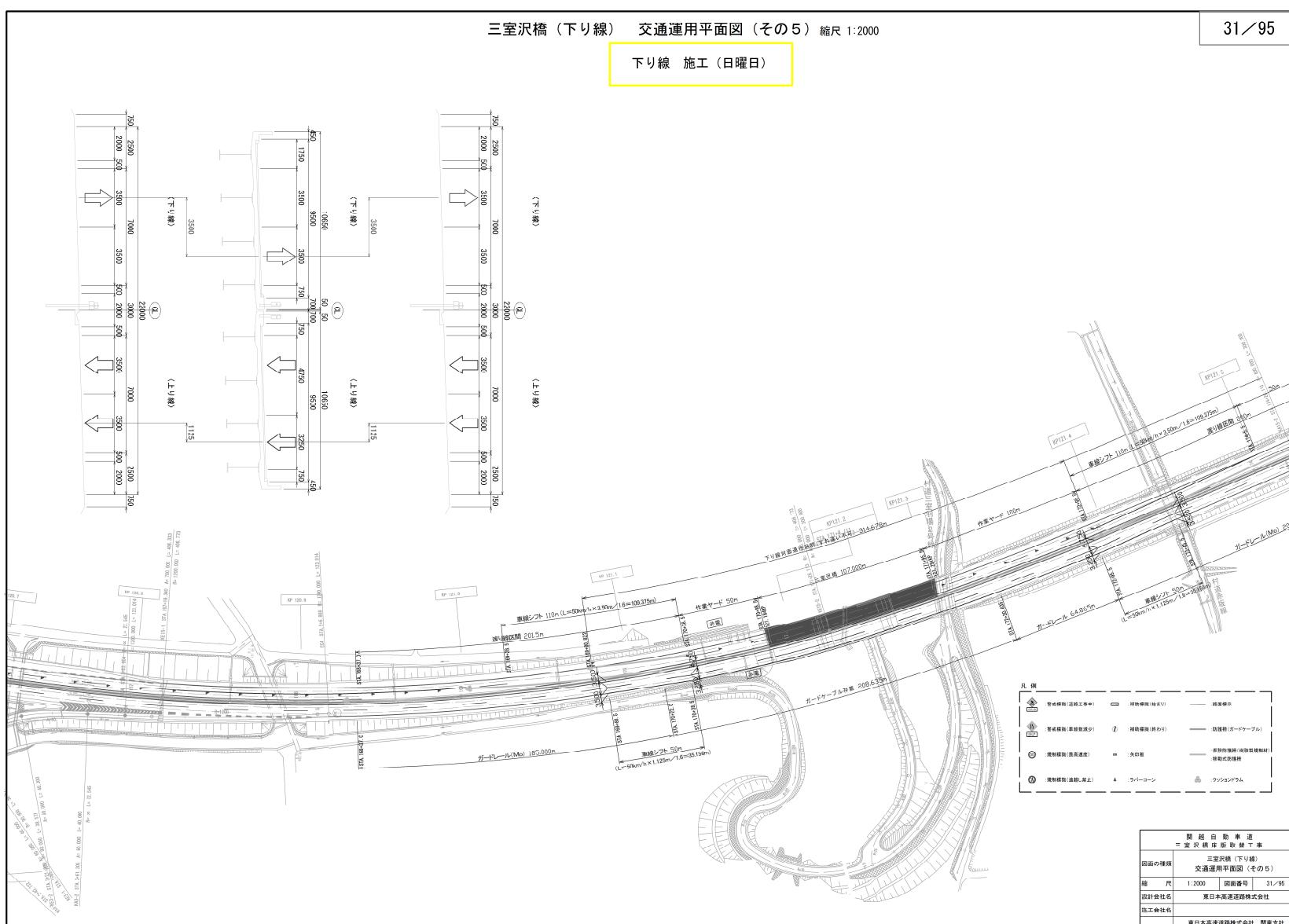
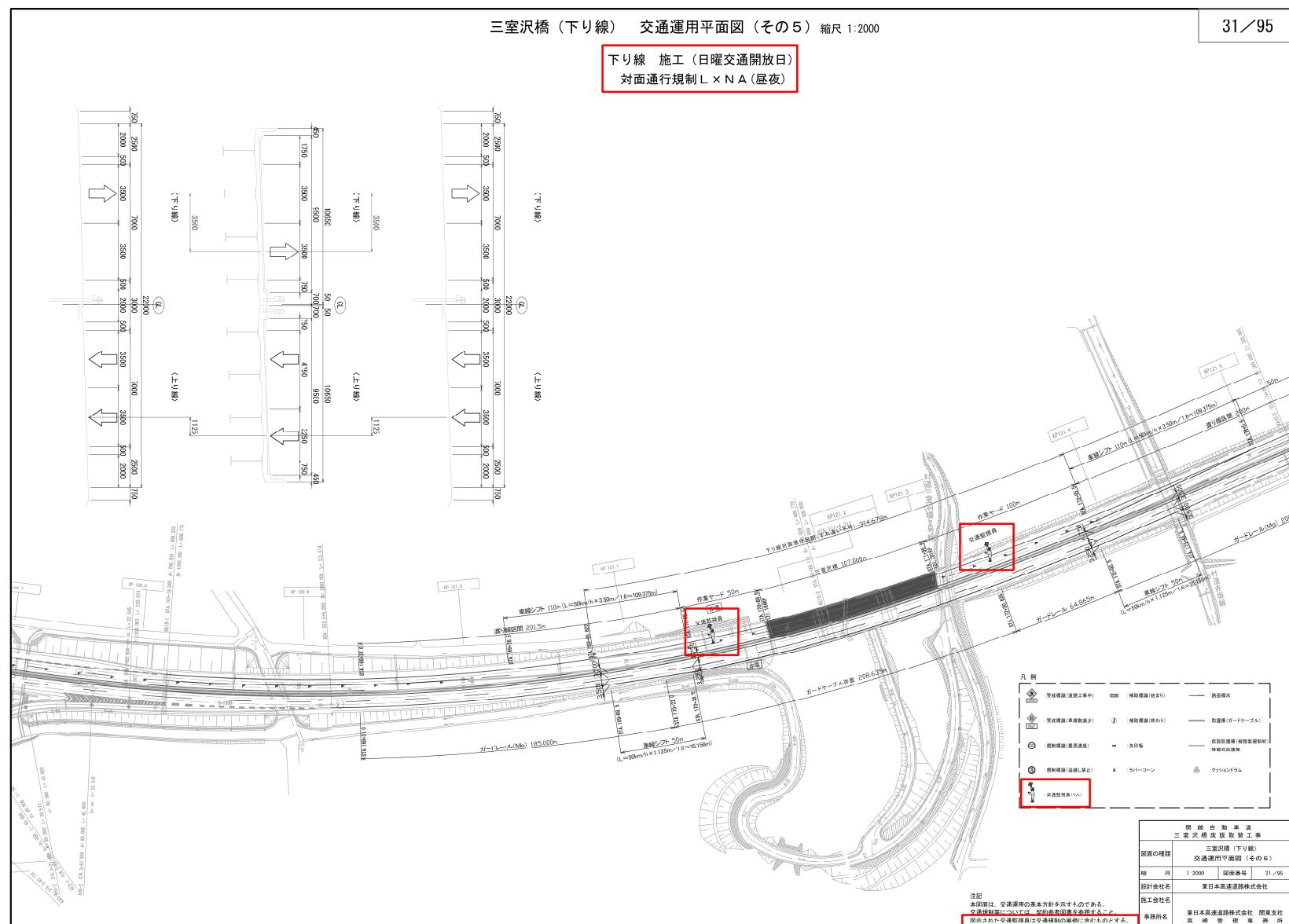
対象	設計図面 上下線交通運用工 (55/59)
誤	
正	
備考	旗揚げ名称の訂正

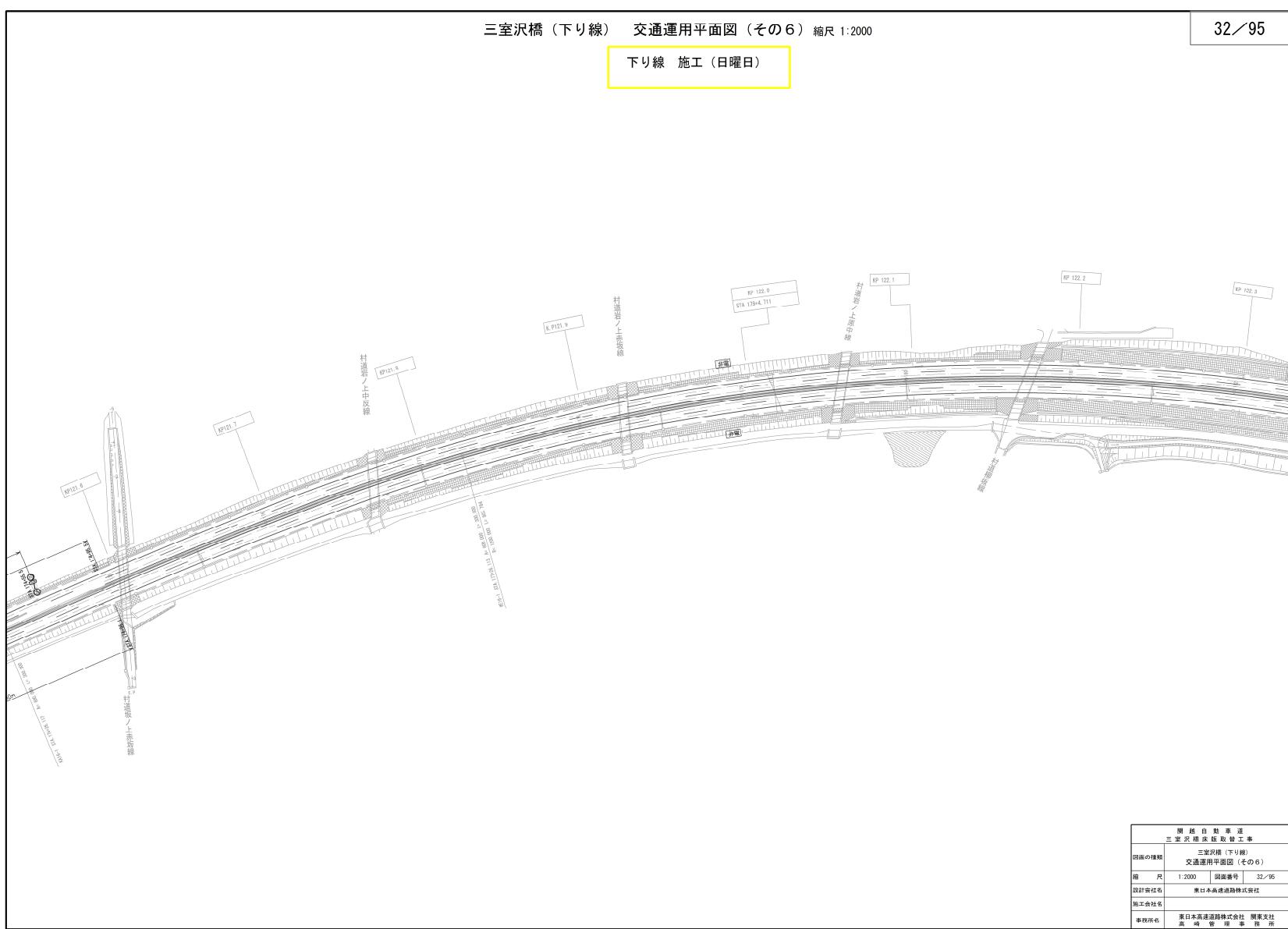
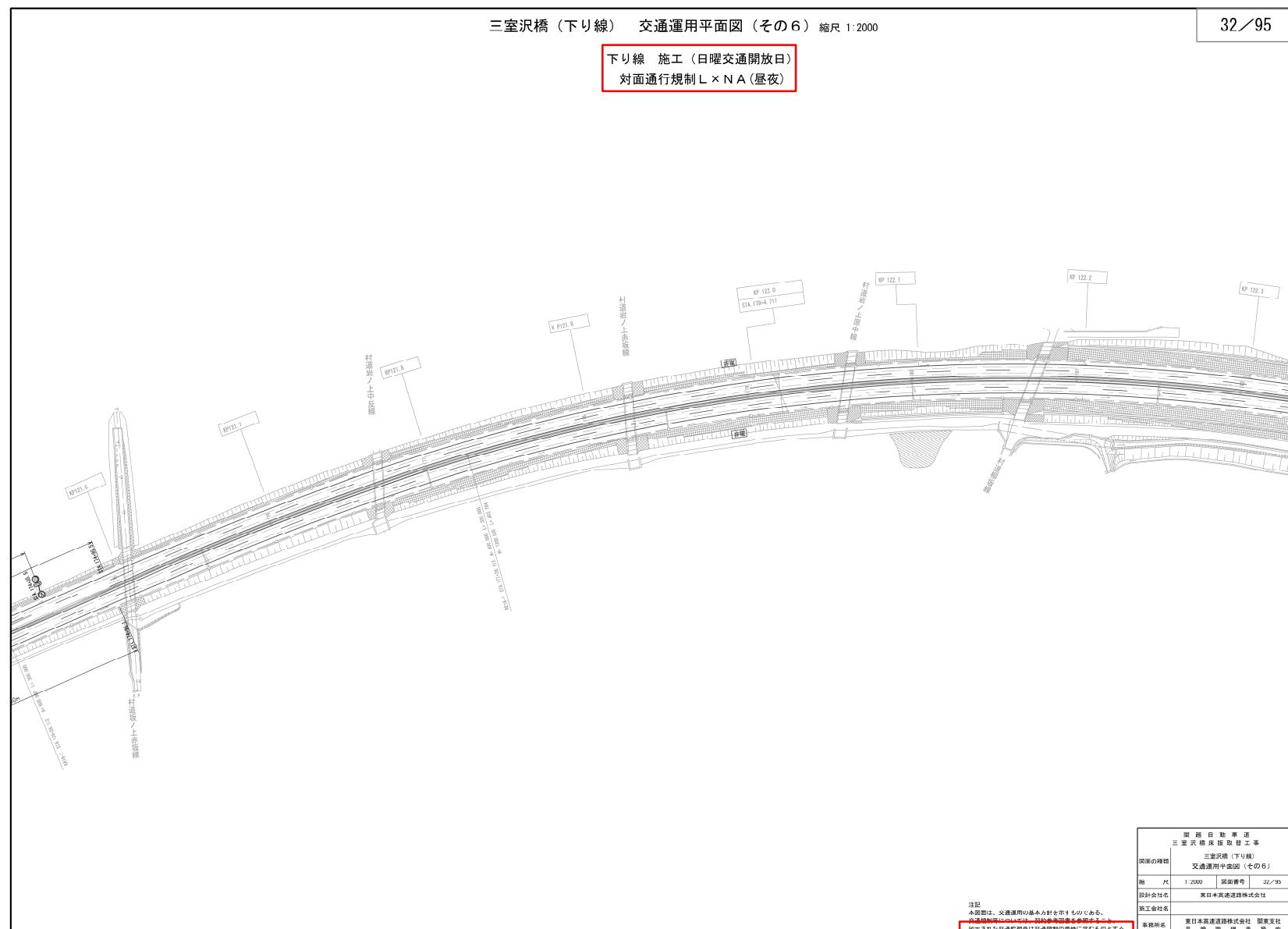
対象	設計図面 権利参考図書 (27/95)
誤	<p>三室沢橋 (下り線) 交通運用平面図 (その1) 縮尺 1:2000</p> <p>下り線 施工 (平日)</p>  <p>図面の特徴 三室沢橋 (下り線) 交通運用平面図 (その1) 縮尺 1:2000 図面番号 27/95 設計会社 東日本高速道路株式会社 施工会社 東日本高速道路株式会社 基準所名 東日本高速道路株式会社 関東支社 施設名 関東支社</p>
正	<p>三室沢橋 (下り線) 交通運用平面図 (その1) 縮尺 1:2000</p> <p>下り線 施工 対面通行規制 L × N A (昼夜)</p>  <p>図面の特徴 三室沢橋 (下り線) 交通運用平面図 (その1) 縮尺 1:2000 図面番号 27/95 設計会社 東日本高速道路株式会社 施工会社 東日本高速道路株式会社 基準所名 東日本高速道路株式会社 関東支社 施設名 関東支社</p> <p>注記 本図面は、交通運用の基本方針を示すものである。 交通規制については、契約書面を参照すること。 なおドットで囲まれた部分は交渉中の箇所にあたる。</p>
備考	交通保安要員の追加。 単価名称及び注記の追加。 図面名称の変更。

対象	設計図面 標準参考図書 (28/95)
誤	<p>三室沢橋 (下り線) 交通運用平面図 (その2) 縮尺 1:2000</p> <p>下り線 施工 (平日)</p>
正	<p>三室沢橋 (下り線) 交通運用平面図 (その2) 縮尺 1:2000</p> <p>下り線 施工 対面通行規制 L × N A (昼夜)</p>
備考	交通保安要員の追加。 単価名称及び注記の追加。 図面名称の変更。

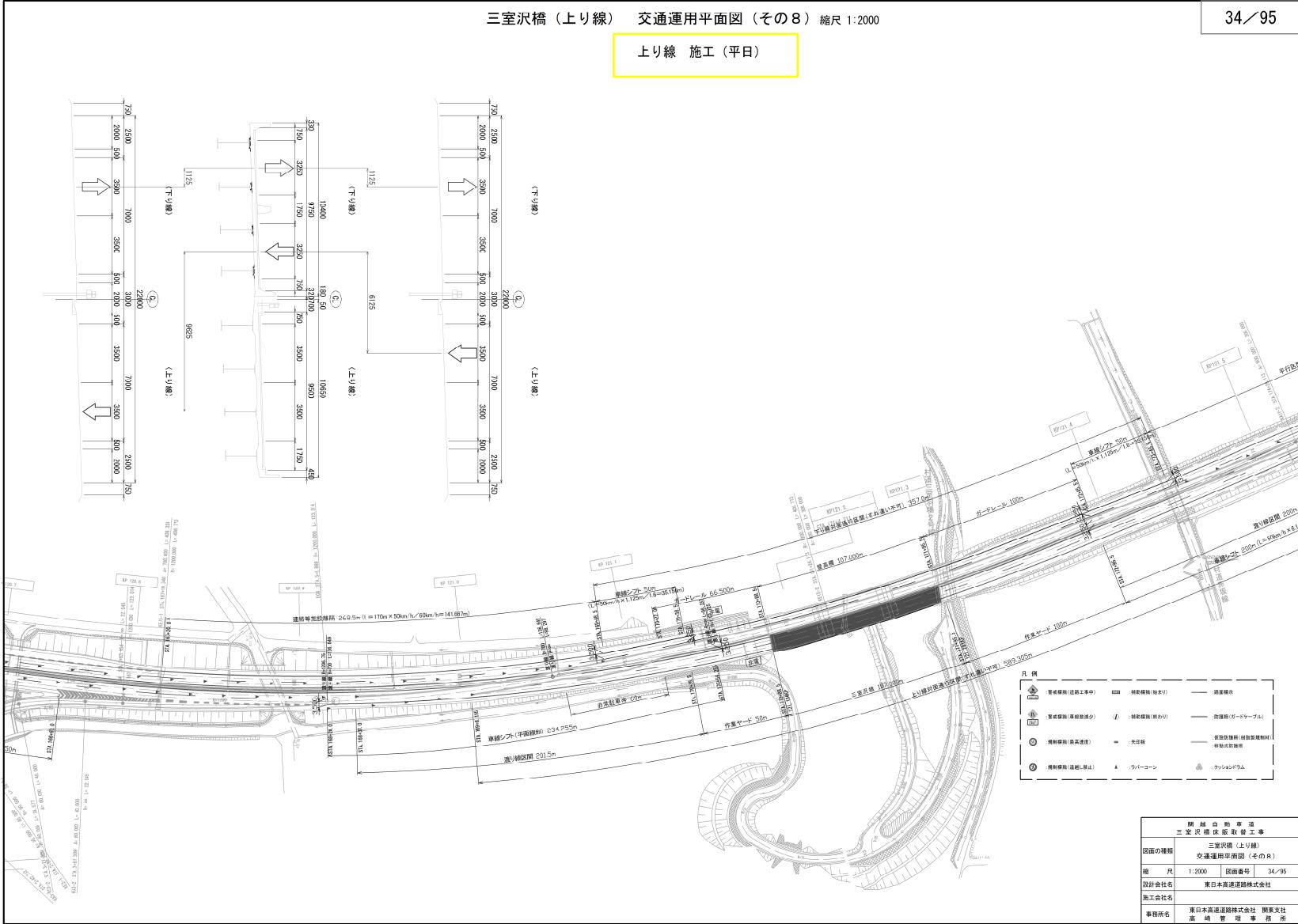
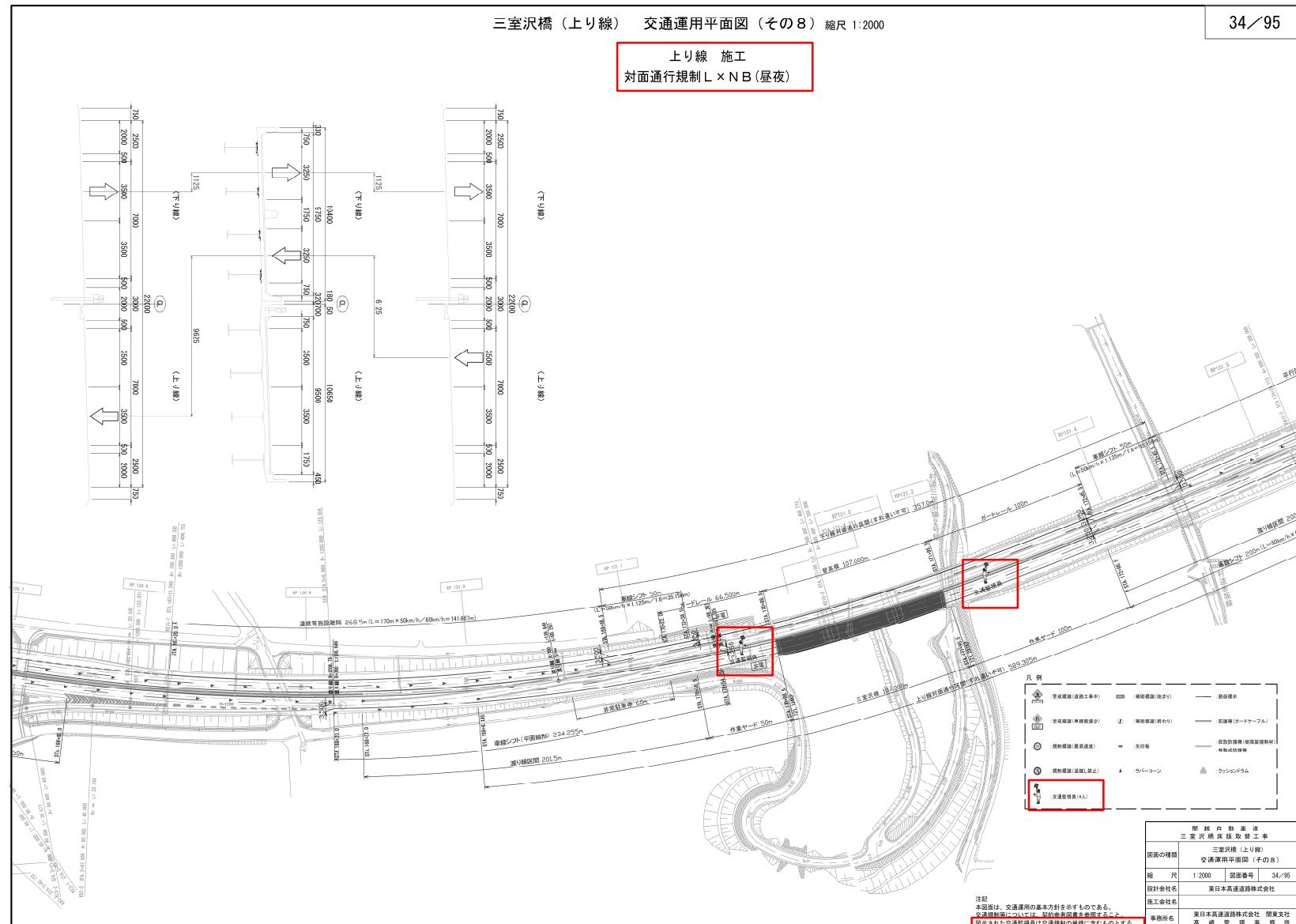
対象	設計図面 権利参考図書 (29/95)
誤	<p>三室沢橋（下り線） 交通運用平面図（その3） 縮尺 1:2000</p> <p>下り線 施工（平日）</p> <p>関 線 白 動 事 道 三 室 沢 橋 族 取 手 工 事 三室沢橋（下り線） 交通運用平面図（その3）</p> <p>図面の種類 縮尺 設計会社名 施工会社名 事務所名</p> <p>29/95</p>
正	<p>三室沢橋（下り線） 交通運用平面図（その3） 縮尺 1:2000</p> <p>下り線 施工</p> <p>対面通行規制 L × N A (昼夜)</p> <p>関 線 白 動 事 道 三 室 沢 橋 族 取 手 工 事 三室沢橋（下り線） 交通運用平面図（その3）</p> <p>図面の種類 縮尺 設計会社名 施工会社名 事務所名</p> <p>29/95</p>
備考	<p>交通保安要員の追加。 単価名称及び注記の追加。 図面名称の変更。</p>

対象	設計図面 権利参考図書 (30/95)
誤	<p>三室沢橋（下り線） 交通運用平面図（その4） 縮尺 1:2000</p> <p>下り線 施工（日曜日）</p>  <p>周辺自動車道 三室沢橋下り線工事 図面の種類 三室沢橋（下り線） 規格 1:2000 図面番号 30/95 設計会社名 東日本高速道路株式会社 施工会社名 事務所名 東日本高速道路株式会社 関東支社 高崎管理事務所</p>
正	<p>三室沢橋（下り線） 交通運用平面図（その4） 縮尺 1:2000</p> <p>下り線 施工（日曜交通開放日） 対面通行規制 L × N A (昼夜)</p> <p>周辺自動車道 三室沢橋下り線工事 図面の種類 三室沢橋（下り線） 規格 1:2000 図面番号 30/95 設計会社名 東日本高速道路株式会社 施工会社名 事務所名 東日本高速道路株式会社 関東支社 高崎管理事務所</p>
備考	交通保安要員の追加。 単価名称及び注記の追加。 図面名称の変更。

対象	設計図面 標準参考図書 (31/95)
誤	<p>三室沢橋（下り線） 交通運用平面図（その5） 縮尺 1:2000</p> <p>下り線 施工（日曜日）</p>  <p>31/95</p>
正	<p>三室沢橋（下り線） 交通運用平面図（その5） 縮尺 1:2000</p> <p>下り線 施工（日曜交通開放日） 対面通行規制 L × N A（昼夜）</p>  <p>31/95</p>
備考	<p>交通保安要員の追加。 単価名称及び注記の追加。 図面名称の変更。</p>

対象	設計図面 権利参考図書 (32/95)
誤	<p>三室沢橋（下り線） 交通運用平面図（その6） 縮尺 1:2000</p> <p>下り線 施工（日曜日）</p>  <p>規格：自動車道 三室沢橋（下り線） 交通運用平面図（その6） 図面の種類 交通運用平面図（その6） 縮尺 1:2000 図面番号 32/95 設計会社名 東日本高速道路株式会社 施工会社名 事務所名 東日本高速道路株式会社 関東支社 高崎営業事務所</p>
正	<p>三室沢橋（下り線） 交通運用平面図（その6） 縮尺 1:2000</p> <p>下り線 施工（日曜交通開放日） 対面通行規制 L × N A (昼夜)</p>  <p>規格：自動車道 三室沢橋（下り線） 交通運用平面図（その6） 図面の種類 交通運用平面図（その6） 縮尺 1:2000 図面番号 32/95 設計会社名 東日本高速道路株式会社 施工会社名 事務所名 東日本高速道路株式会社 関東支社 高崎営業事務所</p> <p>注記 本図面は、交通運用の基となる付箋にて示している。 付箋は、このページの裏面に記載してある。 図示された交通監視員は交通規制の監視に当るものとする。</p>
備考	単価名称及び注記の追加。 図面名称の変更。

対象	設計図面 権利参考図書 (33/95)
誤	<p>三室沢橋（上り線） 交通運用平面図（その7） 緩尺 1:2000</p> <p>上り線 施工（平日）</p>
正	<p>三室沢橋（上り線） 交通運用平面図（その7） 緩尺 1:2000</p> <p>上り線 施工</p> <p>対面通行規制 L × N B (昼夜)</p>
備考	交通保安要員の追加。 単価名称及び注記の追加。 図面名称の変更。

対象	設計図面 標準参考図書 (34/95)
誤	<p>三室沢橋（上り線） 交通運用平面図（その8） 縮尺 1:2000</p> <p>上り線 施工（平日）</p> 
正	<p>三室沢橋（上り線） 交通運用平面図（その8） 縮尺 1:2000</p> <p>上り線 施工 対面通行規制 L × N B (昼夜)</p> 
備考	<p>交通保安要員の追加。 単価名称及び注記の追加。 図面名称の変更。</p>

対象	設計図面 権利参考図書 (35/95)
誤	<p>三室沢橋（上り線） 交通運用平面図（その9） 縮尺 1:2000</p> <p>上り線 施工（平日）</p> <p>開拓自動車道 三室沢橋（上り線） 図面の種類 交通運用平面図（その9） 縮尺 1:2000 図面番号 35/95 設計会社名 東日本高速道路株式会社 施工会社名 事務所名 東日本高速道路株式会社 開拓支社 東北支社 東海支社 関東支社 西日本支社 中部支社 関西支社 九州支社</p>
正	<p>三室沢橋（上り線） 交通運用平面図（その9） 縮尺 1:2000</p> <p>上り線 施工 対面通行規制 L × N B (昼夜)</p> <p>開拓自動車道 三室沢橋（上り線） 図面の種類 交通運用平面図（その9） 縮尺 1:2000 図面番号 35/95 設計会社名 東日本高速道路株式会社 施工会社名 事務所名 東日本高速道路株式会社 開拓支社 東北支社 東海支社 関東支社 西日本支社 中部支社 関西支社 九州支社</p>
備考	<p>交通保安要員の追加。 単価名称及び注記の追加。 図面名称の変更。</p>

対象 設計図面 契約参考図書 (36/95)

誤

正

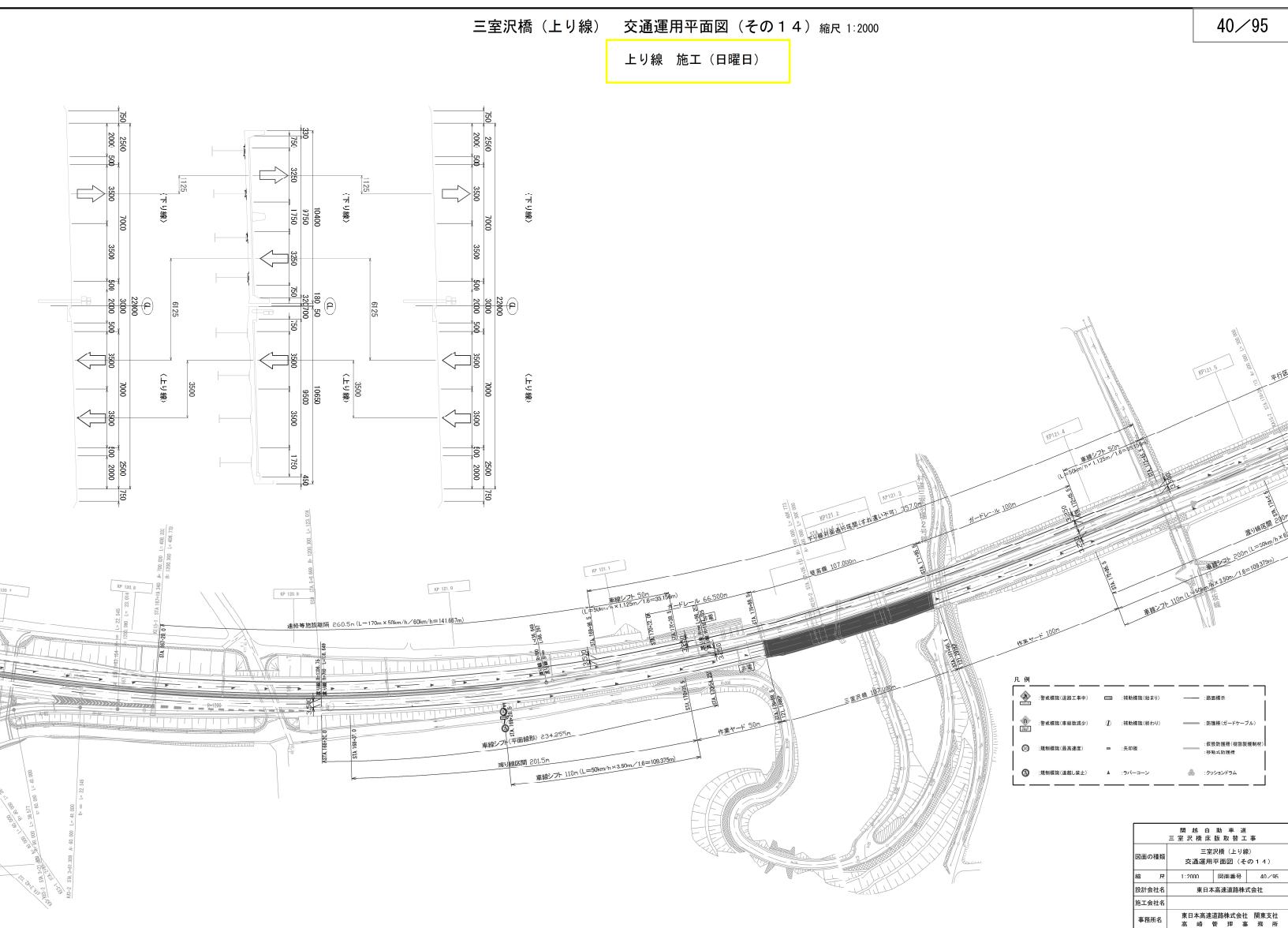
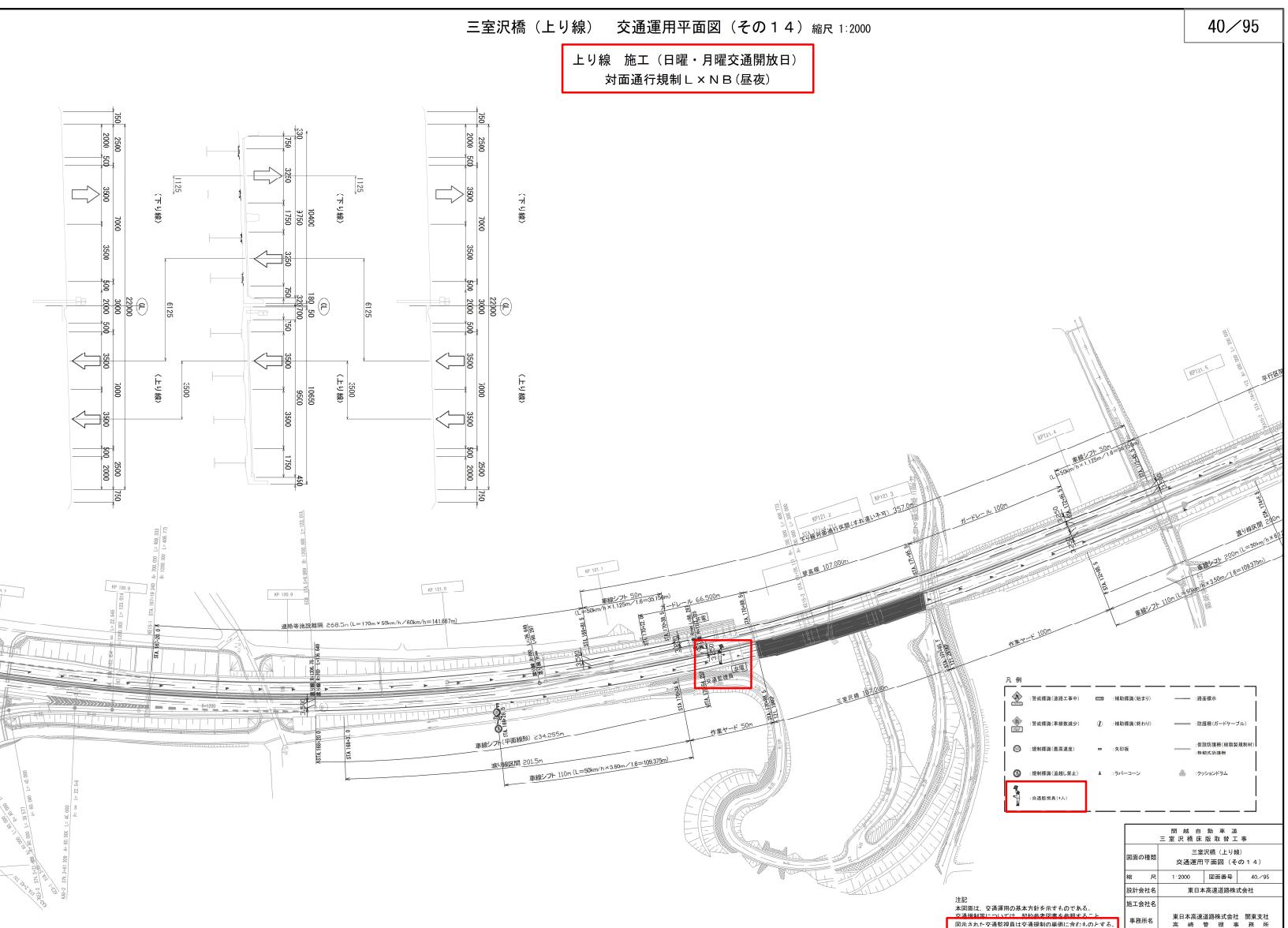
備考

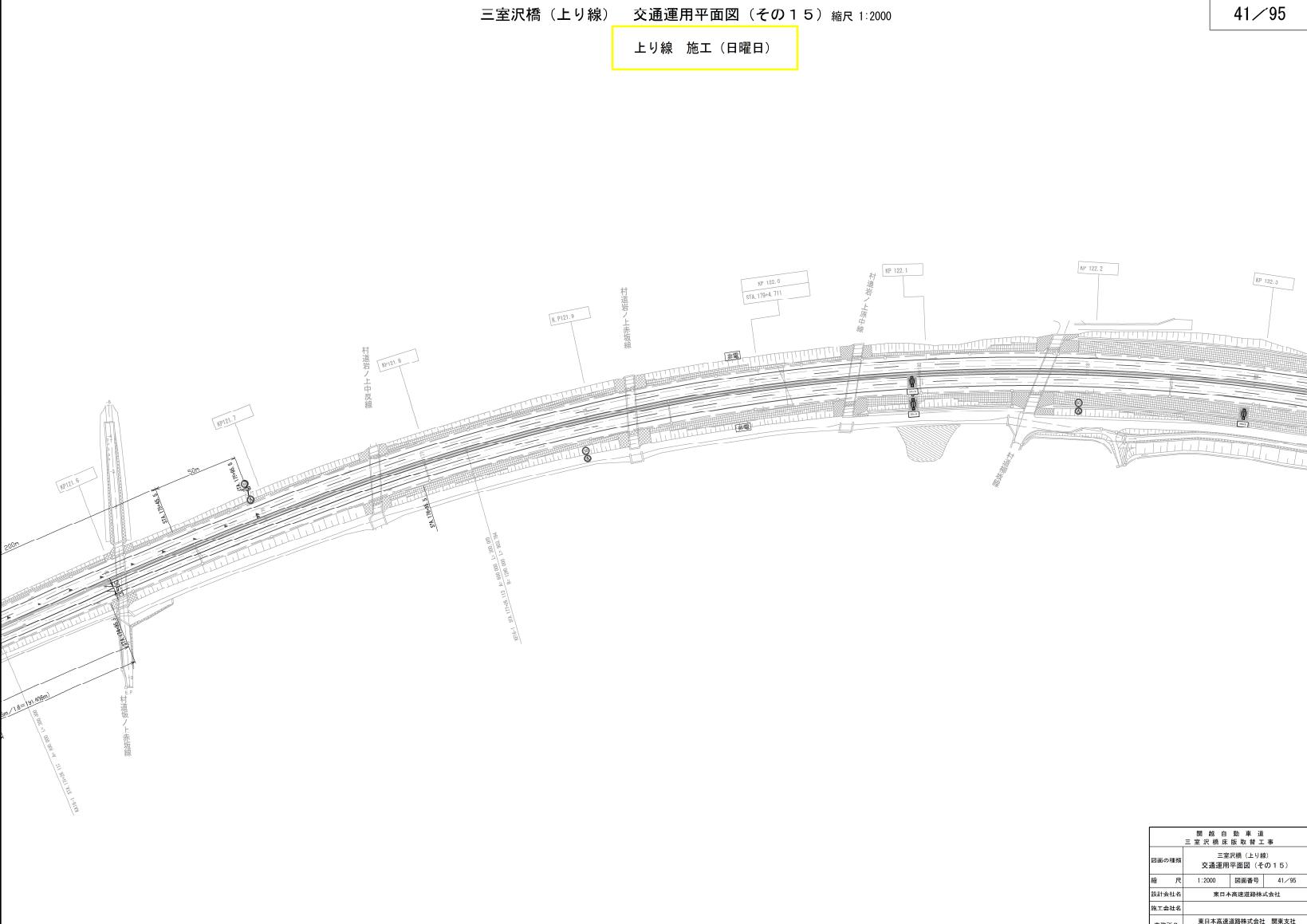
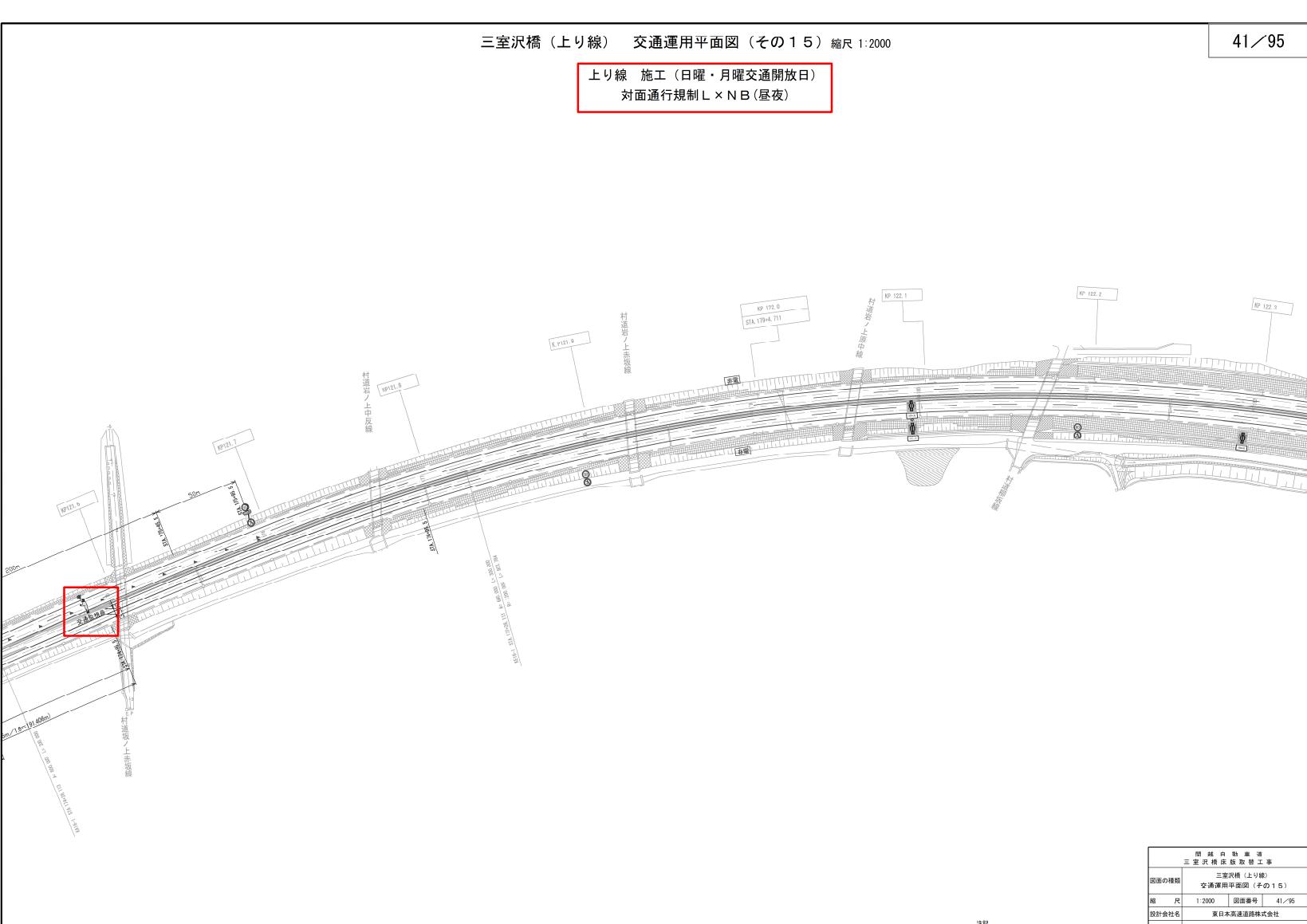
単価名称及び注記の追加。
図面名称の変更。

対象	設計図面 標準参考図書 (37/95)
誤	<p>三室沢橋（上り線） 交通運用平面図（その11） 縮尺 1:2000</p> <p>上り線 施工（土曜日）</p>
正	<p>三室沢橋（上り線） 交通運用平面図（その11） 縮尺 1:2000</p> <p>上り線 施工（土曜交通開放日） 対面通行規制 L × N B (昼夜)</p>
備考	<p>交通保安要員の追加。 単価名称及び注記の追加。 図面名称の変更。</p>

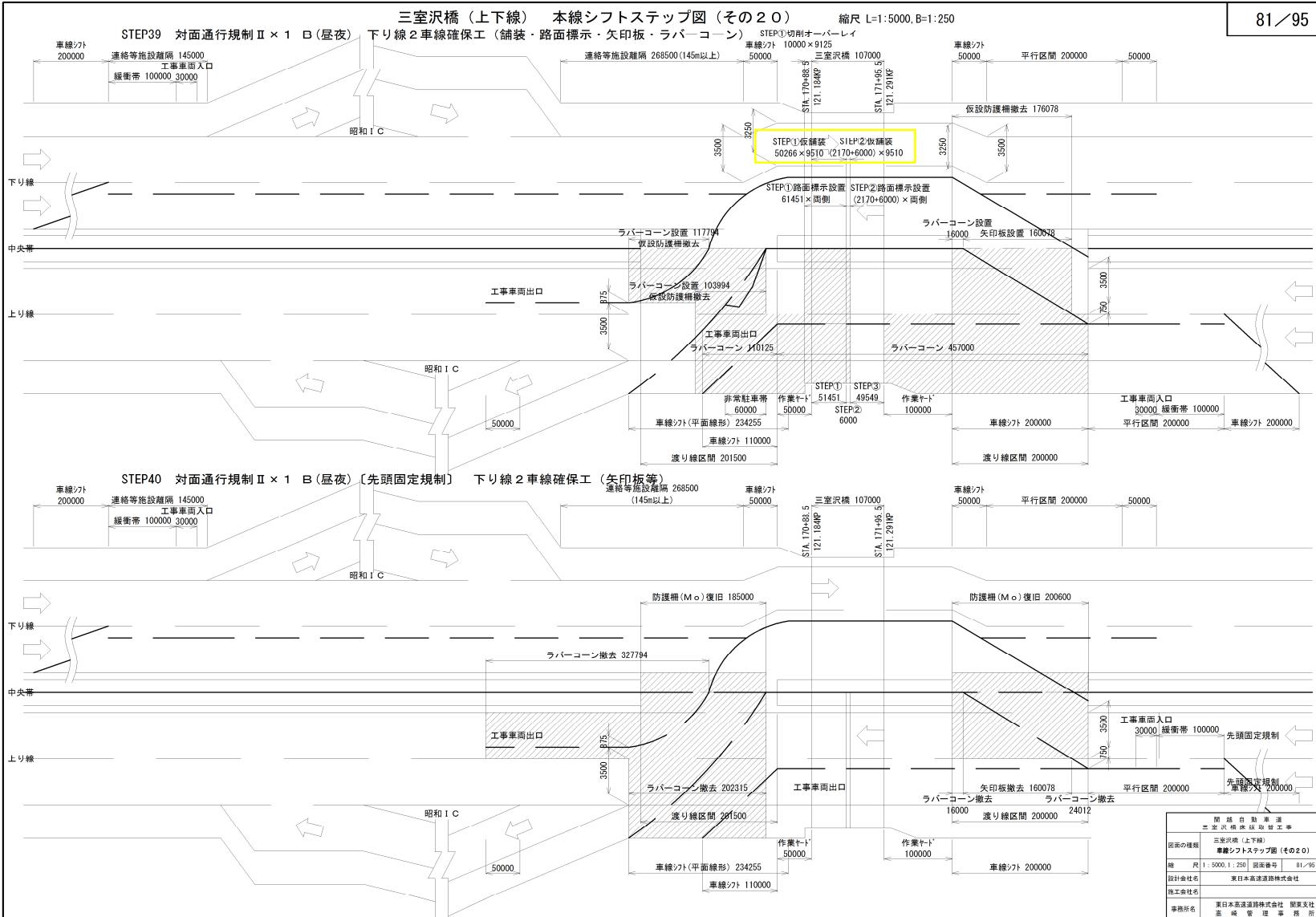
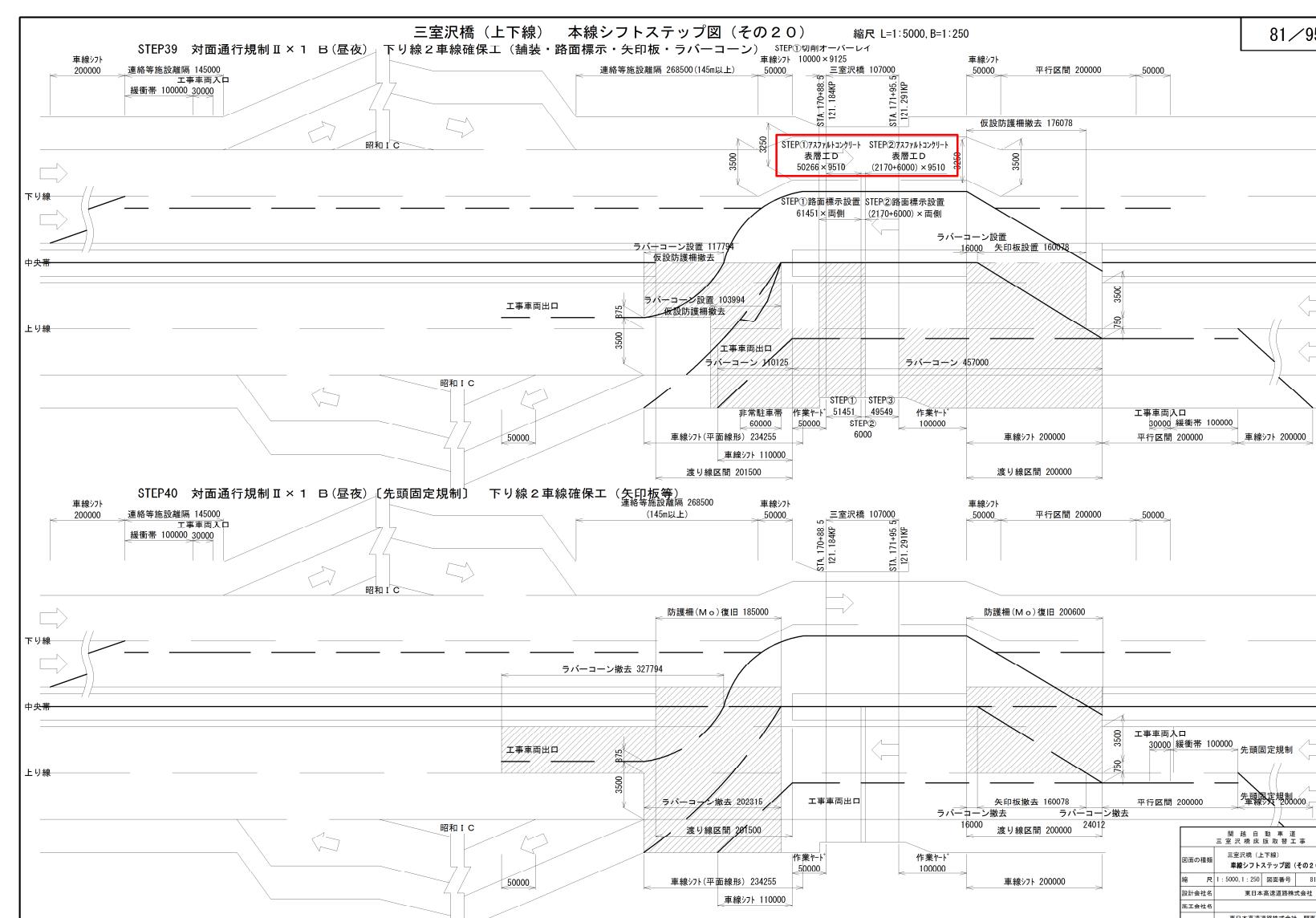
対象	設計図面 権利参考図書 (38/95)
誤	<p>三室沢橋（上り線） 交通運用平面図（その12） 縮尺 1:2000</p> <p>上り線 施工（土曜日）</p>
正	<p>三室沢橋（上り線） 交通運用平面図（その12） 縮尺 1:2000</p> <p>上り線 施工（土曜交通開放日）</p> <p>対面通行規制 L × N B (昼夜)</p>
備考	<p>交通保安要員の追加。 単価名称及び注記の追加。 図面名称の変更。</p>

対象	設計図面 権利参考図書 (39/95)
誤	<p>三室沢橋（上り線） 交通運用平面図（その13）縮尺1:2000</p> <p>上り線 施工（日曜日）</p> <p>関 越 白 動 車 温 三 室 沢 橋 施 工 事 三 室 沢 橋 (上り線) 交通運用平面図 (その13) 縮 尺 1:2000 図面番号 39/95 設計会社名 東日本高速道路株式会社 施工会社名 事務所名 東日本高速道路株式会社 関東支社 高崎管理事務所</p>
正	<p>三室沢橋（上り線） 交通運用平面図（その13）縮尺1:2000</p> <p>上り線 施工（日曜・月曜交通開放日） 対面通行規制L×N B(昼夜)</p> <p>関 越 白 動 車 温 三 室 沢 橋 施 工 事 三 室 沢 橋 (上り線) 交通運用平面図 (その13) 縮 尺 1:2000 図面番号 39/95 設計会社名 東日本高速道路株式会社 施工会社名 事務所名 東日本高速道路株式会社 関東支社 高崎管理事務所</p> <p>注記 本図面は、交通規制の基本方針を示すものである。 又交通規制については、契約書を既に取扱うこと。 図示された交通規制は交通規制の実際と異なる場合がある。</p>
備考	交通保安要員の追加。 単価名称及び注記の追加。 図面名称の変更。

対象	設計図面 標約参考図書 (40/95)
誤	<p>三室沢橋（上り線） 交通運用平面図（その14）縮尺1:2000</p> <p>上り線 施工（日曜日）</p>  <p>40/95</p>
正	<p>三室沢橋（上り線） 交通運用平面図（その14）縮尺1:2000</p> <p>上り線 施工（日曜・月曜交通開放日）</p> <p>対面通行規制 L × N B (昼夜)</p>  <p>40/95</p>
備考	<p>交通保安要員の追加。 単価名称及び注記の追加。 図面名称の変更。</p>

対象	設計図面 権利参考図書 (41/95)
誤	<p>三室沢橋（上り線） 交通運用平面図（その15） 縮尺 1:2000</p> <p>上り線 施工（日曜日）</p> <p>41/95</p>  <p>開 拓 自 動 車 道 三 室 沢 橋 (上り線) 図面の種類 交通運用平面図 (その15) 縮 尺 1:2000 図面番号 41/95 設計会社名 東日本高速道路株式会社 施工会社名 東日本高速道路株式会社 関東支社 事務所名 東日本高速道路株式会社 関東支社 高 峠 管 理 事 業 所</p>
正	<p>三室沢橋（上り線） 交通運用平面図（その15） 縮尺 1:2000</p> <p>上り線 施工（日曜・月曜交通開放日） 対面通行規制 L × N B (昼夜)</p> <p>41/95</p>  <p>開 拓 自 動 車 道 三 室 沢 橋 (上り線) 図面の種類 交通運用平面図 (その15) 縮 尺 1:2000 図面番号 41/95 設計会社名 東日本高速道路株式会社 施工会社名 東日本高速道路株式会社 関東支社 事務所名 東日本高速道路株式会社 関東支社 高 峠 管 理 事 業 所</p> <p>注記 本運用図は、交通運用の基本方針を示すものであり、 交通規制箇所については、契約者を参照すること。 表示された交通規制箇所は交通規制の単位に含むものとする。</p>
備考	交通保安要員の追加。 単価名称及び注記の追加。 図面名称の変更。

対象	設計図面 権利参考図書 (68/95)
誤	
正	
備考	旗揚げ名称の訂正

対象	設計図面 権利参考図書 (81/95)
誤	
正	
備考	旗揚げ名称の訂正

対象	設計図面 権利参考図書 (91/95)
誤	
正	
備考	旗揚げ名称の訂正